
令和元年 第3回定例会

上富良野町議会会議録

開会 令和元年9月25日

閉会 令和元年9月26日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (9月25日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○総務課職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 議会運営委員長報告	2
○日程第 3 会期の決定について	2
○日程第 4 行 政 報 告	2
○日程第 5 報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告について	4
○日程第 6 報告第 2 号 議員派遣結果報告について	5
○日程第 7 報告第 3 号 平成30年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について	6
○日程第 8 報告第 4 号 専決処分の報告について (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)	6
○日程第 9 報告第 5 号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	7
○日程第10 報告第 6 号 専決処分の報告について (上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定の変更について)	7
○日程第11 報告第 7 号 令和元年度(平成30年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	8
○日程第12 町の一般行政について質問	8
3 番 高 松 克 年 君	8
1 今年度の除雪の対応について	
2 難聴者、聴こえにくい人への支援対策について	
8 番 荒 生 博 一 君	15
1 人口減少を見据えた行政運営の効率化と町民サービス向上について	
2 地域の足の確保策について	
4 番 中 瀬 実 君	20
1 農業部門ワンストップの検証について	
2 携帯電話の圏外地域解消と光ブロードバンドサービスの普及対策について	
7 番 米 沢 義 英 君	27
1 中学生の医療費無料化について	
2 保育の無償化に伴う副食費の徴収について	
3 町立病院の建設について	
4 翁道路の整備について	
12 番 小田島 久 尚 君	36
1 日の出公園の新たな魅力づくりについて	
2 複合拠点施設について	
○散 会 宣 告	37

目 次

第 2 号 (9月26日)

○議 事 日 程	3 9
○出 席 議 員	3 9
○欠 席 議 員	3 9
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	3 9
○議会事務局出席職員	4 0
○総 務 課 職 員	4 0
○開 議 宣 告	4 1
○諸 般 の 報 告	4 1
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	4 1
○日程第 2 議案第 6号 平成30年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について	4 1
○日程第 3 議案第 7号 平成30年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	4 1
○日程第 4 議案第 8号 平成30年度上富良野町企業会計決算の認定について	4 1
○日程第 5 議案第 9号 上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	4 7
○日程第 6 議案第10号 上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例	5 2
○日程第 7 議案第11号 上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5 2
○日程第 8 議案第12号 上富良野町森林環境譲与税基金条例	5 4
○日程第 9 議案第 1号 平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)	5 5
○日程第10 議案第 2号 平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	6 0
○日程第11 議案第 3号 平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予 算(第2号)	6 1
○日程第12 議案第 4号 平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2号)	6 1
○日程第13 議案第 5号 平成31年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	6 2
○日程第14 議案第13号 監査委員の選任について	6 3
○日程第15 議案第14号 教育委員会教育長の任命について	6 3
○日程第16 議案第15号 教育委員会委員の任命について	6 4
○日程第17 議案第16号 教育委員会委員の任命について	6 4
○日程第18 選挙第 1号 選挙管理委員及び補充員選挙について	6 5
○日程第19 発議案第1号 町内行政調査実施に関する決議について	6 5
○日程第20 発議案第2号 議員派遣について	6 6
○日程第21 発議案第3号 議会懇談会実施に関する決議について	6 6
○日程第22 発議案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め る意見について	6 7
○日程第23 発議案第5号 特別支援学校の設置基準の策定、及び特別支援学級の学級編制 標準の改善を求める意見について	6 7
○日程第24 発議案第6号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高 校統廃合を行わないことを求める意見について	6 8
○日程第25 閉会中の継続調査申し出について	6 9
○閉 会 宣 告	6 9

第 3 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）	9月26日	原 案 可 決
2	平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	9月26日	原 案 可 決
3	平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）	9月26日	原 案 可 決
4	平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	9月26日	原 案 可 決
5	平成31年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）	9月26日	原 案 可 決
6	平成30年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9月26日	原 案 可 決
7	平成30年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	9月26日	決算特別委員会 付 託
8	平成30年度上富良野町企業会計決算の認定について	9月26日	決算特別委員会 付 託
9	上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	9月26日	原 案 可 決
10	上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例	9月26日	原 案 可 決
11	上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9月26日	原 案 可 決
12	上富良野町森林環境譲与税基金条例	9月26日	原 案 可 決
13	監査委員の選任について	9月26日	同 意 可 決
14	教育委員会教育長の任命について	9月26日	同 意 可 決
15	教育委員会委員の任命について	9月26日	同 意 可 決
16	教育委員会委員の任命について	9月26日	同 意 可 決
	行 政 報 告	9月25日	
	町の一般行政について質問	9月25日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告について	9月25日	報 告
2	議員派遣結果報告について	9月25日	報 告
3	平成30年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について	9月25日	報 告
4	専決処分の報告について (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)	9月25日	報 告
5	専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	9月25日	報 告
6	専決処分の報告について (上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定の変更について)	9月25日	報 告
7	令和元年度(平成30年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月25日	報 告
	選 挙		
1	選挙管理委員及び補充員選挙について	9月26日	選 挙
	発 議		
1	町内行政調査実施に関する決議について	9月26日	原 案 可 決
2	議員派遣について	9月26日	原 案 可 決
3	議会懇談会実施に関する決議について	9月26日	原 案 可 決
4	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見 について	9月26日	原 案 可 決
5	特別支援学校の設置基準の策定、及び特別支援学級の学級編制標準の 改善を求める意見について	9月26日	原 案 可 決
6	「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃 合を行わないことを求める意見について	9月26日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	9月26日	原 案 可 決

令和元年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

令和元年9月25日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 会期の決定について 9月25日～26日 2日間
第 4 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について
監査委員 今村 辰義 君
第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について
第 7 報告第 3号 平成30年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について
第 8 報告第 4号 専決処分の報告について
(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
第 9 報告第 5号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
第10 報告第 6号 専決処分の報告について
(上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定の變更について)
第11 報告第 7号 令和元年度(平成30年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第12 町の一般行政についての質問

○出席議員（14名）

1番	元井 晴奈 君	2番	佐川 典子 君
3番	高松 克年 君	4番	中瀬 実 君
5番	金子 益三 君	6番	中澤 良隆 君
7番	米沢 義英 君	8番	荒生 博一 君
9番	佐藤 大輔 君	10番	今村 辰義 君
11番	小林 啓太 君	12番	小田島 久尚 君
13番	岡本 康裕 君	14番	村上 和子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	石田 昭彦 君
教 育 長	服部 久和 君	農業委員会会長	青地 修 君
会 計 管 理 者	林 敬永 君	総務課長	宮下 正美 君
企画商工観光課長	辻 剛 君	町民生活課長	北越 克彦 君
保健福祉課長	鈴木 真弓 君	農業振興課長	狩野 寿志 君
建設水道課長	佐藤 清 君	農業委員会事務局長	大谷 隆樹 君
教育振興課長	及川 光一 君	ラベンダーハイツ所長	北川 和宏 君
町立病院事務長	北川 徳幸 君		

○議会事務局出席職員

局 長	深山 悟 君	次 長	岩崎 昌治 君
-----	--------	-----	---------

○総務課職員

総務班主事	佐藤根 祥太 君
-------	----------

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（村上和子君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和元年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

本定例会は、9月20日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から例月現金出納検査結果報告、教育長から平成30年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告、議会運営委員長から議員派遣結果の報告がありました。

町長から本定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出があり、その資料として、行政報告とともに、令和元年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

また、議案第13号監査委員の選任について、議案第14号教育委員会教育長の任命について、議案第15号及び議案第16号教育委員会委員の任命について、選挙第1号選挙管理委員及び補充員選挙については、あす26日に配付の予定であります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 元井晴奈君

2番 佐川典子君
を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議・決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米沢義英君。

○議会運営委員長（米沢義英君） 令和元年第3回定例会の議会運営等について、審議・決定した内容を御報告いたします。

去る9月4日、13日及び19日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会まで受理しました9件の陳情、要望の取り扱いについて審議をいたしました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案16件、報告案件4件、議長からの報告案件3件であります。

また、町の一般行政については、高松克年議員外4名の議員から一般質問の通告があり、質問の順序は、先例により、通告書を受理した順となっております。質問の要旨は本日配付のとおりであります。

これらの状況を考慮し、9月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から9月26日までの2日間と決定いたしました。

以上、議会運営委員会の結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

○議長（村上和子君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの2日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月26日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 行政報告

○議長（村上和子君） 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第3回定例町議会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、9月8日から9日にかけて関東地方を直撃いたしました台風15号におきましては、千葉県を中心に大きな被害をもたらし、特に長期にわたり停電が続いた方々や、家屋の損壊等、多くの被害に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復興を願うものであります。

それでは、去る6月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、8月18日に執行されました上富良野町議会議員選挙についてであります。選挙管理委員により厳正に執行されました。

当日、有権者数は8,894人に対し、投票者数は6,224人であり、投票率は前回は1.91%下回る69.98%となりました。

このたびの選挙において選出されました議員の皆様は改めてお祝いを申し上げますとともに、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

今後も協働のまちづくりのもと、第6次総合計画に掲げた「暮らし輝き交流あふれる四季彩のまち・かみふらの」の実現に向けて、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、国の栄典関係についてであります。4月1日発令の高齢者叙勲において、長年にわたり上富良野町議会議員を務められました小野忠氏が旭日単光章を受章され、7月5日に伝達させていただきました。改めてこれまでの御功績に心から敬意を表しますとともに、ますますの御活躍と御健勝をお祈り申し上げます。

次に、基地対策関係についてであります。上富良野町基地対策協議会による「防衛施設周辺整備に関する要望」として、6月21日に北海道防衛局、7月10日に北部方面総監部、7月11日から12日に防衛省及び関係国会議員に、また、7月3日に北海道基地協議会による「防衛施設周辺整備に関する要望」及び「基地交付金に関する要望」を関係省庁及び北海道選出国会議員に行ってきたところであります。

次に、自衛隊関係についてであります。8月22日に北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会による「北海道の自衛隊体制強化を求める要望」及び「自衛隊と地域コミュニティとの連携に関する要望」を防衛

省及び関係国会議員に対して行ってまいりました。

また、記念行事等につきましては、北海道補給処及び島松駐屯地創立67周年記念行事を初め関係する部隊、駐屯地の記念行事等へ参加してきたところであります。

次に、イベント関係についてであります。本年で12回目を迎えました「まるごと かみふらの」ビアガーデンは、銀座通りを会場として、6月29日に開催され、多くの皆様に参加いただき、地元の農畜産物に対する理解とあわせて、町民の交流を深めていただく機会となりました。

また、7月14日に開催しました「第41回花と炎の四季彩まつり」については、人気漫才コンビや、昨年も御出演いただいた本町のPR大使である人気声優の牧野由衣さんのステージのほか、行灯行列、花火大会などに、町内外から約1万5,000人の御来場をいただき、盛会のうちに終了することができました。

また、飲食等の出店ブースでは、昨年に引き続き、津市の農業生産者の方々によるブースが設けられ、特産である果物やお茶、松阪牛などが販売され、さらなる経済交流への発展へつながることを期待しているところであります。

また、8月18日に行われた「十勝岳トレイル・イン・かみふらの・びえい」では、337名のランナーが参加し、翌週、25日に行われた「かみふらの十勝岳ヒルクライム」では155名のサイクリストが参加され、いずれも盛会に開催することができましたことについて、それぞれの主催団体より報告をいただいているところであります。

なお、これらイベントの実施に当たりまして、準備・運営等に御尽力いただきました関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

次に、社会福祉法人わかば会創立50周年記念式典、祝賀会についてであります。9月8日、プラザトミヤマにおいて盛会に開催され、多くの御来賓の皆さんとともに出席したところであります。これまで長きにわたり役員及び職員として勤めてこられた方々への表彰とあわせて、50年の活動の歴史を振り返り、社会福祉法人わかば会のさらなる発展を出席した皆様とともに願ったところであります。

次に、特定健診等の実施状況についてであります。7月3日から13日までの日程で実施し、特定健診につきましては980の方が受診されたところであります。

また、この期間において、高齢者、若年者、かみふっ子健診、国保外の被扶養者特定健診のほか、各種がん検診、肝炎ウイルス検診、肺機能検査などもあわせて実施し、延べ2,130人の方が受診さ

れ、その後、結果説明会や家庭訪問等を通じ、糖尿病等の重症化予防に重点を置いた保健指導を行ったところであります。

また、健診会場では、食生活改善推進委員による野菜350グラムと減塩の普及活動としてみそ汁を試食していただき、あわせて管理栄養士によるインボディ測定を通して栄養指導を実施したところであります。

今後も、町民の皆様がみずからの健康について考え、健康的な生活を送るための健康づくり事業の推進に努めてまいります。

次に、農作物の生育状況についてであります。6月から8月上旬の高温、降水量不足の影響により、生育の停滞が心配されておりましたが、8月中旬からは降水量も平年並みとなり、農作物の生育は順調に推移しているところであります。

既に収穫が終了している麦類につきましては平年並みの収量となっており、水稻につきましても既に刈り取りが進んでおり、平年並みの収量が見込まれております。

また、主要作物である大豆、パレイショ、ビートの生育につきましても順調に推移しているところであります。

いずれにいたしましても、本格的な収穫期を迎え、農作業の安全確保に努めていただき、よりよい出来秋となるよう期待をしているところであります。

次に、上富良野西小学校の姉妹校交流事業についてであります。7月22日から24日の3日間の日程で、三重県津市安東小学校から8名の児童と校長先生、引率教員の総勢10名が来町いたしました。

この間、上富良野西小学校の児童との交流会、児童宅でのホームステイや、町内の視察研修などを行い、安東小学校と上富良野西小学校の友好の絆をさらに深めたところであります。

次に、児童生徒の部活動等における活躍状況についてであります。小学生については、上富良野西小学校の廣瀬有牙さんが第28回グレンツェピャノコンクール地区大会において金賞を受賞し、東京浜離宮朝日ホールで行われた第11回グレンツェピャノコンクール全国大会に、また、上富良野小学校の菊池煌介さんが第19回北海道少年少女空手道練成大会において準優勝し、日本武道館で行われた第19回全日本少年少女空手道選手権大会に、さらに、上富良野ジュニアバレーボールチームが第22回日本ヤングバレーボールクラブ優勝大会北海道予選で準優勝し、大阪府で行われた第22回全国ヤングバレーボールクラブ男女優勝大会に出場したところであり

ます。

中学生については、水林天朋さんが全国中学生少林寺拳法大会北海道地区代表選考会において男子単独演武の部で3位に入賞し、香川県で行われた全国中学生少林寺拳法大会に出場したところであります。

高校生については、高体連陸上北海道大会において、男子三段跳びの小野郁真さん、男子砲丸投げの桑折龍真さん、男子4掛ける400メートルリレーの大道瑛斗さん、女子100メートルの鈴木くるみさん、女子100メートル及び女子4掛ける100メートルリレーの加藤璃里香さんがそれぞれ入賞を果たし、沖縄県で行われた全国高等学校総合体育大会に、また、北海道高体連カヌー競技大会において女子カヤックペアの藤井夢加さんが優勝し、鹿児島県で行われた全国高体連カヌー競技会に出場したところであります。

そのほか、小学生、中学生及び高校生たちが、日ごろの練習成果を發揮し、野球、陸上、卓球、バレーボールなど、それぞれ全道大会に出場するなど、多くの児童生徒が活躍しているところであります。

今後におきましても、本町の子どもたちが各方面で活躍いただくことを期待するとともに、このたび立派な成績を残された皆さんに改めて拍手を送りたいと思います。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。6月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、9月19日現在、件数で20件、事業費総額で1億7,865万1,800円で、今年度累計では35件、事業費総額3億357万9,800円となっております。

詳細につきましては、お手元に「令和元年度建設工事発注状況」を配付しておりますので、御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（村上和子君） 日程第5 報告第1号例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

監査委員、今村辰義君。

○監査委員（今村辰義君） 例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、そ

の結果を御報告いたします。

平成30年度5月分及び平成31年度5月分から7月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、平成31年度、令和元年6月分の検査において、これまで原因者が特定できない車両損傷等事故が見受けられましたため、使用車両の運行前点検と運行後点検を実施するなど、車両管理の徹底と未然防止に努められるよう指摘をしたところでございます。

検査結果資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、14ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上、例月現金出納検査の結果報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） ないようでございますので、これをもって、報告第1号例月現金出納検査結果報告についてを終わります。

◎日程第6 報告第2号

○議長（村上和子君） 日程第6 報告第2号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、米沢義英君。

○議会運営委員長（米沢義英君） 議員派遣結果報告書。

令和元年第2回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

令和元年9月13日。

上富良野町議会議長、村上和子様。

議会運営委員長、米沢義英。

記。

件名、北海道町村議会議員研修会及び先進地事例調査。

1、調査及び研修の経過について。

令和元年6月25日、北海道町村議会議長会主催の北海道町村議会議員研修会に議員14名が参加し、2講演を聴講しました。

また、6月26日に、胆振管内安平町において、ことし4月にオープンした道の駅あびらD51ス

テーションの整備について、視察調査を行いました。

なお、調査結果等については、概要のみを報告させていただきます。

1番目に、『どうなる？今後の日本政治』と題した講師のお話の中では、今、日本が経済大国2位から3位に転落するという状況の中で、AIの導入やキャッシュレス化などによって働き方が変わっていくという状況の中で、今、国に求められているものは何かということでした。

一つには、少子高齢化、2番目には、財源がない中で、3番目には、資源がない国である日本のかじ取りを今後どうしていくのかというテーマでした。

これは同時に、国及び地方議会にも、この三つのキーワードから、今後の地域づくりを考える必要があるというお話でした。

第2番目には、『地方は変わるか～議会はどうか変わるか、自治体をどう変えるか～』というお話では、首都地域、地方地域との二極化が進むという状況の中で、全国一律の地域づくりはかなり厳しい状況があるのではないかという話でありました。

その上に立って、議会の役割は何かという点では、1、決定、2、監視、3、提案、4、集約をしっかりと行って、立法機関としての機能、議会の役割を、町民との双方向の中で進めるべきだという話でした。

今後の議会活動においても非常に参考になりました。

(2)番目、先進地事例調査について報告いたします。

胆振管内安平町、道の駅あびらD51ステーションを視察しました。

このステーションは、平成31年3月19日に、道内124番目の道の駅として登録されておりました。

運営については、指定管理者である安平観光協会の直営方式をとられていました。

また、安平町の道の駅においては、基本設計、また、実施設計の段階で、町民や関係団体との意見交換を丁寧に実施されていました。

また、運営方法や運営内容、費用負担も、早い段階から、時間をかけて多方面からの協議をする中で決定していったという点では、非常に参考になりましたことを報告いたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって、報告第2号議員派遣結果報告についてを終わります。

す。

◎日程第7 報告第3号

○議長（村上和子君） 日程第7 報告第3号平成30年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について、報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（及川光一君） ただいま上程いただきました報告第3号平成30年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について説明を申し上げます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の点検及び評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出し、町民に公表するものであります。

以下、平成30年度上富良野町教育委員会点検・評価報告書の概要について御説明申し上げます。

報告書の1ページをごらんください。

本報告書は、目的にありますように、教育委員会の事務事業の管理及び執行状況を点検・評価し、効果的な教育行政の推進と透明性を図り、町民への説明責任を果たすものであります。

点検・評価の内容であります。平成30年度の教育委員会活動状況及び教育行政執行方針に示した事務事業の成果をもとに内部評価を行ったところであります。

また、この点検・評価に当たりましては、教育に関し学識経験を有する教育行政評価委員3名の御意見を聞きし、報告書にまとめております。

2ページには評価方法及び評価結果について、3ページから13ページまでは教育委員会議などの活動状況を記載しております。

そして、14ページから56ページにわたりましては、点検・評価の対象といたしました41事業を、評価項目ごとに達成度、効果度による評価と総合評価を行い、点検・評価表にまとめたところであります。

57ページから59ページまでは、教育行政評価委員会の開催と、その意見を掲載しているところであります。

60ページ以降につきましては、参考資料を掲載をしているところであります。

以上で、報告第3号平成30年度上富良野町教育委員会点検・評価報告についての説明といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑がなければ、これをもって、報告第3号平成30年度上富良野町教育委員会・点検評価の報告についてを終わります。

◎日程第8 報告第4号

○議長（村上和子君） 日程第8 報告第4号専決処分の報告について、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについての報告を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました報告第4号専決処分の報告について、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、御説明申し上げます。

本件は、令和元年8月6日火曜日、午後1時50分ごろ、保健福祉課職員2名が公務出張の折、町内の駐車場において公用車をバックで移動した際に、停車しておりました車両の左後方バンパーに接触したものであります。

この接触事故の処理に当たりまして、公用車側が後方確認を怠ったことが主因でありますことから、過失割合を当方100%で示談が成立し、26万1,000円を損害賠償することで、令和元年8月23日に専決処分を行ったところであります。

なお、相手方の車両には男性運転手1名が乗車しておりましたが、けがはございませんでした。

また、当方の公用車の右後部バンパーの修理につきましては、18万3,600円を修理費として支出し、自動車事故共済金において対応していただいたところでございます。

職員に対しましては、運転について注意喚起をしたところであり、今後は再発防止に努めてまいります。

このたびの交通事故の発生したことにつきまして、深くおわび申し上げます。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第4号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて。

次のページをお開きください。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年8月23日。

以下、損害賠償の相手方及び和解の内容については、記載のとおりであります。

以上で、報告第4号専決処分の報告についての説明といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって、報告第4号専決処分の報告について、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてを終わります。

◎日程第9 報告第5号

○議長（村上和子君） 日程第9 報告第5号専決処分の報告について、和解及び損害賠償の額を定めることについての報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（及川光一君） ただいま上程いただきました報告第5号専決処分の報告について、和解及び損害賠償の額を定めることについて、御説明申し上げます。

本件は、令和元年7月9日、午後6時30分ごろ、小学校児童が丘町の上富良野運動公園多目的広場において、取っ手がついた遊具で遊んでいたところ、取っ手が外れ、落下し、地面に体を打ちつけて、ひざ、手首などを負傷しました。

当該遊具の状況につきましては、町の管理におきまして確認しておりましたが、使用できる状態としていたため、町の過失を10割と決定し、当該治療費2,370円を支払うとして示談が成立したことから、令和元年8月9日付で専決処分を行ったところであります。

施設の管理につきましては、日ごろより安全確保に努めていたところではありますが、このような事故が発生したことに対しまして深くおわび申し上げます。

今後におきましては、事故防止と安全確保により万全を期してまいります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第5号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

次のページをごらんください。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年8月9日。

以下、損害賠償の相手方及び和解の内容につきましては、記載のとおりであります。

以上で、報告第5号専決処分の報告についての説明といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑がなければ、これをもって、報告第5号専決処分の報告について、和解及び損害賠償の額を定めることについてを終わります。

◎日程第10 報告第6号

○議長（村上和子君） 日程第10 報告第6号専決処分の報告について、上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定の変更について、報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました報告第6号専決処分の報告について、上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定の変更につきまして、専決処分した要旨について御説明申し上げます。

本事業は、現在、第2期長寿命化計画において、浄化センター管理棟及び最終沈殿池棟の建築電機及び建築機械更新工事を平成29年度から31年度の3カ年で施工して行っており、日本下水道事業団に設計積算及び施工管理業務を委託し、技術的援助をいただき、平成29年5月23日に協定を締結を結び、同年6月21日の議会において議決をいただき、工事を進めてまいりましたが、このたび日本下水道事業団より、本年度工事が完成し、入札執行残等の確定に伴い、契約金額4万円を減額する協定変更を8月16日付で行い、同日、専決処分を行ったことから、地方自治法の規定により予算内容を議会に報告するとともに、承認を賜り、本議会に上程するものであります。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

報告第6号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定の変更について。

次のページをお開きください。

専決処分書。

上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年8月16日。

上富良野町長、向山富夫。

記。

変更事項。契約金額、変更前、1億510万円、変更後、1億506万円。

以上、報告といたします。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑がなければ、これをもって、報告第6号専決処分の報告について、上富良野町公共下水道上富良野浄化センター他の建設工事委託に関する協定の変更についてを終わります。

◎日程第11 報告第7号

○議長（村上和子君） 日程第11 報告第7号令和元年度（平成30年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました報告第7号令和元年度（平成30年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告申し上げます。

平成30年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じておりません。実質公債費比率は9.0%、将来負担比率は55.8%となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれも資金不足は生じておりません。

各比率はいずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階に位置づけられるところであります。

以上で、報告第7号令和元年度（平成30年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑がなければ、これをもって、報告第7号令和元年度（平成30年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

◎日程第12 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第12 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、3番高松克年君。

○3番（高松克年君） さきに通告してあります2項目、6点について、町長に伺います。

第1項として、今年度の除雪の対応について。

1、昨年度末においては、例年になく春先の降雪により、費用負担が膨らみ、春遅くまで交差点などに雪が残ることとなり、補正予算成立までの間、除雪車が出動できない様子が見られました。今年度は効率的な対応ができるように、どのような考えを持っているかをお伺いいたします。

2として、地図上では町道となっているが、その先に住民が居住しているのにもかかわらず、町道部分の除雪がなされていない部分が見られるが、住民と町の理解がどのようになされているのかをお伺いしたいと思います。

第3として、除雪についての町道の基準と、私道を除雪する基準があるのかをお伺いしたいと思います。

2項目として、難聴者、聞こえにくい人への支援対策について、町長にお伺いします。

昨年度、道は障がい者意思疎通の総合的な支援に関する条例を、また、言語としての手話の認識の普及等に関する条例を策定いたしました。

本年、ガイドラインが示されていると思いますけれども、難聴者等の聴覚障がいについて、今後、町はどのように取り組もうとしているのか、お伺いいたします。

2として、中途難聴者、加齢により聞こえにくくなっている人を含めて、現在、高齢者の増加とともに、より社会的な問題となってきました。

聞こえにくいと感じられたら、早期対応により、回復も早くできると言われています。町で保健師による健康相談時などで聞こえにくさを確認することが可能であるかどうかをお伺いいたします。

3として、現在、難聴者で障害者手帳の交付を受けている方が我が町でも80名おられると聞いています。これらの方は公的支援を受けられるが、中途難聴者、加齢による難聴者については支援につなが

らず、高額な補聴器に頼っている現状があります。しかも、使用になれるまでに、調整の不備などで機能を十分に引き出せず、苦慮されているとも聞きます。難聴者の社会参加、認知機能向上のためにも、助成措置を考えてはどうかと思います。これについてお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番高松議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの、今年度の除雪の対応に関する3点の御質問にお答えいたします。

1点目の、効率的な除雪対応の考え方についてですが、昨シーズンの降雪状況は、12月から2月までの大雪により、当初予算が不足することが見込まれ、緊急的に2月に予備費の充用を行うとともに、3月定例町議会において除排雪費用の補正予算を計上し、除排雪作業を実施したところであります。

特に通学路線の歩道と交差点の除排雪を重点的に対応したところであります。

また、出勤時間に多少早い遅いはあると思いますが、予算の都合による除雪車の出勤に支障を来したことはなかったと認識しているところであります。

今年度におきましても、降雪期前に委託業者と十分調整を図り、さらなる除排雪サービスの向上を目指してまいります。

次に、2点目の、町道の未除雪区間においてありますが、住民の方が居住している路線における除雪対応につきましては、ごく一部において、住民の方の出勤時間や通学時間までに町による除雪作業が間に合わない場合もあり、これらにつきましては、地先の方とお話をさせていただいた上、御本人の御理解のもと、みずから除雪を行っていただいている箇所もあることから、今後におきましても、地先住民の方と協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、3点目の、除雪基準についての御質問であります。町道の除雪につきましては基準を設けており、毎年、町の広報紙を通じ、住民の皆様にお伝えしているところであります。基本的には、バス路線及び病院、学校など、公共施設に通じる道路の確保を優先し、新たに12センチ以上の降雪があった場合に除雪作業を行うこととしております。

また、私道の除雪につきましては、除雪対応をしていないことから、基準は設けていないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目めの、難聴者、聞こえにくい人への支援対策に関する3点の御質問にお答えいたします。

当町における障がい者支援につきましては、障がいがあっても、子どもから高齢者まで、誰もが互いに支え合い、明るく、豊かに、安心して暮らすことのできる地域づくりを基本理念とした第2期上富良野町障害者計画に基づき推進しているところであります。

まず1点目の、北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例及び北海道言語としての手話の認識普及に関する条例の施行に伴い、当初、平成31年3月に道から通知が予定されておりましたガイドラインにつきましては、障がいのある方への配慮と情報保障のための指針として、今後、通知される予定と伺っているところであります。

町といたしましては、道が条例に基づき作成する指針等も参考としながら、来年度、期間を迎えます第2期上富良野町障害者計画の次期計画への見直し作業の中で協議、検討を行い、生かしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、中途難聴者、加齢等による聞こえづらいつ感じている方の対応についての御質問であります。日常生活上の難聴に関する相談につきましては、常時対応させていただいております。

議員御発言の、健康診断においての問診につきましては、企業等が実施する職場健診では、視力・聴覚検査は労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目として位置づけられておりますが、町の住民健診の国民健康保険特定健診並びに後期高齢者医療保険の後期高齢者健康診査の項目には聴力検査は入っていないことから、ここでの確認はなされていないところであります。

なお、65歳以上の高齢者の方に対しましては、毎年5月に実施しております高齢者実態調査において、民生・児童委員が訪問し、日常生活における動作とあわせて、日ごろの生活で御不自由を感じておられることなどの聞き取りも行っており、これらの中で、状態に応じて障がい福祉サービス、在宅福祉サービス、介護保険サービスについて御案内をさせていただいているところであります。

これらのことから、それぞれの機会を通じ、互いに状況を確認することは可能と考えているところであります。

最後に、3点目の、補聴器購入助成についての御質問であります。9月1日現在、聴覚障がいのため障害者手帳の交付を受けている方は84名であり、そのうち補聴器を購入されている方は62名であります。

難聴につきましては、補聴器で改善される難聴と、そうではない難聴があり、難聴についての御相談にいられた方に対しましては、必要な診断を受

け、医師と十分相談していただきますよう説明させていただいており、その結果、補聴器が必要な方に対しましては、障害者手帳の交付申請手続を初め補聴器導入の補助制度への対応等をさせていただいております。

また、聴力状態の変化に伴う相談、制度利用等につきましても、引き続き周知と相談対応の充実を図ってまいりますので、加齢等による難聴に対しての町独自の補装具購入に対する補助につきましても、考えを持ち合わせておりませんことを御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） ただいま町長のほうから答弁をいただきましたけれども、30年度の3月の定例議会で補正を決定するまでの間に若干のタイムラグというか、そういうものができていたように感じるわけです。市街地のみならず、その他の地域でも除雪が十分だったとは思われない、問われるようなところがあったようなことを聞いております。春が近くて、ちょうど少し暖気になったようなときもあったのですが、春になれば雪が解けるということでは、地域に住む人たちも含めて、長い間、雪の中で苦勞してきた町民にとっては、非常にその時間、短い時間とはいえども、毎日気にかかっていたということだったように思います。

今年度、少なくとも除雪の費用が不足する事態のないよう、また、30年度のときにもあったのですけれども、町長の専決処分、2月に足りなくなりそうだということで、費用を出すというようなこともあり、また、補正予算で早期に予見ができれば、それらも必要であれば上げてもらうというようなことも含めて、住民に不便をかけないような状況をつくり出してもらいたいというふうに思うのですけれども、それについてはどう考えるか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番高松議員の、除雪体制についての御質問にお答えさせていただきます。

昨年度の、一昨年、の年末から今年度2月にかけての大雪等によります除雪体制につきましては、お答えさせていただきましたとおりでございますが、少なくとも予算上におきまして、除雪の出動が滞った、あるいは遅延したというような実態は生じていないというふうに認識しております。必要に応じて専決処分を行い、あるいは時期等が余裕がありました補正予算対応等させていただいております、予算上、出動に支障を来したという事実はないものと認識しているところでございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 昨年度、そういう予算上の問題ということではないということですが、町民にとっては、そのことよりは、やはり先ほど言ったように、日々の除雪状況というのが気になるというところだったのだらうと思います。

昨年、信号機の周りに、信号機のある交差点においても排雪が十分でなかったというところは、自分も町の人たちも見ていたところなのではないかというふうに思います。信号機があるというのは、多分に通学路に面していたりとか、そういうところもあったように思いますから、その辺についてはどのように考えるか、見ていなかったのかどうかということもお聞きしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、町の除雪体制につきましては、毎年、住民会長さんの会合、あるいは広報紙等通じて御説明させていただいているとおりでございます。特に除雪に対します出動時間の優先順位と基準を設けておりまして、先ほどもお答えさせていただきましたが、公共施設等につながる通学道路、あるいは通学路等を優先しております。あるいは、交差点等の見通しが悪いようなところについても、極力、除雪をするようなこととしております。常に道路をパトロールしておりまして、そういった状況をつぶさに把握しておりますので、ただ、早い、遅いの時間差が生じることは、これは避けがたいこととございまして、そういう中で、効率的な除雪ができるように取り組んでいるところでございます。

ただ、町民の皆さん方に御理解をいただく中で、旧国道につきましては、これは道道、北海道が管理となっております、これが町道というふうに理解されますと、なかなか雪が残っているなという感じを抱かれる部分は多少あるのかなという、そんな感じは持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 町長は旧国道という話が出たのですけれども、そこではないところの細い道路の信号のあるところに、遅くまで、1車線確保ぐらいいしかなないぐらいの狭さだったということは確認できているので、その辺について見ているかどうかということをお伺いしたかったわけですが、今年度についてはそのようなことがないような形で除雪、排雪の事業を行っていただきたいというふうに

思っています。

2点目の、町道でありながら除雪がされていないところがあるというところなのですけれども、住民の人たち、そこの住民にとっては、何年も、時代が変わっても、しかも除雪機器などの種類、能力などは向上しているにもかかわらず、住民からの意向を聞いているというような様子もないままに、状態の変化もしていないということに対して、また冬が来てしまうのだけれども、どうなのだろうなという思いがあって、その話をされたという部分があるわけですけれども、これについてはどういうふうを考えるか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、ごく一部につきまして、町道でございますが、そこにお住まいの方々の日常生活上、朝早く出勤されたり、あるいは通学をされるお子様がいたりということで、町におきましては、除雪につきましては、優先する路線等から優先的に除雪をいたしまして、計画的に、効率的に除雪を行っております。そういう中で、そういったところに、御本人の都合にあわせた除雪ができるかということ、それは大変難しいものでございまして、そういうところにおきましては、地先の方々と私どもと、しっかりと意見交換させていただいたり、調整をさせていただき、相互の理解のもとで地先対応していただいているところもございしますが、それらについてはしっかりと意思を確認させていただき、相互理解の中で行っておりまして、議員御質問にありますような、町がそういった状況を放置しているというような実態はないことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） ここで言っている除雪の問題というのは、少なくとも子どもたちがいればスクールバスがメインの道路までは来るわけですが、それらの時間に間に合わないということであれば、スクールバスも学校の時間に間に合わないことになるのではないかとこのように思います。スクールバスが間に合わないような計画で除雪をしているのかということになるわけですが、その辺については、そのようなことはないというふうに、先ほどの答弁の中にも、一番最初にバスの来る路線ははねますと言っているわけですが、郡部においてもそのようなことで除雪をされているというふうに思うわけですが、その辺についての見解というか、考え方を伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 3番高松議員の、除雪の優先順位といいますか、部分の質問にお答えさせていただきます。

まず、スクールバス等の時間帯に合うような形で、幹線道路を主にはねておりますので、間に合わないということはないようにしております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それで、そのときに、同じ町道をあけることはできないという意味合いなのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 3番高松議員の、除雪に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、メイン道路を主にあけますので、起点から終点まで行きますので、その部分で時間が相当かかります。その後、枝の部分に行きますので、やはり時間帯に、タイム的には開きがありますので、その場合に、やっぱり列車の時間に間に合わないとか、その前に地先の方があけますので、そういう部分もありますことから、地先との協議の中で、理解のもとで実施しているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 今言われる町道の除雪を、住民の都合というところで、地先ということで負わせているというのはいかがなものかというふうに思うわけです。公平なサービスということからいえば、幾ら学校に行く子がいるとかいう話があったとしても、やはり時間を置かずに、このことについては改善していく余地がないかどうかということが、考えることが必要なのではないかというふうに思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番高松議員の、除排雪についての御質問にお答えさせていただきますが、町が公共サービスとして、当然行うべき事業として除排雪作業を行っておりますが、それには、まずルールを持って行うというのが全ての公共サービスにおいては共通するところでございます。除雪サービスにおきましても、当然、優先されるべき路線、あるいは時間等を考慮しなければならない路線、そういったところについては、需要に見合うような体制のもとで除雪をさせていただいているところでございまして、個々人のそれぞれの時々の事情を参酌して除雪するような体制ということは、物理的にこれは非常に困難だということに思います。そういった

観点から、一定のルールを持って、基準を持って除排雪体制を整えているということで、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） そのルールというのは、どのように住民の人たちに伝わっているかというところが問題なのだと思うのですね。その辺については、きちっとやはり住民の人たちと話し合っている状況にあったかどうかということを知りたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、冒頭の御答弁でも申し上げましたように、毎年、住民会長さんの会合、あるいは町の広報紙等通じて、私どもといたしましては丁寧に御説明をさせていただいていると思えますし、そういった中で、町の除雪体制についての中身等が不明瞭だというようなこれまでも御意見をいただいているような経過もございませんので、さらに丁寧に説明していくことはこれからも続けてまいります。お知らせすることが不足しているというような状況というふうには捉えていないところでございます。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 今、聞くことと、聞こえていないとか、そのことについてのちょっと差があるような気がするのです。町長の耳に届いていないだけで、地元の人たちは困っているところとか、今言われているところなどについても、困っていることは困っているわけですが、事実として。ですから、それらについても、個人の関係に対して参酌するわけにはいかないというお話がありましたけれども、それらを聞いて、そして、町道の除雪というのが、地域、町民にとって最も重要な、町の形を一つなす重要な施策であるというふうに自分などは考えるのです。これだけ冬期間、雪の中へ閉じ込められる地域ですから。ですから、今言われるようなことで、ルールがあるのであれば、それをきちっと住民にも伝える、そして、町長の耳にも届くような形で除雪のあり方、町道の除雪のあり方であってほしいというふうに思います。

続いて、町道の除雪基準についてなのですが、町道でも道路幅とか町道の冬期閉鎖部分とか、いろいろな基準があるのだと思うのですけれども、今言ったような道路の幅とかについては、除雪の基準という中には入れていないということなのでしょう。ここで答弁書でもらったのは、12センチというのは降雪の深さというか、積もった積雪の値だというふうに思うのですけれども、それらの基

準というのは、この除雪に対しては設けられていないというふうに考えていいのでしょうか。

○議長（村上和子君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 3番高松議員の、除雪に関しての御質問にお答えさせていただきます。

除雪につきましては、新雪12センチ以上になりますと除雪を行います。

また、幅については、それぞれの道路幅がございますので、幹線道路、生活道路、二間道路というような、幅はいろいろございますので、それについてはそれぞれ除雪を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それと、ここで言っている私道の除雪には対応しないということがありますがけれども、今後についてなのですけれども、高齢者世帯、高齢者独居、また、体に障がいのある世帯など、ますます今後、地域においても増加していくであろうと思われるのです。それで、こういう世帯に対しても、現状の状態のままで看過していいのかどうかということが問われるような時代になっているのだと思うのです。本当に開拓以来というか、何代かにわたって暮らしてきて、自分でも思いのある家に住まわれないような状況が出てくるということは、これ、どうなのだろうと。本当に福祉に重点的に町でも施策を打っていることはわかりますけれども、それに対して、どのような、今後、考えを持っているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、私道につきましては除雪を町が対応するというような考えは持ち合わせておりませんし、これらについては非常に対応が難しいことでもあるでしょうし、現在、私道に対する除雪を行政サービスとして行う考えは持ち合わせていないことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） これもなのですけれども、やはり私道沿線というか、ここで言う私道という意味合いも、町道に対して私道ということで、自分としては共有道というか、そういうことで聞きたいと思ってもいたのですけれども、沿線で3軒くらいの農家さんがあるのですけれども、残念ながら1軒のおうちでは……。 (発言する者あり)

○議長（村上和子君） どうぞ続けてください。

○3番（高松克年君） ここで言う私道というのは、共有道というか、一緒に使っているという意味合いも含めて聞こうとしているわけなのですが、

やはり1軒のおうちのおばあさんがいるのですけれども、その人が息子さんが亡くなって、除雪にやっぱり困っているのです。近くの人が除雪はしてくれているのですけれども、共有道のためにしてはいるのですけれども、それらが、やはり町へ出かけるにしても何にしても、1人で苦勞しているところなどもあったりして、そこでそういう話を聞いたわけですけれども、今後、やはりこういう人たちがふえてくることは事実だと思うので、ぜひ今後について、これら私道といえども、共有道といえども、除雪の体制を整えていく必要はこれから生まれてくるのではないかというふうに思うので、ぜひ、今、町長が言われたように、やりませんということではなくて、将来的には、やはり一つの町の施策としても行っていくことを希望したいというふうに思います。

○議長（村上和子君） 答弁要らないですか。

○3番（高松克年君） 答弁お願いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 答弁要りませんね。今は御自分のお考えを述べられたと思いますので。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） では、答弁は要りません。

続いて、次に、難聴者、聞こえにくい人たちへの支援ということで、再質問したいと思います。

31年の3月に、道は、障がいのある方への配慮と情報保障の目安の指針というのが出ているのですけれども、それについてお伺いしたいと思います。

具体的に難聴者、聴覚障がいについての上富良野での第2期の障害者計画の中にあるというふうに言われましたけれども、その中で、どのように指針を生かしていこうとするのか、どのようなことを重点施策に示そうとしているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 暫時休憩といたします。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解きます。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 今、自分が質問しようとしたことと、道が言っている、町が言っているガイドラインとは違うということなので、この障がいのある方への配慮と情報保障のための指針というところからお伺いしたいというふうに思います。（発言する者あり）

町の取り組みについてお伺いしたいと思います。

第3期の上富良野町の障害者計画の中で、難聴

者、聴覚障がいについての具体的な支援をどのように重点的に考えていくかということをお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、第2期計画の進行中でございますので、第3期計画につきましては次期計画ということでございますので、北海道のガイドライン等が示された後に、それらを参酌して、しっかりと反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 済みません、3期と言ったのは2期の誤りです。

そのような中で、前回にも質問しているわけですけれども、ぜひ聴覚障がい者の人たちについての計画なり何なりを立てていってほしいというふうに思って質問しているわけですけれども、聴力検査について、町は住民健診の中ではできないということをおっしゃっているのですけれども、オプションでも難しいことなのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 3番高松議員の、聴力検査の住民健診における検査についての有無でございますが、健康診断につきましては、町長が先ほど御答弁申し上げたとおり、町の健診につきましては、特定健診並びに後期高齢者の健診につきましてはの義務はございません。

議員御発言の、オプションでの御発言でございますが、町としましては、まず、国並びに道の方針に基づいて健診を実施しているところでございますので、まずそちらを優先しているところでございます。

なお、聴覚につきましては、企業における健診におきましては、聴力検査の機器が必要となりますので、この機器を導入しての検査というのは、十分その効果も含めて検討しなければいけない項目だと担当者としては考えておりますので、今現在のところで、聴力検査を町の独自の健診という考えは持ち合わせていないところでございます。

また、聴力の問診につきましては、町長が御答弁申し上げましたとおり、これは保健師ではなくても、民生・児童委員が生活日常において、やっぱり暮らしにおいて、目の見えない老眼だとか、また、耳の聞こえづらさ、歩行においても、日常生活についての相談については、適時、御相談を受けておまして、サービスについてもきめ細かく御相談申し上げ、なおかつ窓口においては、その制度の普及に

ついて、十分これからも説明してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 民生委員とか、その辺での、聞こえづらいという状況が見つかったというか、例えばそれが健診に結びついたという例などはあるのでしょうか。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 3番高松議員の、民生・児童委員の御相談においてのサービスへのつながり方でございますが、民生・児童委員は、全ての高齢者のお宅を訪問しまして、さまざまな実態について聞き取り調査させていただいております。それをまず保健福祉課、包括支援センター並びに高齢者支援班が全部聞き取り調査し、その中で、特に相談としてサービスにつながっていない方については、申請相談につなげるような形でのおすすめをしております。ただ、なかなかそこにつきましては、家族並びに御本人の承諾が必要となりますので、それについてもきめ細かく民生委員並びに家族の方にも相談して、手続を進めさせていただきますよう推奨しているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） そのような状況の中で、保健師さんの問診の時間というのは、一般の場合もかなりあると思うのですけれども、それで気づきというか、それによって見つけられるというか、話ができるというようなことというのは今までの中でもあったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 3番高松議員の、保健師が行う町の健診における聞き取りの中の状況でございますが、やはり後期高齢者におきましては、そのような方が、たくさんの方が受診していただいております。やはり問診の場面で、相対してお話をしますのです、どうしても耳が聞こえにくいという症状は、保健師のほうからも状況を伺いまして、即座に高齢者支援班並びに包括支援センターのほうに、その方を介してですけれども、このような状況で、どうですか、最近、日ごろお困りではないですかという形での情報の横の連携は十分対応しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） これらも、やはり早期に発見して、早期に対応していくというか、治療に向かうというか、補聴器をつけるとか、いろいろなこと

ができるということが、非常に難聴から起因するほかの問題も解決すると思われま。

今現在、町で、昨年の11月からことしの9月までで84名の方が、それらによってだと思われるのですけれども、障害者手帳の交付を受けているというのがありますけれども、ここ9カ月、10カ月の間に10人近くの人たちが、前回の調査のときには73名という報告があったのですけれども、今、84名ですから、それぐらいの人たちが、上富良野の町民の中からも障害者手帳を受けるような難聴者の人がいるということが、今、ふえてきているというか、見つかっているということからしても、ぜひ早急に健診メニューなどとしても取り入れたり、今言っているような保健師さん、民生委員さんなどの御苦労も願いながら、これに対しての対応を進めていってほしいと思うのですけれども、それについてはどうでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番高松議員の、聴覚障がいについての御質問にお答えさせていただきます。

先ほど来、繰り返してお答えさせていただいておりますが、町といたしましては、日常生活上、お困りになられているような事象につきましては、民生・児童委員の皆さん方の調査、あるいは日ごろの窓口相談等について、いつでも気軽に御相談に応じているところでございまして、とりわけ目が最近薄くなってきた、あるいは耳が聞こえづらくなってきたというような症状に対しましては、これは内科的な病気と違いまして、自分で自覚できるわけでもございまして、都度、御相談をいただければ、医療機関へおつなぎするなど、あるいは福祉サービスにおつなぎするなど、対応ができております。定期的な健康診断時に必ずしも対応しなくても、日常の生活の中で対応し得るものというふうに理解しておりますので、そういった開いた窓口対応というものをさらに充実させていくことで対応させていただきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それで、ここで補聴器の助成は行わないというふうに答弁をいただいておりますけれども、現在、補聴器に対して、各行政が助成を行っていくとか、支援をするということが非常に多くなっています。全体の中でも、やはりどんどん、北海道では北見市のポケット型給付とか、各自治体でも助成措置を始めているところがある状況にありますけれども、これを進めることが、先ほど言ったように、難聴から起因するほかの諸問題、例えば家族でのコミュニケーション、地域でのコミュニケーション、また、地域参加ということなども、

聞こえづらいというところから起因しているところもあって、社会的な生活に対して支障を来すというような状況になってきていることがありますから、ぜひこれらに対しても、障害者手帳を持っている人だけではなくて、やはりその前段というのですか、それらの人たちにも補聴器の使用を勧めるということは重要なことだと思うのですけれども、それらについてもぜひこのことを変えていって、聴覚障がい者に対して補聴器の貸与とか助成というのをぜひ求めたいと思うのですけれども、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番高松議員の、補装具等についての御質問にお答えさせていただきますが、何度もお答えさせていただいておりますが、聞こえに対しての御不自由を感じられる該当者に対しましては、障害者手帳の交付申請手続に結びつくような、そういう体制を整えさせていただいております。これは医学的に聞こえづらさから生じる日常生活不自由というものは公的に認定するわけでございますので、そういった方々が一人でもなくなるように、それは引き続き対応させていただいております。

あるいは、御質問にあります、そういったことに至らない、聞こえづらさを感じる、あるいは御自分の判断でそういった補聴器等を御用意される方につきましては、これは聞こえづらさのみならず、例えば視力が弱った、あるいは股関節が弱くなった、あるいは体が動きづらくなった、さまざまな症状がございますが、それらについては、公的な制度の活用を認められるような方については制度設計がされておりまして、それに至らない方につきましては、私ども、平素行っておりますさまざまな健康指導、あるいは健康維持のための活動を通じて、少しでもそういった方がふえないことに、私どもとして力を注いでいくことがまずなされるべきことであろうというふうに考えておりまして、個別のそういった補装具等の助成については大変難しいものというふうに理解をしているところでございます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、3番高松克年君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

午前10時39分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、8番荒生博一君の発言を許します。

○8番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております2項目、7点について、町長にお伺いいたします。

まず1項目め、人口減少を見据えた行政運営の効率化と町民サービス向上について、お伺いいたします。

今、自治体には、スマート自治体への転換が求められております。これは、労働力が減少していくことで生じる2040年問題が背景にあるため、自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など、本来業務に注力できるような環境をつくる必要があると考えます。

そこで、下記3点について、町長の見解をお伺いいたします。

まず1点目、業務プロセスの改革による行政運営の効率化を今後さらに進めるためには、定型事務作業のRPA——これは人間にかわりソフトウェア型ロボットがパソコンの中で人間より10倍速く、正確に、手順や手続が決まりきった作業を実行することの意味です——や、AI、人工知能の実証試験や導入などによる業務効率化の推進が必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

2点目、多様化する町民ニーズや地域課題に対応していくためには、将来、職員が減少しても自治体が担うべき機能を持続できるよう、単純な事務作業は全て自動処理するようなスマート自治体に転換し、町民サービス向上や地域課題解決に注力すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

3点目、政府が掲げる未来社会のビジョン、ソサエティ5.0、これは超スマート社会の実現を目指すもので、IoT、Internet of Things、つまりものがインターネット経由で通信することを意味します——で全ての人とものがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、人工知能、AIにより、必要な情報を必要なときに提供などといった、日本の社会システムを大きく変えるかもしれないソサエティ5.0の広がりにより遅れないためにも、IoTやAIなどの最新テクノロジー導入を検討するタイミングに差しかかっていると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

続きまして、2項目め、地域の足の確保策についてお伺いいたします。

町では、高齢者や障がい者の方々、交通弱者の交通移動手段を確保し、生活支援や閉じこもりを予防することを目的に、平成23年4月から予約型乗り合いタクシーの一部地域の試行運行を開始し、平成25年4月から本運行を実施しております。

開始から8年経過した現在、地域では、過疎化や少子高齢化の進展、スクールバス混乗方式の廃止などにより、公共交通空白地域が生じており、今後も利用者が増加することが予想される中、運転手不足の問題や、便ごとの偏り、高齢者の免許返上や買い物弱者の増加など、さまざまな課題を抱えている今こそ、運行形態全般の見直しや検討が必要な時期に差しかかっていると考えます。

今後5年後から10年後、先を見据えた当町における地域の足の確保策の中長期ビジョンを町長はどのようにお考えか、下記4点の質問にてお考えをお伺いいたします。

まず1点目、地域の足の確保策は、市街地と農村部、それぞれ置かれた状況が異なり、地域間の各差が生じていますが、町長はどのように分析し、今後どのように対応していくのか、お考えをお伺いいたします。

2点目、現在の予約型乗り合いタクシーの利用対象者については、65歳以上の高齢者、65歳未満の方で障害者手帳をお持ちの方、介助者の方と限られておりますが、本事業を将来見直す際には、幅広く全町民を対象とすべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

3点目、公共交通を補完するNPOなどのボランティア団体の活動や地域サポーターなどによる助け合いの中で、高齢者のための移動手段を確保していくことも、今後、重要性を増すものと考えられますが、町長は互助を促進するための具体策をお考えか、お伺いいたします。

4点目、今後の利用者の増加と、幅広い町民の方々の利用に対応すべく、町内循環有償コミュニティバス、中型車及び大型車などへの運行形態のシフトの検討をお考えか、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの、人口減少を見据えた行政運営の効率化と町民サービス向上に関する3点の御質問ですが、関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

御質問にあります2040年問題につきましては、いわゆる団塊ジュニアの方々65歳を迎え、65歳人口がほぼピークを迎える時期であり、現役世代が減り、さまざまな分野での労働力不足が懸念されていることから、まさに今、国を挙げて、人口減少に歯どめをかけるべく、さまざまな政策が展開されているところであります。

各自治体においても、将来を見据えたまちづくり

を進めていかなければならないことにつきましては、議員同様の認識でございます。

しかしながら、現状の人口構成においても、今後、さらに生産年齢人口が減少していくという現実も直視しなければならず、町においても、さらなる行政機関のスリム化が求められる状況も想定され、限られた人材により、多様化する住民サービス提供体制の維持・向上を図っていくためには、新たな情報通信技術や高度な科学技術を応用した機能、サービスの導入、活用を進めていくことも大変重要なことと感じているところであります。

議員の御質問にあります3点に対するそれぞれの具体的な考え方につきましては、現時点では持ち合わせておりませんが、行政事務の効率化と住民サービスの向上を図る観点から、新たな情報通信技術や先端技術について、関心を持って研究、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの、地域の足の確保に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、地域の足の確保策における地域間格差についての御質問でございますが、町内の各所で暮らしている住民の方々について、それぞれの地域や場所によって居住環境や生活、交通環境の違いが生じることは避けがたいものと認識をしており、個々人の考え方や価値観に基づき住んでおられることを前提とすれば、さまざまな点において利便性に差が生じることはあるものと理解するところであります。

この中で、地域の足の確保につきましては、一定の公共サービスは重要と捉えており、このため、現在、町においては、予約型乗り合いタクシーを運行しており、これまでの利用状況等を分析する限りにおきましては、想定いたしました行政効果はあらわれているものと判断しており、今後につきましても、さらに利用者のニーズに少しでもお応えできるように改善を加え、運行事業者の協力も得ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の、予約型乗り合いタクシーの利用対象者を全町民に見直してはとの御質問でございますが、予約型乗り合いタクシー事業につきましては、これまでも御説明させていただいておりますが、あくまでも自力での移動が困難となる高齢者等、交通弱者に対する公共交通機関としての事業として行っており、自力での移動に支障がない方を含めた全住民まで拡大することは想定しておらず、今後におきましても同様と考えているところであります。

次に、3点目の、今後の新たな移動手段に関する

御質問についてであります。現行の予約型乗り合いタクシー事業につきましては、町内2業者による委託運行事業として進めているところでありますが、町内地域でのボランティアによる運行につきましても、事業実施方法の一つとして有効なものと考えられますので、町内の福祉団体、ボランティア団体、地域などからそのような取り組みについての意向が示されれば、現行事業者も含め、検討、協議を進めてまいりたいと考えております。

次、最後に4点目の、町内循環バスなどへのシフトについてであります。現在、スクールバスを含めた町が行っている地域公共交通の確保策につきましては、平成16年9月まで、長くスクールバス、乗り合いバスをそれぞれ運行してまいりましたが、当時、自家用車の普及等による利用人口の減少などから、平成16年10月からスクールバス混乗方式及びスクールバスの空き時間を利用した町内循環バスの運行体制に変換したところでありますが、町内循環バスにつきましては、利用者が極めて少なく、町民の皆様の声をお聞きした上、平成18年3月をもって廃止し、同様にスクールバス混乗方式につきましても、予約型乗り合いタクシー事業が定着してきたことから、町営バス十勝岳線を除き廃止し、現在に至っているところであります。

議員の御質問にもあります、町内循環有償コミュニティバスにつきましては、過去の実績からも、その効果を見出すことが難しい状況と考えることから、現時点では循環バスの検討は難しいことを御理解を賜りたいと存じます。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番(荒生博一君) それでは、まず1項目め、3点目の、ソサエティ5.0に関して、一つ質問させていただきます。

現在、総務省は、ソサエティ5.0時代を見据えて、数々の施策で自治体の支援を進めていると聞き及んでおります。

その中で、本年1月から、総務大臣から直接全国の自治体の首長宛てにメールマガジンを送っているという中の、1月25日の発刊号では、地域における革新的技術の実装例を紹介したとの記事を見たことがあります。まず、町長はこのメールマガジンの内容をどのように受けとめ、また、地域課題解決のヒントなどを得たのか、お伺いします。

○議長(村上和子君) 総務課長、答弁。

○総務課長(宮下正美君) 8番荒生議員からありました、ソサエティ5.0に関します総務大臣の首長宛てのメールマガジンにつきましては、私のほうではちょっと承知をしておりません。

以上です。

○議長(村上和子君) 8番荒生博一君。

○8番(荒生博一君) 総務省のホームページに、全国自治体宛、首長と出たので、多分、1月25日以降、メールが来ていると思うのですけれども、ごらんになられていないということで……。

では、お話にならないので、次の質問に移ります。

向山町長は、以前、議会議員時代に、平成19年3月の定例会において、このようなことを述べられております。

町の人口減少と活力低下を何としてもとめて、次代への布石を打たなければ、将来にわたって自主自立など果たせなくなるという力強いお言葉を述べられております。

この次代への布石というのは、将来への備えを意味し、未来に何が起こるかを考え、備える状況で使う言葉と考えます。この言葉からも、町長は、しっかりと未来に何が起こるかを考え、将来に備えることができる町長だと思っております。

そこで、今回の私の質問の中で、次代への布石を打つということは、私的な捉えとしては、積極的にRPAやAI導入といったことを検討することを指しているのですが、御答弁では、残念ながら、このことは大変重要なことと感じている、にとどまっております。将来に備えるためには、やはりこういった導入検討を早期に行うべきと考えますが、もう少し前向きな御答弁、お願いいたします。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

私も議会に席を置かせていただいた時代もでございます。特に今、議員が御発言いただきました部分については、私も鮮明に記憶に残っておりますが、私が当時、非常に危惧を抱いていた点につきましては、やはり人口減少が今後起き得るのではないかと。それは町の活力が低下することによってさらにそれが進化していつてしまうのではないかとということを変に危惧いたしました。とりわけ私の記憶の中には、高齢化率が高くなって、働き手が、担い手が少なくなることについての危惧がございまして、とりわけ介護現場等について、AI技術を活用しなければならなくなったり、非常に人のぬくもりが伝わらないような形でそういう仕事が行われてしまうような危惧がありますよと。ここはみんなで人口が減らないような、活力があるまちづくりをしていきたいと思いますということを強く訴えたことは覚えております。

ただ、だからそういったAIだとかRPAだと

か、そういうような先端技術を積極的に活用しようという思いを持って考えたというような前提でございませぬので、向いている方向が少し違うのかなと思ひますが、私は、とにかく町の活力をそがないようにというようにことを強く認識したところでございませぬ。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） ただいまの町長の御答弁、今から12年前の議場での話ですので、その思いといたしましては、しっかりと未来に備え、準備をするという意味合いでは、ただいまの私の質問に関しても同じと捉えておりますので、最後に、現在の取り組みに関してですけれども、本年スタートいたしました第6次総合計画のカテゴリーの七つ目、情報化、グローバル化の進展の中でも、さまざまな情報通信機器、サービスの普及により、情報通信環境はさらに向上を続けているほか、IoTやAIなども生活に身近なものとなってきており、あらゆる分野でICT——これは情報通信技術——を利活用する時代を迎えております。また、人、もの、情報の国境を超えた交流がさらに活発化し、あらゆる分野でグローバル化が進んでおります。

このため、本町においても、こうした情報化、グローバル化をこれからのまちづくりに欠かせない要素として捉え、積極的に取り組んでいくことが求められますとの記述が6次総合計画の中にしっかりと明記されております。

やはりスマート自治体の実現に際しては、一番重要なのは、首長のリーダーシップであると考えます。それはまず、自分たちがどのような地域を目指すのかというビジョンの提示に基づいて、活用すべき技術や協力機関、事業者を考えることが必要であるからで、今後の人口構造の変化に対応し、持続可能な地域社会を実現するためにも、創意工夫と挑戦する姿勢が問われております。

向山町長の、自分たちがどのような地域を目指すのかというビジョン、もしございましたらお話しください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の、人口減少時代を迎え、見据えた、そういった先端技術の導入に関します部分についてお答えさせていただきますが、基本的に6次総に掲げさせていただきましたような内容ということは、非常に私自身も重要なことと捉えておりまして、とりわけ本町の行政事務を執行するにおいて、他の自治体等と比較いたしますと、上富良野町は積極的にそういった導入について関心を持って取り組んでいる自治体というふうな、ある種、自負もしているところでございまして、御

案内のように、例えば住基カードを活用したコンビニでの証明書の交付手続だとか、そういったことについても先駆けているだろうというふうに思ひますし、例えばクラウドネットワークの活用、あるいはビッグデータの活用等も、上富良野程度の自治体規模においては、それに専門に従事、取り扱えるような技術、知識を擁した職員がいたり、そういったことに対しましては、むしろ一般的であれば民間のそういった事業者の力を借りて行っている部分を見ずから行う等、RPAについても既に試行できないかというようなところまで手が届いておりますので、この6次総で掲げております部分についても強い関心を持って、むしろ積極的に検討していると申し上げても過言でないというふうに思っております。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 前向きな御答弁、ありがとうございます。

それでは、町長のお考えが確認できましたので、今後においては、総務省が自治体戦略2040という構想研究会を常にやっております、その中の報告に、スマート自治体実現のためのロードマップというのを実際に作成しております。ぜひ今後、職員の方含めて、こういったものを読んでいただき、研究を重ねていただければと思ひます。

続きまして、2項目めの再質問に入ります。

まず、4点御質問させていただきましたが、1点目の地域間格差についての再質問ですが、本年3月の定例会で、同僚議員が、予約型乗り合いタクシー事業に関しての郡部と市街地の料金格差に関して質問しております。御答弁にもありましたとおり、現行の制度では、市街地が200円、それから、郡部が400円と、実際に差が生じているのは確かです。

その中で、今回の御答弁におきましても、少し冷たいフレーズがあったなと思われるのが、町内の各所で暮らしている住民の方々について、それぞれの地域や場所によって居住環境や生活、交通環境の違いが生じることは避けがたいものと認識しており、個々、人の考え方や価値観に基づき住んでおられることを前提とすれば、さまざまな点において利便性に差が生じることはあるという御答弁でしたけれども、実際に郡部の方々というのは、どうなのでしょう、町が開拓されて百二十数年たっている中、今現在、農業に従事されている方が2代目なのか3代目なのかということはそのそれぞれの家庭で違うと思ひますけれども、そういった全ての人々が、個々の人の考え方、また、価値観に基づいて本当に住んでおられるのでしょうか。やはり先祖代々守ってきた土地を維持しなければいけないという使命等々で、先

人の方々の御労苦をしっかりと受け継いで、継承されている方が住んでいると私は考えます。そういったすばらしい農家さんのおかげで、現在の当町のすばらしい景観がつけられてきております。こういった方々も、やはり町長は応分の負担をいただくような施策をこのまま続けるような感じか、確認をさせていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、基本的な部分でのお尋ねをいただきました。冒頭のお答えでも御答弁させていただきましたように、私は、やはりそれぞれ自分なりの価値観に基づいてお住まいをしているというふうに理解しております。私も市街地から相当離れたところに住んでおりますけれども、やはり中には、便利な居住環境を求めて町の中にお住まいになりながら営農しているという方もおります。それはその人なりの価値観に基づいておりますので、そういう面において、先ほど高松議員のほうから御質問ありましたように、多少の雪のだとか交通の不便を感じながらも、やはり住みなれたところがいいと考えておられる方、いや、そうではなくて、やっぱり市街地に近いところがいいということで住まわれている方、それはその人の価値観に基づいて選択しているものと思ひまして、そういう中から、全てが平等ということは、これは物理的に無理ではないかなというふうな考えのもとからお答えさせていただいたところでございます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それでは、町長の考えはただいまの答弁の内容ということで受けとめさせていただきます。

最後、4点目になりますが、町内循環有償コミュニティバスについて、この御答弁では、利用者が極めて少なく、町民の皆様の声をお聞きした上、平成18年3月をもって廃止ということでの御答弁がございましたが、これは平成16年に、今、議長であります村上議長が一般質問で提案した後に、この町内循環バスというシステムが始まったということで、残念ながら2年ほどで、その当時には、早過ぎたのか、アイデアとしてはすばらしいものだったのですけれども、残念ながら利用実態がなく、現在に至っているということですが、今のこの御答弁では、町内循環有償コミュニティバスにつきましても、過去の実績からも、その効果を見出すことが難しい状況と考えることから、現時点では循環バスの検討は難しいことを御理解賜りたいと思ひます。これ、今が平成20年とか19年だっ

たらわかりますけれども、あれから13年たっています。どうもときがとまっているというか、思考がストップしているような答弁に聞こえてならないのですけれども、もう一度お伺いしますけれども、この13年間、例えば人口減少の問題も含めて、町長がちょうど町長になられた以後、本当にこの10年は厳しい状況の中で、さまざまな社会変化が生じて、さきに申し上げた人口減少も含めて、それから、認知症の問題であるとか、買い物弱者、交通弱者等々、さまざまな課題が浮き彫りになって、13年後の今、なぜ現時点では循環バスの検討は難しいのでしょうか。御答弁願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきますが、当時、町内循環バスを一時期運行させていた時代もよく記憶に残っております。当時、私も議会に席を置かせていただきましたが、当時の町民の皆さん方が私どもに寄せいただきました声は、議員としての活動時代でございますが、町は大きなバスを走らせて空気を運んでいるよということ、かなり強く町民の皆さん方から御不満の声を聞くことが多々ありました。町も当時の為政者もそういったことを感じておられまして、そういった公共交通としての効果が発現できないようなものは廃止していこうということで、時代が移り変わり、さらに人口が減少し、逆に交通弱者と言われるような高齢者がふえてきているということも鑑みて、予約型乗り合いタクシー、要するにドア・トゥ・ドアですから、こちらのほうは極めて喜んでいただけるというふうに、まさしく時代の風を感じて、こういった交通体系を整えてきているというふうに感じておりまして、議員御質問にありますような、大きな車両を利用しての町内循環バスの行政効果については、非常に期待を見通すことは困難だというふうに、当時から比べるとさらにそういったことが顕著になるというふうに私は理解しているところでございます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） ただいま予約型乗り合いタクシーの必要性であるとか重要性、そしてお言葉でのドア・トゥ・ドア、まさにデマンド型ということにおいては、非常にすぐれた制度であると十分考えていますけれども、現在、稼働率が90%を超えて、迎え便、それから帰りの便、4便、4便で運行している中で、どうしてもやっぱり便に偏りがあり、1台ではなく2台、3台と、複数台、朝夕、せざるを得ない状況とか、これからまたさらに需要がふえることを考えたら、僕は中型バス、大型バス、28とか44とかというロットではなくて、10人

でも9人でもいいのですけれども、今後、将来的に、全町民を対象に、こういった循環バスの必要性であるとか、今の現行の予約型乗り合いタクシーでいいのかということも、ぜひ住民会長会議でも何でも結構です、現状というのを、町長みずからお言葉を述べていただいて、ぜひ今必要なかどうかというのは、18年3月のストップ以来、本当に13年たっています。必ずニーズはあるとは思いますが、ぜひまた、もしお時間がいただけるようでしたら、そういったことにも心配りをいただき、こういった事業に関しても検討いただきたいと思いますが、最後に御答弁をお願いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の、公共交通についての御質問にお答えさせていただきますが、当時の平成18年と比べると、循環バスについてお話し申し上げますと、むしろ当時より住民ニーズは低くなっているというふうに理解ができるような、私は空気を感じているところでございます。当時の状況、バスが運行している状況、私も本当に目に浮かびますが、ほとんどお客さんが乗られていない運行状況が常態化しております、そのときすらもって御利用いただけなかった状況は、今、時代が変わったといえ、そういったことを利用されるような環境にあるかと申しますと、これは非常に判断が難しいというように理解せざるを得ません。ただ、今後、どういうふうに社会情勢が変わっていくか、これは想定できませんので、そういう中において、そういった空気が感じられるような状況になったときには、それはまた町民の皆さん方と御相談させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、8番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

次に、4番中瀬実君の発言を許します。

○4番（中瀬 実君） 私は、さきに通告してあります2項目、7点について、町長の見解を伺います。

農業部門のワンストップの検証についてでございます。

農業部門のワンストップについては、農業者、農業関係団体、農業委員会の十分な意見の聴取が行われ、さらには、第7次農業振興計画にも位置づけられました。農業振興審議会からも町長へ提言され、平成29年4月、JA上富良野支所2階へ農業委員会と新しい課が設置され、農業振興課が誕生しました。

そこで、次の3点について町長に伺います。

1点目、JAと農業振興課の協議（打ち合わせ）等は定期的に行われているのかを伺います。

2点目、ふらの農協上富良野支所の体制が北エリアに変わり、拠点が中富良野となることとなり、協議等に支障はないのかを伺います。

3点目、ワンストップ化されたことにより、具体的にどう変わったのか。経費の面で当初の予定と変更はないのか。今後の課題として考えられる点について伺います。

次に、2項目め、携帯電話の圏外地域解消と光ブロードバンドサービスの普及対策について伺います。

携帯電話は日常生活をおくる上で、今では欠かすことのできないアイテムとなっております。常に持ち歩くことで、その場で用件を済ますことができ、より効率のよい仕事が可能であり、利用方法によっては幅広い知識も得られ、まさにすぐれものであります。

しかし、残念なことに、携帯会社の一部に、またはその地域によっては、圏外になる場合があります。

そこで、次の点について町長に伺います。

1点目、町内で携帯電話3社の圏外となる地域は、auの場合、ドコモの場合、ソフトバンクの場合、それぞれあるのかを伺います。町はそれを把握されているのかについて伺います。

2点目、圏外地域解消のため、業者と協議をされているのかについても伺います。

3点目、地域からの要望に対してどのような対応をされているのかについても伺いたいと思います。

4番目、光ブロードバンドサービスについては、当初、郡部地域はサービス提供はないとの話でありましたが、ことし7月に提供拡大となりました。町はいつ提供拡大の情報を把握されていたのか。今後、未提供地域解消の予定の情報はあるのかを伺いたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番中瀬議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの、農業部門ワンストップの検証に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、JAと農業振興課の協議等は定期的に行われているかとの御質問でございますが、JAとの協議につきましては、日常的に相互で必要に応じ、農業行政及び農業関係の諸課題等について、その対策、対応及び解決に向け、協議、検討を行っており、特に定期的に行ってはおりませんが、今後もさらに一体的に取り組みが進められるよう対応してまいりたいと考えております。また、ワンストッ

ブ化以前と比べ、農業者、J A、行政間の情報伝達や情報共有は格段に改善できたものと感じております。

次に、2点目の、ふらの農協上富良野支所の体制が北エリアに変わり、協議等に支障はないかとの御質問であります。J Aふらのは、令和2年度を目途に、支所からエリア制への運営体制を変更する予定とお聞きしておりますが、エリア制への移行後も、基本的にはこれまでの支所体制と大きく変わるものではないとのことから、今後の業務や協議等に支障はないものと受けとめております。

最後に、3点目の、ワンストップ化されたことによる効果や課題等についての御質問であります。農業者の皆様からいただく御意見といたしましては、J A内に農業行政の窓口があることで、気軽に立ち寄れるようになり、補助金などの申請手続においても、その場で農協の営農担当職員、金融担当職員や行政職員が一体的に対応し、ワンストップで手続を済ませることができるようになり、利便性とあわせて正確かつ効率的なサービスの提供を受けられるとの評価をいただいているところであります。

また、農業行政事務においても、経営安定、中山間、各種補助金等に係る事務並びに農業委員会の農業者年金手続に係る協議や確認作業をワンフロアで行えることから、農業行政推進においても大きなメリットがあったものと感じております。各種申請時に必要な町が発行する諸証明につきましては、同事務所内での取得ができないことから、役場庁舎内時代と比べると、ときには多少不便さはあるかと感じているところであります。

このことから、住民票、印鑑証明、戸籍証明等につきましては、マイナンバーカードを活用することで、近隣のコンビニエンスストアで取得することも可能であることから、これらを活用することにより、今後は解消されていくものと判断をしております。

経費の面につきましては、平成29年の農業窓口ワンストップ化の際に、J Aふらのと町との間で3年間の事務所等の使用に関し使用料契約を締結していることから、現段階では当初からの変更はありませんが、消費税率の改定、物価の上昇等もあることから、本年度が期限満了となるため、来年度以降について、今後、J Aとの協議を行う予定となっております。現時点において両者間で特に課題として捉えているものはない状況であります。引き続き農業者、関係者の皆様の御期待に沿えるよう、ワンストップ化がしっかり本町農業の振興、発展に結びつくよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの、携帯電話の圏外地域解消と光ブロードバンドサービスの普及対策に関する4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目から3点目の御質問については、関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

まず、携帯電話会社の圏外となる地域の把握等につきましては、携帯電話各社がホームページ上で一般に公表しているエリア図を確認する以外の手段がないところであります。町におきましては、平成21年度に、当時、携帯電話不感地帯でありました清富地区に国の補助金を受け、携帯電話サービス用の転送路整備をした以降、現在、町内の居住地域におきましては、いずれか1社のエリア内にあると判断しており、携帯電話不感地帯はないと認識しており、2点目の御質問にあります。圏外地域解消について、業者との協議は行っていないところであります。

なお、携帯電話基地局の設置につきましては、各社それぞれが行っておりますことから、その設置場所によって住民の皆様が希望する携帯電話を使えない場所が存在することはあり得るものと理解をしておりますが、これらについて、地域から要望がありました際には、その状況を確認した上で、地域の実情を踏まえ、要望を携帯電話各社に行うところであります。

昨年におきましては、江幌、静修地区から出されました要望に基づき、町から携帯電話2社にそれぞれ要望させていただいたところであります。

最後に、4点目の、光ブロードバンドサービスの郡部地区でのサービス提供に関する御質問についてであります。今回の郡部地区におけるNTTの光サービスの提供につきましては、去る6月17日にNTT東日本北海道のホームページにおいてアナウンスされたところであり、町としましては、その公表数日前に担当部署に情報提供を受けたところであります。

今回の件に関しましては、一部のNTT回線設備の更新に伴うサービス提供であり、サービス提供エリアの拡大を目的としたものではないと伺っており、あわせて、未提供地域の解消のためのエリア拡大については、現在、計画されていないとのことでありましたので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） ワンストップ化によって農業部門が農協のほうに入りまして、そのことによって我々農業者にとってはメリットがあるというか、あったというふうな認識はしております。

そこで、今まで、農業振興課ができて、あそこの農協の2階に行って、農協、JAとの協議、諸課題、それに対応をやっていると思いますけれども、いわゆるその課題と対策、対応する部署というのはどこを対象にして協議をされているのかをまず伺いたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番中瀬議員の、ワンストップ化に対します御質問にお答えさせていただきますが、日常の協議、検討、あるいは相談業務等については、農業経営上、起きますさまざまな部門において多角的に対応させていただいております、特定のところを指して協議をしているという状況ではございません。農業経営上、必要な協議課題等について、全般にわたって対応させていただいているところでございます。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 特定の部署を対象とはしていないということで、いわゆるそのとき、そのときのいろいろな課題、諸課題についての問題について対応しているということなのですが、今、3年目を迎えているわけですが、今までの中で、諸課題という中で、これはこのワンストップ化によって、農協に来たことによって、非常にこれはスムーズに協議ができてよくなったなという点があったら、まずそれを教えていただきたい。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきますが、とりわけ肌で感じますのは、例えば経営安定対策、あるいは高収益作物の導入事業、あるいは中山間事業等の具体的なメニューづくり、あるいは交付申請手続等は、本当にワンストップでできますので、また、高収益作物の選定等につきましては営農部門も直結いたしますので、非常に立体的な協議が1カ所で行えるということで、非常に素早い対応が、あるいは農作物の作況状況についても、あるいは大雨等があったときの災害の発生状況等についての確認等も、非常に多岐にわたってスピーディに行われているというふうに理解をしているところでございます。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 町長の答弁によりますと、ワンストップ化以前と比べて、農業者、それからJA、行政間の情報伝達や情報共有は格段に改善されたものと感じていますということを、今、答弁を聞いておりますけれども、このワンストップ化される前と比べてということなのですが、比べる前の状況というのは、それほど、そんなに余り共通認識はなかったということなのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 私も農業者でありましたので、さまざまな農業政策におきます手続だとか、あるいは補助事業の情報収集だとかということは、窓口が複数にわたっておりまして、なかなかそこを訪ねて情報収集したり、あるいはそれらの情報を集約する上において、また行ったり来たりということは、私自身も体験しておりましたので、そういった面が解消されたという意義は大きいものと考えております。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） ワンストップ化されたことで、JA内に農業行政の窓口があるということで、今、町長が答弁いただきましたけれども、補助金等々の手続が非常にスムーズになったということを言われていますけれども、これはワンストップ化される前も、いわゆる農協の事務所のほうに役場の職員がそういった手続等の関係については出向していただいで、それについてはある程度の事務面での我々農業者にとっては利便性はあったわけです。だから、今回、ワンストップ化されたことが、それがすごく非常にありがたいとか、非常に助かっているという部分では、そんなに強調する部分では私はないと思っています。

そんな中で、基本的には、手続が全て全部終わるということではない。結果的には、先ほど町長からも答弁ありましたように、やはりできる部分とできない部分があります。

そんな中で、今後の対応として、いろいろな手続の中でも、印鑑証明とか、そういったものは農協ではできませんから、最終的にはやっぱりそういった役場のほうに戻るか、もしくは、今回は、先ほど答弁ありましたように、行政サービスの中で今回もやります、そういう印鑑証明手続等については、いわゆる窓口が役場でなくても、コンビニとか、そういうこともできるようになるような体制になることで解消はできるということでもありますけれども、そういったことはそれでいいのでしょうかけれども、我々としては、農業部門が農協に入ったことによって、農協と農業者と、それから行政とが、より緊密に協議ができるという部分がすごいメリットになっているのではないかと考えています。それらは、先ほどの答弁からしますと、現時点においては、両者間で特に課題として捉えているものはない状況だという答弁をいただいております。その中で、引き続き農業関係者の皆様方の期待に沿えるように、ワンストップ化をしっかり本町農業の振興、発展に結びつくように取り組んでまいりますという答弁でありました。

私が残念なのは、現時点において、両者間で特に課題として捉えているものはない。これは課題として捉えているものがないのではなくて、探さないとか、やろうとする気がないというふうには捉えたいと思います。これは今、農業関係については、上富良野町は、もう私が申し上げるまでもなくて、基幹産業ですよ、農業は。この基幹産業の農業を守るためにいろいろな方策を講じていかなければ、町の農業は衰退していきますよ。

そんな中で、農家の人もみんな頑張っています。それに対して、いわゆる行政と農協と、これはワンストップ化されたことによって、我々のこれからの今後の経営が少しでもよくなる方向性の課題を見つけてやっていかなければならない、それが今回のワンストップ化のねらいだと私は思っているのですが、その辺のところの考え方はどうでしょうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 少し早いですがけれども、昼食休憩といたします。

再開は1時でございます。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村上和子君） 昼食休憩に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番中瀬議員の先ほどの質問にお答えさせていただきますが、課題視するものを持っているかということについての御質問でございますが、課題につきましては、私も冒頭お答えさせていただいておりますけれども、経費面についての負担のあり方について、農協と、現在、課題となるような要因は生じていないということでございますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 先ほど午前中の再質問の中で、今、町長が答弁されましたけれども、私の2項目め、1項目め、3項目めの感覚でちょっと勘違いをいたしまして、その点について御迷惑をかけたことをおわび申し上げます。

それでは、このワンストップ化についてでありますけれども、基本的にこういった形で農業部門が一体化されたということで、これからの農業関係については、本当に国も進めておりますけれども、SIPという事業が今年度で終了して、いわゆる次世代型農業・水産業創造技術の、こういった関係の事業が今年度終了し、そして来年度からは、こういった

スマート農業、ICTを利用した、そういった関係のことが続々と我々農業者のほうにいろいろな形で入ってくると思います。

そんな中で、せっかくこういった形で農業部門が農協に一体化されておりますので、私も前に質問させていただきましたけれども、こういった形の技術を受け入れるための推進協議会を何とか、農業部門がせっかくここへ行ったので、もう一度考えてもらえないかなということでの町長の考えをお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番中瀬議員の、今後のワンストップ化効果を生かした政策の展開のあり方でございますけれども、まさしくこれからますます農業、技術的にも経営的にも大きく変わっていくことが当然想定されております。そういったことにスピーディに対応できるような、農業の体質強化に向けて、まさしくワンストップを通じて生かしてまいりたいということでございます。議員と全く考え方は共有できているものと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 体質強化のためにあらゆる努力をしていただいて、そして皆さんがよかったなということにつなげていただきたいなと思っております。

ワンストップ化の3番目でありますけれども、こちらにつきましては、費用の面の関係についてちょっとお伺いいたします。

こちらにつきましては、当初の予定と変更はないと。3年目が、ことしが費用の見直しになるということでの話でありました。

確認です。費用の面は幾らの負担だったでしょうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（狩野寿志君） ただいま4番中瀬議員の御質問にお答えします。

費用につきましては、1年間で129万6,000円を農協のほうに支払っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 費用の面は129万6,000円ということでありましたけれども、この経費につきましては、中山間事業の関係で使っているという話も聞きましたが、それでよろしいのですか。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（狩野寿志君） ただいま4番中瀬議員の御質問にお答えします。

中山間と集落協議会、それと農業再生協議会、そ

れから、多面協議会、この3団体でそれぞれ負担金を出し合っているところがございます。金額につきましては、集落協議会が32万3,000円、再生協議会が65万円、多面の協議会が32万3,000円となっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 費用は三つの組織から出されているということなのですが、こちらの費用についての名目はどんな形で出ているのでしょうか。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（狩野寿志君） ただいま4番中瀬議員の御質問にお答えします。

項目、光熱水費、それと3階の会議室でございますけれども、そこにつきましては、総会ですとか幹事会、いろいろな会議に使用したり、経営安定対策の圃場の受けつけですとか、そういうときにはとらぬ面を広げたりとかしますもので、その使用料として支払われているところがございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 経費については、先ほども申し上げましたように、三つの組織から出ているということで、今回は消費税の関係があるから、そういった形での見直しがあるということですが、当初の予定と変わるの消費税の関係だけでの変化があるということでしょうか。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（狩野寿志君） ただいまの4番中瀬議員の御質問にお答えします。

ことしが3年の最終年度ということになりました、これから農協と協議を進めていく形になるうかと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 当初の予定では、農協の施設を利用するのだから、格安で使わせてもらえるというような話もちらっとあったわけですが、これが適正な価格かどうか分かりませんが、できるだけ単価については極力この範囲を余り超えないような段階での協議をしていただきたいなと思っております。

次、2項目めです。

携帯電話の関係の、いわゆる圏外地域の解消に向けてということなのですが、こちらにつきましては、今どき、携帯電話、それからスマートフォンが繋がらないというようなことというのは、本当によほどの山の中か、トンネルの中か、そういったところしか考えられないような状況だと、一般的には

そう思っているのです。ところが、現実にはそうではなくて、結構、途中で話が切れてしまうとか、最初はつながるけれども、途中で切れてしまう、そういった地域があるということで、それでこういうような質問をさせていただくわけですが、結局は、今、携帯というのは固定電話と違って普及率もすごいですし、それから、この携帯電話の一番の利便性というのは、昨年も胆振東部地震がありましたけれども、あんな地震のときや何かは、本当に電話が繋がることが非常に災害のときにも我々も助かるわけですね。

そんな形の中で、携帯が繋がらない、スマートフォンが繋がらない、これは本当に生活していく中で、我々としては、本当に圏外地区にある者としては非常に困っているわけですよ。それで、たまたま昨年度も町長をお願いをして、我々の地域は圏外地域になって、電波が非常に悪いので、何とかアンテナを立てていただけるようなことということで、要望書を出させていただきました。その結果が、状況判断というのは、町としては要望書を受け取りました、それから携帯会社にその要望書を上げました。その後の、いわゆる情報というのはどんな形で入ってくるのでしょうか。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 4番中瀬議員からありました、携帯電話の圏外の対応の部分ということでございます。

先ほど町長の答弁の中にもありましたが、昨年、江幌、静修地区のほうから少し電波が入りにくいということで御相談がありまして、町のほうに要望を出していただきまして、町といたしましても状況を確認して、3社あるうちの2社に改善をお願いしますということで御連絡をしたところでございます。そのうちの1社につきましては、当面の措置として、ことし1月に静修の構造改善センターに中継機をつけていただいたということと、ことし、これから秋に、江幌のほうに基地局を1局整備をするということで、それらにつきましては地域のほうにお知らせをしているところでございます。

もう1社のほうにつきましては、会社の現行の計画として、当該地域にいわゆる基地局を設置する予定はちょっと難しいということでございますので、各状況の悪いところにつきましては、いわゆる屋内受信機のようなものを会社としてつけますので、ぜひ地域の方に周知願いますということで、こちらのほうからそれぞれの地域のほうにそういうお知らせの御案内をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番(中瀬 実君) 携帯電話というのは、私はたまたまドコモを使っていますけれども、3社ある中で、それぞれいろいろ個人的にこだわりがあって、その携帯会社を選んでいると思うのです。だから、3社がある中で、つながらない地区がもしあるとすれば、違う会社のものを選べばいいのではないかということに、単純なことからいけばなるかもしれないけれども、そうではなくて、やっぱりそれはその人なりにいろいろな事情があって、その携帯電話の会社を選んでいると思います。

そんな中で、たまたま今回、町のほうに要望書を上げさせていただいたのは、a uの会社のところで何とか不感地帯をなくしてもらうためにアンテナを立ててほしいという要望書を住民会長とともに上げさせていただきました。その結果が、当初の予定では、ことしの4月にはもうアンテナが立ち上がる予定でした。ところが、4月になっても全然音沙汰がない。そして5月、6月になって、これはどこかおかしいのではないかということで、また聞いたところ、今はまだ立ちませんよ、立てるような状況でありませんというような情報をいただいている。そうすると、ごく最近の私の聞いている情報では、来年の6月ぐらいがめどでないか。何でそんなにおくれるのだということでの話は、部品供給ができないとか、いろいろなことを言っておりましたけれども、その辺のところは、町ではそういう情報は聞いているのでしょうか。

○議長(村上和子君) 総務課長、答弁。

○総務課長(宮下正美君) 4番中瀬議員からありました、携帯電話の整備の関係のお話でございます。

今、基地局のやつが予定されているのが延びているというような状況を把握しているというところでございますが、私のほうでは、昨年、ことしの9月ぐらいに立てる予定ですということで、いただいた資料では見ていたかなというふうに思います。ただ、それにつきましても、あくまでも携帯につきましては、各それぞれの会社がそれぞれの営業の中で整備をしていきますので、その中で整備がされるのかなというふうに思います。ただ、実際、お話をしてみますと、主要なところはつきましたが、やはりいわゆる人の余り住んでいないところですか、いわゆる本当の山の中ですか、そういう部分につきましては、いろいろなところから要望が出ているので、それを会社の中で全体的に、全国展開でどういうふうに整備をしていくかということになりますので、そこら辺の優先順位がどのようにつけられるかということにつきましても、町としてもなかなかお願いする部分が難しいのかなというふうに思ってい

ます。

実際、昨年の要望につきましても、あくまでも地区の要望ということではなくて、一応町ですので、地区に公共施設もあるということで、ぜひそこを対応していただきたいというのをちょっと全面に出しまして、お願いをしているという部分もございますが、ただ、どこに実際どのように整備されるかというものにつきましても、随時こちらのほうに情報提供があるという状況にはないということについては御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(村上和子君) 4番中瀬実君。

○4番(中瀬 実君) 私が聞きたかったのは、こういう要望書を上げました、そして町からも、いわゆる携帯電話の会社のほうに、こういったことで何とかアンテナを立ててほしいというふうな要望書がいつているわけですね。そのときに、我々としては、一刻も早く立ててほしいという気持ちからそういった要望書を上げているわけですよ。そんな中で、例えば去年、ことしの4月ごろに立つという当初の予定がありました。もし4月に立たなかったら、また9月になりました、どうなっているのだと、当初の予定とはどうなっているのかと、そういう問い合わせをしているのかしていないのか、情報が来る前に、こういう案件についてはどうなっているのかということも携帯会社に問い合わせをしているかどうかということもまず聞きたかったのです。

○議長(村上和子君) 総務課長、答弁。

○総務課長(宮下正美君) 4番中瀬議員からありました、昨年の要望を出した以降の部分ということでございますが、こちらのほうから定期的に相手方のほうに問い合わせをしているという状況にはございません。決まった段階で向こうから連絡が来るものについて、住民会長さんのほうにお知らせをしているという状況でございます。

以上です。

○議長(村上和子君) 4番中瀬実君。

○4番(中瀬 実君) 実はなぜおこなわれているかということの理由に、部品がないということが一つ、それはたまたまうちの住民会長さんがa uの関係の会社のほうに問い合わせをした段階で聞いたのが、今の段階で部品がちょっと間に合わないから、ちょっとまず無理だというのが言われた。そしていつごろかと言ったら、来年の6月ごろという、その内容の中に、一つは、携帯電話のいわゆる機能、いわゆる不感地帯をなくするためのアンテナプラス、今後、いわゆる先ほども私、質問させていただきましたけれども、農業関係の光ファイバーの関

係、それと関連することがあるので、それができないうちはこれはできませんという、そういう話を聞いているというのです。そこら辺からいくと、ただ単に携帯電話の不感地帯をなくすためのアンテナではないということなのですよ、話からいくと。だから、そういったことの情報とか何かも、我々は確かに携帯電話の圏外にならない、不感地帯にならないければそれでいいのですけれども、そういったことも含めながら、そういうことを聞いて初めてわかるわけですよ。だから、そういう情報として、やっぱり我々は、そういうわらにもすぎる思いで町のほうにいわゆる要望書を上げているわけですよ。だとすれば、皆さん地域の人たちも心配しているだろうから、ある程度になったときには、今現在どうなのですか、どうなっていますかというぐらいの、ある程度情報を我々に先に伝えてもらってもいいのではないかなというのが私の今の聞きたいことなのです。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

行政上、さまざまな要望、要請等を日常的に承っているところでございますが、それらについての取り扱いにつきましては、特に商業ベースで活動、事業を行われているものにつきましては、行政機関同士のやりとりについてはお互いに情報交換を日ごろからさせていただくというような手法となっておりますが、こと民間の商業ベースで行われている事業についての情報の共有につきましては、これはやはりその状況、状況に応じて対応させていただいております、私どものほうから強く事業者に対して情報を求めたりということは、一般的には頻度は非常に低いという状況だということを御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） しょっちゅうというか、余りにもしつこくそういうことを聞くこと自体は、それは当然、行政としてはできないことかもしれませんが、1年半とか、そういう当初のいわゆる要望書を出した時点からの日にちがたっているわけですよ。そうしたら、経過、今どうですかぐらいは私は聞けると思うのだよ。だけど、それがたまたま聞きに行ったら、状況的にはこんな感じですよという、そういうことが本当に、こういったいろいろな要望書が上がったときもそうでしょうけれども、そういったことに対しての、何かもう少し情報をきちっと出してもらうようなことは考えられないのですかね。確かにいろいろな面があるから、全部が全部同じようなことはできないと思いますよ。だけ

ど、地域の中で、今回はたまたま我々の地域が不感地帯になっている、そしてたまたま公民館の電話代が、我々公民館分館運営の中で非常に負担が大きいため、電話をなくしたときに、携帯電話が使えなかったら困る、そういったことも含めながら、何とかアンテナを立てていただくことによって携帯電話が使えれば何とかなるからというような話から始まったことなのですよ。

そういったことからいくと、地域の人たちは、いつになったら立つのだと。おまえ、もう1年過ぎているべや、もう1年も1年半にもなるべ、そんな中でどういうことになるのだということ、しょっちゅういろいろな人から言われているものだから、住民会長もどうしようもなく、いろいろなところへ電話をかけて情報収集してやっているのが現状なのです。だけど我々は、1回そうやってそういう要望書を上げた以上は、町が頼りなので、町のほうからの情報はどうなのだという事も聞かれていますので、それで今、そういったことを聞いているわけで、極力何とかそういう情報提供をしていただきたいなというふうに思っています。その辺のところ、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次に、光の関係についてですが、こちらもそうなのです。たまたま先ほどのいろいろな答弁の中で言われておりましたけれども、いわゆる7月から、我々の地域は光が通りました。使えるようになりました。それを町は数日前に、7月のある数日前に話を聞いた、知りましたということ先ほど聞きました。だけど現実の問題としては、去年の秋口にもう工事をやっています。うちのほうの地域は、光を入れるための工事をやっています。そのときに私は、この工事は何の工事なのですかと。そうしたら、光が通るための工事をやっていますということ聞いています。だから、そういったことも含めて、やっぱり情報というのは、我々のところに少しでも早目にそういったことを何とかならないのかなという気がしますけれども、どうなのですかね。町長、どうですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきますが、現在、ただいま御質問いただきましたファイバー回線の整備状況につきましては、先ほどお答えさせていただいておりますけれども、NTTの公式見解をいただいております。これについては、エリア拡大という予定に基づいた工事はしていないということで、公式に御回答いただいておりますので、どういう意図を持って整備をしているかというのは、私どもで知るよしはないところでございます。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 全てのことに繋がると思いますが、そういった情報提供はできるだけ早目に教えていただければなという気はしますが、今の状況の中では、公式発表にならないものについて発表することはできない、それはわかりますよ、気持ちは。でも、こういうふうになりそうだよなという程度ぐらいの情報はあってもいいかなというふうな認識はしております。

そんな中で、この光ファイバーが通るか通らないか、通っているか通っていないかということが、今後のいわゆる移住者にとって、非常にこの地域を選んで住む決め手になるような状況になると思うのです、今後においては。だからそういったことからいけば、特にこういう光ファイバーが通っているか、光ブロードバンドサービスがここは利用できるかというようなことが非常に大事になってくるのだと思っています。

そんなことで、町としてはそんな特別な、今後についても拡大の情報は聞いていないし、今後はそういうことはあり得ないだろうということの答弁でしたけれども、でも、これは必ずどこかで、状況的には、いつかはこうなるだろうか、こうであると、そういう情報というのは全然ないものなのですか。町長、どうなのですか、これ。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の御質問にお答えさせていただきますが、N T Tさんのほうから公式にいただいております情報以外に、詮索して述べる要素はないのが実態でございます。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） その辺は、町としての対応はそれで聞かないということであれば、それも仕方のないことかもしれませんけれども、町ででき得るだけそういったものを早目に、光ブロードバンドサービスがきちんと皆さんが利用できるような、そういう方向になってくれることを願っておりますし、そういったことに対して少しでも町として考えられることはやっていただきたいなというふうに思っております。最後にそのことだけ言って、最後、終わらせていただきたいと思っております。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきますが、私ども日常的に収集しております、あるいは収集できます情報につきまして、さまざまな、特に公共情報につきましては、必要に応じてそれぞれ情報伝達手段を通じましてお知らせしているところでございまして、とりわけ商業活動に起因いたします情報等につきましては、これ

は慎重であるべきだというふうに思いますし、予断を持って推測で情報を出すことは、これはあってはならないこととございますので、その辺の整理は常にさせていただいておりますし、必要な情報提供については今後も積極的にさせていただくように進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、4番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

次に、7番米沢義英君の発言を許します。

○7番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました4項目についてお伺いいたします。

まず第1点目は、中学生の医療費の無料化についてであります。

子どもの医療費助成制度の拡充が年々進んでおります。

厚生労働省の2018年度の調査でも、高校、中学校卒業までの医療費助成をしている自治体が約9割に達したとの発表がありました。これは、お金の心配がなく子どもが必要な医療を受けられるようにという世論の広がり結果ではないでしょうか。町議選挙においても、中学校卒業までの医療費の拡充を望む声が寄せられました。

そこで、次の点について町長に見解を求めるものであります。

一つ目には、中学校卒業までの医療費の無料化を望む声があるが、どのようにこの声を受けとめているのか。

また、子どもの命と健康を守るため、子育て支援充実のためにも、完全実施に向け、踏み出すべきだと考えておりますが、この点について町長の見解を求めます。

二つ目には、中学校卒業までの医療費の無料化を拡充したときの対象人数や費用額について伺います。

三つ目には、中学校卒業までの医療費無料化を、所得の少ない世帯、非課税世帯を対象に実施しておりますが、その対象人員と利用実績についてお伺いいたします。

次に、保育の無償化に伴う副食費の徴収の問題についてお伺いいたします。

幼児教育の無償化が消費増税と引きかえにこの10月から実施されようとしています。

その対象は、3歳から5歳の認可保育所や、新制度に移行した幼稚園の保育料は無償となります。また、副食材料費は実費負担となります。生活保護世帯などについては副食材料費が免除になるということとあります。そして、0から2歳については保育

料は基本的に従来どおりという形で据え置きになるということであり、完全無償化となっていないというのが多くの課題を残しているのではないのでしょうか。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

一つ目には、保育料の無償化で、町独自の保育料の負担分、持ち出しがあると考えますが、その費用額についてお伺いいたします。

二つ目には、副食費が保育料から除外されているが、本来、子どもの発育、発達に欠かせないもので、心身の成長に重要なものであることから、公費負担が原則だと考えますが、公費負担について町長はどのような見解をお持ちなのか、お伺いいたします。

三つ目には、保護者負担の軽減のためにも、町独自の助成をすべきと考えますが、対応について伺います。

また、保護者の負担額について、どのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、町立病院の建設について伺います。

町民の命と健康に欠かせない町立病院に、スプリンクラーの設置が義務づけられました。最優先の建設が求められていることは言うまでもありません。

また、同時に、建設に向けて財源の確保、施設機能について、また、検討委員会の設置や、住民の意見を聞く機会を設けるなど、必要なことがたくさん考えられますが、あわせて、現在の進捗状況等についてお伺いいたします。

次には、翁道路の整備についてお伺いいたします。

翁道路は、一般車両や自衛隊、観光バス、農作業用の車両が往来する道路ですが、翁橋から東4線の間、未整備の状況になっているのが実情であります。早急に道路の改修を望む声がありますが、今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の4項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの、中学生の医療費無料化に関する3点の御質問にお答えいたします。

子どもの医療費につきましては、これまで受診頻度の高い乳幼児を抱える子育て世帯の負担軽減を図るため、就学前の乳幼児の医療費全額の助成を実施するとともに、平成29年4月からは、子育て世帯における低所得者世帯の支援対策として、助成対象を中学生まで拡大し、町民税所得割非課税世帯に対し、通院、入院に係る費用に関し、助成させていただいているところであります。

まず1点目の、中学校卒業までの医療費の無料化

についての御質問であります。町においては、これまで子育てステージの各分野において、切れ目のない支援対策を通じ、子どもの健康づくりに取り組むことを重点施策として推進しており、引き続きこれらの施策を充実させていくことが何よりも重要と捉えているところであります。

特に子どもの病気や健康についての知識の習得や学習は大変重要であり、将来にわたって生かされていくことから、これらの施策について、今後一層充実させてまいりたいと考えております。

また、適正な負担と受益で維持される自治体運営を考え、考慮するとき、子育て世帯の暮らしの実態、あるいは少子化対策における政策効果等を多角的に検討する中で、子どもの医療費についても考えるべきものと認識をしており、現在の仕組みにつきましても、住民の皆様の理解が得られているものと理解をしているところであります。

次に、2点目の、中学校卒業までの医療費の無料化を拡大した場合の対象者数と費用についての御質問であります。平成30年1月から12月までの国民健康保険加入世帯の小中学生を対象に推計いたしますと、小学生220人、中学生90人、費用については2,200万円程度と推計されるところであります。

3点目の、町独自の拡大分としての町民税非課税世帯につきましては、平成30年度の実績で、小学生27人、中学生12人で、助成額は78万円となっているところであります。

次に、2項目めの、保育の無償化に伴う副食費の徴収に関する3点の御質問にお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化につきましては、子ども・子育て支援法の改正により、本年10月1日から、幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの利用料は無料となりますが、給食費、教材費等については引き続き実費で徴収する費用として保護者の負担となるものであります。

まず1点目の、保育料の無償化により軽減される保育料の財源についてであります。国が2分の1、道が4分の1、町4分の1となるところであります。ただし、今年度分の道及び町負担分につきましては、国により財政支援が行われることとなっておりますが、歳出上の保育料無償化に伴う負担の増額分は、今年度当初予算に比べ、年額で約1,400万円程度の増額と試算されるところであります。

次に、2点目の副食費の公費負担と、3点目の保護者負担の軽減について、町独自の助成につきましては関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

子どもの成長において、食はとても重要な要素で

あり、昼食についても、家庭や施設等、どの場面においても同様と認識しております。

また、給食費の負担につきましても、受益者負担が基本であるとの観点から、実費相当分についての御負担をしていただくものであり、現制度においても、給食費については公定価格の中で算定されており、利用者負担となっているところであります。

なお、このたびの幼児教育・保育の利用料無償化におきまして、町民税所得割非課税、7万7,000円以下の方の副食費は無償となりますことから、各施設を通じ、保護者の皆様に周知させていただいており、町独自の副食費に対する助成は考えていませんことを御理解賜りたいと存じます。

次に、3項目めの、町立病院の建設についての御質問にお答えいたします。

町立病院につきましては、昭和54年12月に、現在地において改築、開院し、本年度で築40年を迎えております。

この間、施設機能を維持するために計画的な修繕に努めてまいりましたが、経年劣化による施設の老朽化や機能低下が進んでいる状況にあります。

一方、消防法施行令が改正され、有床診療所、病院については、スプリンクラー設備等の設置が義務づけられ、設置期限が令和7年6月30日までとなっているところであります。

このような背景から、現町立病院の整備につきましては、昨年度から内部における協議、検討を進めてきたところであります。

御質問の、病院整備に向けた内部協議の状況についてであります。昨年5月に、役場内で横断的な協議を図るため、医療、介護、保健福祉を初め政策、財政、建築を担当する課長及び主幹によるプロジェクトチーム、医療と保健福祉、介護の担当課長、主幹会議を設置し、また、本年4月には、病院内に病院施設整備室を開設し、この間、プロジェクトチーム及び関係機関等と協議、検討を重ね、先般、現段階での町立病院整備に向けた方向性についてまとめたところであります。

整備に向けた基本的な方向性につきましては、現病院は老朽化と医療機能低下等が著しいことから、種々、対応策について客観的に検討する中で集約した結果、新病院建設の方向づけを行い、今後さらに協議、検討を重ねていくこととしております。

事業目標時期につきましては、スプリンクラーの設置期限でもあります令和7年度までの竣工予定としたところであります。

財源の確保、施設機能につきましても、基本的な方向性を踏まえ、引き続きプロジェクトチーム及び関係機関等と協議を進めてまいりたいと考えており

ます。

次に、建設検討委員会の設置や住民意見の聴取につきましても、医療施設の整備という特殊性に鑑みまして、医療施設整備に精通した専門家の方々や学識経験者等で構成している町立病院運営審議会委員の皆様等から御意見を伺うとともに、地域医療構想に資するよう、富良野圏域地域医療構想調整会議にも諮ることとなっており、これらを踏まえて十分に協議、検討を加え、具体的な基本計画等の策定を進めてまいりたいと考えております。

この間におきまして、住民の皆様からも御意見等を聞かせていただく機会も設けるべきと考えておりますが、具体的な時期や方法につきましては、今後、検討を行ってまいりたいと考えております。

また、基本計画策定時におきまして、パブリックコメントを行うなど、さまざまな機会を通じ、住民の方の御意見も伺ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思っております。

なお、建設検討委員会等の設置につきましては、同類の事例等も参考とし、どうあるべきかを判断してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、町立病院は地域医療を支えるかなめであり、地域での暮らしにおける安全・安心を担保する最も重要な施設であるとの認識に立ち、将来にわたってその役割を確実に果たし得るような施設となるようとり進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの、翁道路の整備についての御質問にお答えいたします。

本路線は、翁橋を起点とし、演習場までの2,115メートルを整備する計画で、平成4年度より、路面状態が劣化している東4線道路から演習場までの区間の整備を先行して改良舗装工事を実施いたしました。残る翁橋から東4線道路区間につきましては、一部、補償物件の交渉が難航し、平成16年度までとした事業実施期限内での解決が見通せず、北海道防衛局とともに、地域住民の皆様にも状況説明を行い、平成14年度の事業を最後に、やむなく休止とし、現在に至っております。

この区間につきましては、現在、自衛隊車両の通行については配慮をいただいておりますが、観光者等の通行も多く、かつ、簡易舗装であることから、毎年、ひび割れが発生し、補修を行っている実態にあります。現時点において、新たな動きも見込まれないことから、引き続き適正な維持管理に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 医療費の無料化についてお

伺いたします。

この間の町の子ども・子育て支援事業計画に伴うアンケート調査の中にも、こんなようなことが書かれております。子どもの医療費助成対象が、今どき、未就学児までとはあり得ない、あるいは、上富良野町では医療費の無料化対象が小学生未満ですが、中学生など、延ばすことはできないのかというように、これは就学前のアンケートで、このような結果が載っております。小学生の児童等を対象としたアンケートの中にも、中富良野町では中学校卒業まで医療費無料化となって、ぜひ上富良野町でも中学校の医療費の無料化を行ってほしいということの、そういった声が自由意見の中にも書かれているというのが実態です。自由意見の就学前までの98人の対象の中で、医療費の無料化を求めるのが27ありました。この小学生のところに至っては、45に対して17件、約3割近くが、医療費の無料化を望む声が出ているわけです。

答弁書の中には、町長は、今の現状について、住民の皆さんの理解が得られているものと理解しているというふうに書かれております。しかし、アンケート自由意見の中で、多くの人たちが、中学生までの医療費の無料化を求める声がこれだけあるのです。そういったことを考えた場合に、住民の理解が得られているというふうに思いますか、町長。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の、医療費無償化に関する御質問にお答えさせていただきます。

私も次世代育成の計画のアンケートの内容等もしっかりと見させていただいております。そういった、議員からただいま御発言ありましたような中身についても承知をしているところでございますが、そういった無償化があればいいという御意見がそこに多数記載されていることも承知しておりますが、また一方では、子育て世帯の方々、あるいはさまざまな子育て中の方々、あるいは子育てにかかわる方々と、ただいまのテーマに関しましても意見交換をさせていただく機会がございますが、そういったことを総合的に参酌し、あるいは今、町が行っております子育て支援策全般につきまして意見交換をする中で、そういった中からは、特に無料化を求めるというような声が常に議論の中心になってくるような実態とはなっておりません、非常にそういった面の理解は、広い意味では町民の皆さん方の理解をいただいていると認識できるところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 理解は広まっていないとい

う話だったかというふうに思いますが、町長が何回もおっしゃるように、総合的な子育て支援の充実がより大事になってきているということの話であります。しかし、実態として、これだけの方々から自由意見の中で述べられています。この間も子育て中のお母さん方から話を伺う機会がありました。その中では、特に強調していたのは、周りの自治体が、やっぱり子育て支援で、移住・定住政策の中で、やっぱり安心して子育てができる環境づくりというのは、上富良野だけではないのです。もう既に予防医療も含めて充実してきているのです。上富良野だけがいまだに、幻のように、上富良野町は子育ての予防医療が充実しているというのはちょっとおかしいのではないかというような率直な、一生懸命自治体も努力されているのはわかるのだけれども、しかし、子どもさんというのはいつ何どき病気になって、やっぱり治療を受けなければならないとか、そういうことが突発的に起こるわけです。そういったときに、やはり少しでも経済的な負担の軽減等があれば、どんなに助かるのになというふうな話をされているのです。

ですから、私は、率先してこういった部分に対してきちっと向き合う姿勢が町長には必要だというふうに思うのですが、これはあくまでもそういう声はそう広がりがいいから、実施しなくてもいいという判断ですか、お伺いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、私、この事業のみならず、町全体の事業をどのように取り組んでいくかという判断を常にさせていただいておりますが、いつも基本に置いておりますのは、そういった住民の声、さらには、行政の実態、さまざまな、またそれにかわり得る効果的な事業はないのかというようなことを総合的に判断させていただいて、意思決定をさせていただいております。

今、御質問にありますような、乳幼児の医療費、子どもの無料化につきましては、現在、町が進めております事業の事業成果、あるいは町民の皆さん方の暮らしの実態、そういったもの、さらには、当然、新たな事業展開には財源も必要となってくることから、そういったことを総合的に判断して決断させていただいておりますが、とりわけ、私が申し上げるまでもございませぬが、こういった給付事業につきましては、ないよりあったほうがいいというのは、私もそういう立場でしたら、あったほうがいいというふうに理解をしたいと思います。しかし、申し上げましたように、総合的に判断する中で、当町において、それが行政効果が必ずしも期待できる事

業ではない、他の事業をもってそれに換え得る効果を期待できるということで判断させていただいてるところでございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ちょっと担当者にお伺いいたしますが、小学校まで自己負担は、入院、通院というのは無償化になっておりますか、お伺いいたします。負担割合、1割負担、2割負担ありますかということ。

○議長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北越克彦君） 7番米沢川議員の質問にお答えいたします。

小学生の医療費につきましては、通院の部分につきましては、町におきまして町民税の所得割非課税世帯におきまして無料ということにしております。小学生の入院につきましては、北海道段階での措置もでございます。通常でありますと、医療費の負担が3割負担ということになります。自己負担につきましては、この3割負担が保護者の負担割合が1割負担ということになります。残りの2割につきましては、北海道が1割、町が1割負担ということになっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 今、担当者がおっしゃったように、このアンケートの中にも載っているのは、せめて小学校まで完全に無料化を実施してほしいという声があるのは、1割負担がまだ残っているということなのです、町長。このように、せめてこの部分でも無料化にするという前提をつくりながら、段階的に中学校までの医療費の無料化を実現していくという方法も、私は一つの方法ではないかというふうに思いますが、この1割負担が残っていることについて、どのようにお考えですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

北海道において支援も行っているという制度でございますけれども、1割負担が残っているという、この状況に対しまして、私はそれについて違和感を感じるものではございません。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） アンケートの中にも、この点について書かれているのですよ、町長。おかしいと。せめてこの部分だけでも取り除いてほしいという切実な声載っているわけなのです。そういう問題についても、私は知らないという、全くまともに住民と、やっぱり対話の行政だとか、光を隅々までと言っておきながら、向き合わない町政だと私は

思うのです。

そういうことを考えて、財源をどうするのかということなのですけれども、やっぱり今進められている拠点施設をやめるだとか、あるいは地方創生の財源を使いながら、こういったものをメニューに上げながら、その財源を振りかえながらやる、あるいは積立金を取り崩しながら捻出すれば、幾らでも、ある程度この財源を確保することが可能なのです、町長。そういうことをやらない町自体が、僕はどうもおかしいのではないかなというふうに思いますし、やっぱりこれだけ多くの住民の声があるにもかかわらず、それに背を向けているというふうに町長自身はお考えになりませんか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、現在、当町が行っております事業の形態につきましては、私は先ほど申し上げましたように、これまでいろいろな町民の皆様からいただく御意見、あるいは町の住民の皆さん方の生活実態、あるいは町全体の財政運営等、総合的に判断する中で、私は、議員から御意見いただいておりますような、そういう配慮に欠いたものだというふうに私自身は理解はしておりませんが、それはそれぞれ皆さん方の捉え方の差異もございましょうし、とりわけこういった給付に関します事業については、慎重にあるべきだと。特にアンケートなどは非常に大切な要素でございますので、十分に尊重はしますが、こういったことに関しましては、とかく一般的な傾向として申し上げますと、受けがいいと感じられるようなものについては希望がすごく集中するという傾向にあるというふうに理解をしております、そこはやはり慎重に取り扱うべきものだというふうに考えているのが基本的なスタンスでございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 受けがいいだとか、そういう話ではないのですよね。他の自治体では、子育て支援と定住・移住政策をあわせて、子どもの健康を守るために、こういった側面からの医療費の負担軽減を行いながら、将来を担う子どもたちの健康を守る、育成をする、体の、そういう立場から実施されているわけです。

町長の話をお聞きますと、すぐコストに結びつけているのです。これは高くつくから財政的に無理だからやらない。これは全く子育ての原点からやっぱり反するものです。子育ての、子どもたちの健全な体をもって育成するという、この点からも全く切り離された理論、論議になっているというふうに思っているのです。

ほかの町村、何回もしつこく言いますが、やはり子育て、家族、定住支援、そして何といても将来を担う子どもたちの健康管理を側面から応援しようという、この立場から充実をして、医療費の無料化を拡大しているというふうにやっているわけです。

そういうことを考えたときに、私は上富良野町が子育て、あるいは健康の町ということであれば、率先してこの部分に対して手をつけて、財源もきっちり確保しながらやれる環境というのはたくさんある。それを、あるのだけれども、この間、目をつぶって、実施しなかったというのが今の現状だというふうに思っているわけでありませう。

もう一度確認いたしますが、まず第一段階目として、この1割負担、入院、導入されておりますが、これを解消するというおつもりありますか。今後検討されますか。この点、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

何度もお答えさせていただいておりますが、特に子どもの医療費の無償化につきましては、専門家の、あるいは識者の、さまざまな評価も私も耳にしたり読んだりしておりますが、非常にこの事業については大きく見解が、幅広く評価をされているところでございまして、今、米沢議員から御発言のあったような見解も述べられている方もございます。一方では、全く真っ向から否定するような識者もおられます。そういったような非常に幅広の御意見があるという実態を踏まえますと、そう短絡的に判断をするべきものではないというふうに考えておまして、何度も申し上げておりますが、総合的に、例えばただいま米沢議員から御意見いただいておりますような手法を講じることによって少子化がとまるとか、あるいは子どもの健康が極めて改善されるかというような、そういったことを取り上げますと際限なくなりますので申し上げますが、広く私も私なりに勉強させていただく中から総合的に判断いたしまして、現在の体制を維持することが本町にとって御理解をいただけていることというふうに判断をしているところでございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 全く話がかみ合わないし、子育ての、いわゆる子どもたちの健康を守るという立場からも、その立場からの議論にもかみ合っていないと言わざるを得ません。

ちょっと担当者に、申しわけないのですが、仮に1割負担、これが無料化した場合の概算というのは、急で大変申しわけないのですが、そういったのがわかれば、どのぐらい必要分が発生するか、わか

れば、わからなければよろしいです。

○議長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北越克彦君） 7番米沢川議員の、小学生の入院の関係の医療費等々の御質問でございますが、就学前とあわせて、小学生だけの入院だけの医療費については、ちょっと今、数字を持ち合わせておりませんが、人数だけで申し上げますと、29年度が39名、30年度が47名ということでございます。そういうことで、よろしく願いいたします。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 人数的には、恐らく高学年になればなるほど、中学生に至っても、体力もつきましますし、入院、通院が、よほど突発的な問題がない限りは、そう治療にかからなくなるという現状が全国的にも、道内においても、管内においても共通しているという状況であります。その点を考えたら、恐らくそんな大きな金額でなくて、町の持ち出しもそんなに多くなくて、1割負担の本人負担を解消できるのではないかというふうに考えております。単純に1人当たり、町の2万円かちょっとぐらいかかっているのかなと思っておりますが、それを考えた場合、30人としたら60万円か70万円、90人としたら180万円ぐらいで済む話なのかなというふうに思います。やはりそういった部分から、少しずつやはりステップアップしながら、医療費の無料化を段階的に、やはり負担軽減をしていくというところが、今、町に求められております。最終的には中学校までということが必要だというふうに思いますが、町長、その点については全然考える余地はございませんか、入院費についても1割負担、自己負担をなくすという方向で。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の御質問についてお答えさせていただきます。

米沢議員のみならず、複数の方々があるような思いを持っておられるということ私の胸にとめさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 今、おわかりのように、全く住民の思いとは裏腹な、思いとは逆な思いで行政を進めているというところに大きな問題があります。このアンケートの中にも、これだけ無料化を進めてほしい、あるいは小学校までの完全無料化を実施してほしいというような声があるにもかかわらず、それに応えようとなし、冷たい町政というのが改めて浮き彫りになったような気がいたします。

この点は終わらせていただきまして、次、保育所

の保育料の副食、教材費の無償化の問題について伺います。

この点、本来でありましたら、この背景というのは、国が消費税導入とあわせて、負担軽減するための、あるいは待機児童をなくそうというための、そういう中での保育料の無償化等が出てきたわけであります。

しかし一方で、副食費は保育料から除外されて、結局、自己負担になったというのが実態だというふうに思っております。

そこで、もう一度確認いたしますが、従来は、やはりこういった給食、主食、副食においても、やはりこれは子どもたちの食育の立場から、やっぱり公定価格の中にカウントされながら、それが負担、国が持ってきたというような実態かというふうに思います。そういう立場からすれば、やはり公定価格から除外するというのはいかかなものかなというふうに、問題があるのではないかというふうに思いますが、この点、本来、公費で負担すべきだというふうに思いますが、町長、この点、どのようにお考えなのか、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の、子どもの保育・教育の無償化に関する御質問の中での副食費についてのお考えについての御質問にお答えさせていただきますが、本来、先ほど申し上げましたように、副食費については公定価格の中で、既にそれは内包されている、含まれている部分でございますが、今回は保育・教育に関する部分について、切り分けて無償化するという国の方針でございますが、これは実費を、食に関しましては食育上の観点から、やはり給食業務で食事を提供するということは、これは非常に重要なことでありますし、その価値も感じるわけでございますけれども、負担につきましては、これはそれとはまた別次元の捉え方となるなど思っております。従来も御負担いただいておりますので、これからもそういった形が踏襲されることについての違和感は感じないところでございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 問題は、これによってどうい問題が発生するかという点も見ておく必要があるのだろうというふうに思います。国が示した指針では、3人、同一保育所に子どもさんを預けていれば、3人目は無償の対象となるという、そういうことであります。もしも3人いなければ、おのずと2人は無償の対象から外れる、いわゆる自己負担になるという形になるわけです。そうすると、4,500円としましたら、2人で9,000円になるわけ

ですから、当然、所得のある人、少ない人、段階的に保育料も所得に応じて決められていますから、所得の少ない人ほど負担率、所得に占める副食費の負担率が高くなるというのは、これは当然なのです。

こういった問題を、従来、解消するためにも、普通、本来であれば、公定価格の中に盛り込みながら、これの個人負担を避けてきたというのがこの間の内容だったというふうに私は考えているところですが、あくまでも、答弁書の中にも書かれていますのですが、個人負担はあったと言っているのです。確かに名目上、制度上は、公定価格の中に含まれていて、本人が負担しているという形にはなっているのですけれども、だけでも、それは国からきちっと来ている補助金ですから、負担金ですから、本人は実質負担しなくてもいい仕組みになっていたのです。

ところが、今回の制度の中では、これをなくして、個人負担にしたというところに、全国からも大きな問題がありました。やっぱりこういうことはおかしいと、従来どおりの公定価格の中に盛り込むべきだという形で声がありまして、道内でも一部、この副食においては段階的に軽減を設ける自治体などが生まれるなど、やはり住民の側に寄り添った、そういった対策をとる自治体が今あらわれてきております。

上富良野町においても、やはりこういった所得の少ない人ほど負担率がふえるという、こういった逆進性をなくすためにも、こういった部分の町の負担軽減策を私は実施すべきだというふうに思いますが、それは道理にかなった話だというふうに思いますが、この点、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の、幼児の教育・保育料の無償化に伴います副食費の御質問についてお答えさせていただきますが、多子世帯の子どもに関する保育料の助成等につきましてとの関連性については、少し私は関連づけて考えておりませんが、一方、今回の教育・保育無料化事業につきましては、副食費の無償化の対象者を町民所得割非課税の額を7万7,000円まで拡大しております。今回、従来から見れば改善されているというふうに受けとめておりまして、一定程度の御負担を、ましてや食べ物に関する部分でございますので、それはどういう生活、あるいはどういう保育をされておりましたら、それは必然的にかかる経費でございますので、そこは切り分けて整理されているということについては、ごく自然なことではないかなというふうに理解をしているところでございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 確認いたしますが、普通の

ことだとおっしゃるのですが、私は普通のことではないですね、この背景を見ますと。消費税が上がって、そこでまた私たちは消費税を納めなければならないというような中で、国は今回の、国民を、ちょっと本題からそらすためのいろいろな政策をやってきた一環の一つでこれは実施されているわけで、このことを考えたときに、やはり所得の少ない人ほど、その負担を伴う、こういった問題が内包しているというふうに思うのですが、この点、町長、思いませんか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、国におきまして、私どもも全く思いは共有しておりますが、特に昨今の社会状況の中で、格差を生まない、あるいは格差を解消するというようなことは大前提で、あらゆる施策が講じられていると思います。

そういう観点に立ちますと、今回の国が新たに10月から行おうとしている事業につきましては、一定程度評価をできるものというふうに考えております。

その中で、負担と受益というものは、これは常にあるわけでごさいます、そういう観点から申しますと、全てが無料化、無償化がベストというような理解は、必ずしもそうでなかろうと。やはり弱者に対して手厚く手を差し伸べるといことは一方ではするべきでしょうし、応分の負担が可能な階層につきましては負担していただくということについての不自然さは感じないなというふうに理解をするところでごさいます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 保育料そのものは、やはり所得に応じて決まっているわけですから、最低でも実費負担においてもそういった対策を、最低でもとるべきだというふうに思います。所得がある人もない人も、確かに軽減される部分ではありますが、一方で、ゼロから2歳については、その分、現状維持という形の中で、公費負担の中でカウントされているという現実があるわけですよ。そうしますと、3歳から5歳児に至っては、そういった軽減策、カウントされていない中で、実費負担するわけですから、ここにも矛盾があるわけです。

そういうことを考えたときに、私は、やはり本来であれば、こういった給食副食費に至っても、段階的な軽減措置を行う、あるいは軽減をするということが、私はあって、それは自然な流れであるというふうに思いますし、別に無理な話ではないというふうに思います。町長の腹、気持ち一つで、やっぱりこういった問題に対してどう向き合うのかという姿

勢が、またここで問われているわけです。この姿勢が問われているにもかかわらず、そこにまたしっかりと目を向けないという町政では、これでは困るというふうに思いますが、本来だったら、こういった副食費においても段階的な軽減措置があつていいと思います、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

繰り返しの答えになるかもしれませんが、米沢議員がおっしゃいますような、非常に制度上の不備を感じる、矛盾を感じるというような見解のようでごさいます、私といたしましては、現在の副食費について申し上げますと、受益者負担があるということについては、特に違和感を感じるものではないです、それは米沢議員の見解と私の見解と、若干見解は違いますが、それはそれとして受けとめさせていただきますと思います。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 次に、病院の建設についてお伺いいたします。

令和7年までに竣工する予定という形になっております。

ここで伺いたいのは、非常にこれは財源を確保するという点で非常に大切になってくるかというふうに思います。聞きましたら、防衛補助というのは新設1回きりで、なかなか財源を確保するというのは難しいという話でありまして、この点について、どのような財源確保の、これからのところもたくさんあるかというふうに思いますが、どういう財源の手当をしながら、この建設に向けて進めようとしているのか、現時点でわかっている範囲でいいから、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の、町立病院の整備に向けて、財源等についての御質問にお答えさせていただきますが、議員御発言にありましたように、現在の病院が既に防衛省の補助を受けて建設しておりまして、防衛省の見解によりますと、60年間はその補助がきいているということでごさいます、適化法がいまだに外れないということでごさいます、現実として、まだこれから20年間、十分に機能し得る施設かどうかということをよく見てほしいというようなことで、今、事務段階で、そういった技術的な押さえ方について検討させていただいているところでごさいます。

現在、考え得る財源の確保といたしましては、企業債ぐらゐがあるのかなど。それは非常に交付税の措置も薄い起債でごさいますし、非常に高負担が想

定されることですので、また、先ほど申し上げました防衛省の補助に少しお願いしようとするれば、使用に耐え得る施設でないということを証明するために、耐震化診断を多額の費用を投じてしていただかなければならないというような、私どもとしては非常に不利なような状況を、今、事務段階でお話を聞いているところでございまして、それらを一一つ一つ解消しながら、有利な財源確保、それから、一番有利であろうと思われる過疎債については、当然、適用がございませんので、私も総務省へ直接出向いて御相談申し上げましたところ、やはり上富良野町の現況を考えると、過疎債にまさる優位性のある起債はないよということでございまして、それは適用対象外だということで、非常に財源確保とあわせて病院計画を慎重に進めるべきと考えているところでございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） いろいろな課題もありますが、それを乗り越えていくしかないかというふうに思います。

次に確認したいのですが、この間、町立病院の整備に向けた方向性の中で、一般病棟については、現在44床ありますが、30床以下、介護保険、老健、これは併設して収益が上がるということで、40床以上という形の検討をされているという話であります。

そういうものも含めて、やはり介護と町立病院の一体的なあり方というのはどうあるべきかという、一定のこれからの必要な大事な部分になってきますので、こういった部分を含めて、住民とのやはりやりとり、パブリックコメントを含めた住民との対話などを積極的にやる必要も出てくるのではないかというふうに思いますが、この点、今後どのようにされるのか、もう一度確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の、病院の整備につきましての御質問にお答えさせていただきます。

住民の皆さん方からの御意見をお聞きするという事は極めて基本的なことでもありますし、大事なことだというふうにこれからも受けとめさせていただいていきますが、冒頭のお答えでもお答えさせていただきましたように、ある種、専門的な、非常に専門性がある組み立てが必要なことは避けられませんが、そこについては、やはり専門家の御意見を伺うことがいいであろうと考えているところでございます。あるいは、病床の押さえ方、あるいは老健施設についての押さえ方、これらについては、実はもう病院の医療現場から、院長を初めそういった方々からも考えを述べられておりますので、そういった

ことも参酌しながら、総合的に、ぜひ、主役は町民でございますので、そこは忘れないで進めたいと考えております。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） この点について、最後、確認いたしますが、敷地については、現敷地内で行うという形の検討という形ではよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、これもさまざまいろいろ選択肢の中から、まず私的には、現在の敷地の中ということを中心に、役場の庭のほうも、町道も町有地でございまして、それも選択肢に排除しないで、というのは、ドクターのオンコールというのがありまして、そのドクターが同一敷地内に居住していないと、非常にそういう補助を受けるなどでもハンディが課せられますので、そういったことも考えると、これは避けて通れないのかなということを考えております。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 次に、翁道路の整備についてお伺いいたしますが、これは答弁の中では、地域とのいろいろと、ちょっと隔たりがあったという説明であります。最近、また一部、自衛隊車両も通行しているという実態もありますし、長年のいろいろな食い違いがあつたりしても、やはりここをある程度きちっと整備計画を持って今後も整備するということが必要ではないかというふうに思いますが、この点、確認しておきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の、翁道路についての御質問にお答えさせていただきます。

実は私も推進したいと常々思っておりますが、何分にも障がい除去できないという状況を超えて、道路構造法、ルールを逸脱した工事はできませんので、私もぜひ方法があれば解消したいと望んでいる一人でございまして。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 今後、引き続き住民との話し合い、接点を持ちながら進める計画をお持ちなのか、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 私といたしましては、機会があれば、新たな事業を起こすことも不可能ではございませんので、そういった前提条件が整うようなチャンスはうかがっているという状況でございます。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、7番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、12番小田島久尚君の発言を許します。

○12番（小田島久尚君） 初めての一般質問ということで、非常に緊張しています。どうぞよろしくをお願いします。

私は、さきに通告した2項目について質問いたします。

1項目めは、日の出公園の新たな魅力づくりについてお伺いをいたします。

まず、上富良野町の観光の現状については、平成13年度には100万人を超えた観光入込客数も、近年では60万から70万人で推移している状況です。

日の出公園については、第2次上富良野町観光振興計画の中でも、観光スポットとして重要な役割を担っていると思います。

ラベンダー園の整備、平成25年度、全面植えかえを実施しております。公園山頂までのアクセス道路の整備、展望台トイレのバリアフリー化改修工事を実施する等、逐次整備が進められているとともに、花と炎の四季彩まつり、北の大文字、上富良野雪まつり等を毎年開催しております。また、近年では、十勝岳ヒルクライム、十勝岳トレイルといった新しいイベントも生まれてきています。

日の出公園においては、活発なイベント活動が続いている状況を支援していく必要があるのではないのでしょうか。受け入れ環境を整備することは、公園の魅力化にもつながると考えますが、駐車場を整備するお考えがあるのでしょうか、お伺いします。

2項目めは、複合拠点施設についてお伺いします。

第6次上富良野町総合計画において、複合的な機能を備えた拠点の整備を計画されていますが、具体的な立地条件等のお考えがあればお伺いいたします。

以上、2項目について、町長のお考えをお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番小田島議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目め、日の出公園の新たな魅力づくりについての御質問にお答えいたします。

日の出公園は、本町の観光における重要な拠点として位置づけており、ラベンダー園の再生や施設整備など、再生計画を持ちまして整備を進めているところであります。

その中で、ラベンダーの再生も行い、次第に観光客もふえ、オートキャンプ場の利用状況につきましては、シーズン中はフル稼働となっております。

一方、花と炎の四季彩まつりを初め日の出公園を

拠点としたさまざまなイベントも行われており、町民はもとより、多くの方々に親しまれる公園となっております。

何よりも観光スポットとしての価値は、訪れた方が再び来たいと感じていただかなくてはならず、今後も環境整備を通じた魅力づくりが大変重要であることから、常設駐車場の整備の必要性については、欠くことのできないものであると認識をしており、私の就任以来の思いでもあるところであります。

また、この間、議会へもお諮りした経緯等も踏まえ、さらに熟慮してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目め、複合拠点施設についての御質問にお答えいたします。

現在、町におきましては、複合拠点施設の整備に向け、基本計画の策定作業を進めており、町民検討会議の設置など、住民や関係団体の御意見等の反映に努めながら、その作業に当たっているところであります。

施設の立地条件等についての御質問であります。先ほど申し上げました基本計画の策定作業において、事業効果の最大化のために、利用者の想定や、持たせる機能、施設運営の手法等を検討する中で、必然的に立地場所も具体的検討項目となることから、その過程において、必要な条件等が集約されていくものと考えております。

いずれにいたしましても、本事業が町の活力再生と町民交流の新たな拠点となることが最大の目的であり、多くの町民の方から早期の実現が望まれており、さらに具体化に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） 1項目め、日の出公園の新たな魅力づくりについてお伺いをいたします。

昭和62年から20年以上、多くの観光客、町民に利用されていた駐車場も、平成21年第3回臨時会において、用地取得費、駐車場整備費等の補正を提出されましたが、審議未了、廃案となり、駐車場がなくなってから10年がたちました。

平成28年第2回定例会での一般質問において、町長は、常設駐車場の整備は、日の出公園の活用を図る上においても非常に重要であると認識していると答弁をされています。しかし、課題の整理が必要、課題を乗り越え、整備ができるような判断に至れば、皆さんにお諮りをさせていただくと述べられ、現在に至っております。

本日の答弁も余り変わりがないことを確認をいたしました。

先週の9月19日の北海道新聞の記事によると、美瑛町の昨年の観光客数は過去最高の226万人、青い池の駐車場の整備が押し上げる原動力となったと書かれておりました。

平成29年度の観光入込客数は、美瑛町168万人、本町上富良野は63万1,000人。富良野・美瑛エリアの観光客数は着実に伸びている現状ですが、上富良野町の観光は苦戦を強いられている状況ではないでしょうか。

平成31年度町政執行方針で、日の出公園魅力再生計画に基づき、各種整備を実施し、さらなる魅力アップを図ると書かれておりますが、どのようなことが考えられているのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番小田島議員の、日の出公園の件に関しましてお答えさせていただきます。

まず、冒頭、御質問いただきましたように、平成21年度、将来の日の出公園の魅力づくりということは、観光振興上、非常に大きなウエートを占める、常設駐車場があることは非常に重要であるというようなことをもちまして、実は議会のほうにもお諮りさせていただいたところでございます。残念ながら議会のほうからは否定されましたので、町民の声を代表する機関でございますので、私の考えと少し違うのかなということまで今日に至っているところでございます。

何が日の出公園の魅力づくりに大切かと、今お聞きですが、まさしく常設駐車場等が一番最重要課題でなかろうかというふうに考えているところでございまして、できることであればそういったことを実現したいなと思っているのが実態でございます。

○議長（村上和子君） 12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） 町長の考え、前向きな意見を聞いたところではありますが、公園の魅力づくりについて、担当部署に資料の作成を指示されてはいかがでしょうか。多くの職員にいろいろなアイ

デアを提案させてもらう、大きな事業、いろいろな事業は、やっぱり職員が担当して企画運営をされているというところで、やっぱりいろいろな問題を把握している、一番直接かかわっているのではないかという意味からも、提案させ、その案の規模、機能、財源を早期に検討したり、多くの課題を事前に調整、把握しておくことは、再提案される、されなにかかわらず、重要と考えますが、担当部署に資料作成を指示されるお考えはあるのか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番小田島議員の御質問にお答えさせていただきます。

そういった魅力づくりに主眼を置きました、かなりきめ細かな計画案は、既に作成が済んでおります。前提条件が整っておりませんので、公表はしておりませんが、内部的にはもう既にでき上がっております。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

○12番（小田島久尚君） はい、終わります。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、12番小田島久尚君の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いただきます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

あす9月26日は本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 2時38分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和元年 9 月 2 5 日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署名議員 元 井 晴 奈

署名議員 佐 川 典 子

令和元年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

令和元年9月26日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議案第 6号 平成30年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第 3 議案第 7号 平成30年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について
第 4 議案第 8号 平成30年度上富良野町企業会計決算の認定について
第 5 議案第 9号 上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
第 6 議案第10号 上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例
第 7 議案第11号 上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第 8 議案第12号 上富良野町森林環境譲与税基金条例
第 9 議案第 1号 平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）
第10 議案第 2号 平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第11 議案第 3号 平成31年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計補正予算（第2号）
第12 議案第 4号 平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第13 議案第 5号 平成31年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）
第14 議案第13号 監査委員の選任について
第15 議案第14号 教育委員会教育長の任命について
第16 議案第15号 教育委員会委員の任命について
第17 議案第16号 教育委員会委員の任命について
第18 選挙第 1号 選挙管理委員及び補充員選挙について
第19 発議案第1号 町内行政調査実施に関する決議について
第20 発議案第2号 議員派遣について
第21 発議案第3号 議員懇談会実施に関する決議について
第22 発議案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について
第23 発議案第5号 特別支援学校の設置基準の策定、及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見について
第24 発議案第6号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見について
第25 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

1番	元井晴奈君	2番	佐川典子君
3番	高松克年君	4番	中瀬実君
5番	金子益三君	6番	中澤良隆君
7番	米沢義英君	8番	荒生博一君
9番	佐藤大輔君	10番	今村辰義君
11番	小林啓太君	12番	小田島久尚君
13番	岡本康裕君	14番	村上和子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	石田昭彦君
教育長	服部久和君	農業委員会会長	青地修君
会計管理者	林敬永君	総務課長	宮下正美君
企画商工観光課長	辻剛君	町民生活課長	北越克彦君
保健福祉課長	鈴木真弓君	農業振興課長	狩野寿志君
建設水道課長	佐藤清君	農業委員会事務局長	大谷隆樹君
教育振興課長	及川光一君	ラベンダー・ハイツ所長	北川和宏君

町立病院事務長 北川徳幸君

○議会事務局出席職員

局長 深山悟君 次長 岩崎昌治君

○総務課職員

総務班主事 佐藤根祥太君

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(村上和子君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和元年第3回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(村上和子君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

さきに御案内しました議案第13号監査委員の選任について、議案第14号教育委員会教育長の任命について、議案第15号教育委員会委員の任命について、議案第16号教育委員会委員の任命について、選挙第1号選挙管理委員及び補充員選挙についての議案は、後ほどお配りしますので御承願います。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり申し出がありました。

以上であります。

○議長(村上和子君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 高松 克年 君

4番 中瀬 実 君

を指名いたします。

◎日程第2 議案第6号

○議長(村上和子君) 日程第2 議案第6号平成30年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いただきました議案第6号平成30年度上富良野町水道

事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金の処分について議決をいただくものとなっております。

未処分利益剰余金の処分については、後ほど上程の議案第8号に添付しております平成30年度水道事業会計決算報告書の4ページ上段の剰余金計算書及び同じく4ページ下段の剰余金処分計算書を御参照ください。

以下、議案の朗読をもって、上程の説明とさせていただきます。

議案第6号平成30年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

平成30年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金を次により処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求め、

記。

平成30年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金7,919万4,438円のうち1,000万円を減債積立金に、4,000万円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

以上説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第6号平成30年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第7号及び

◎日程第4 議案第8号

○議長(村上和子君) 日程第3 議案第7号平成30年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第4 議案第8号平成30年度上富良野町企業会計決算の認定についてを一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計決算の認定について説明を求めます。

会計管理者、林敬永君。

○会計管理者（林 敬永君） ただいま上程いただきました議案第7号平成30年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定についての提案理由について御説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により各会計別の決算書並びに同法第233条第5項の規定により決算における主要な施策の成果報告書、さらに過半、監査委員の審査に付し、その結果を記載してあります審査意見書などをあわせてごらんいただきたいと思ひます。

それでは初めに、議案条文を朗読させていただきます、その後、決算書により説明させていただきます。

議案第7号平成30年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度上富良野町一般会計、上富良野町国民健康保険特別会計、上富良野町後期高齢者医療特別会計、上富良野町介護保険特別会計、上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計、上富良野町簡易水道事業特別会計及び上富良野町公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年9月25日提出、上富良野町長向山富夫。

それでは、厚い冊子の決算書をごらんいただきたいと思ひます。

決算書の2ページ及び3ページをお開き願ひます。

平成30年度の各会計別収支総括表を記載していますので、この表におきまして、一般会計及び六つの特別会計全体の決算状況を御説明いたします。

まず、総括表の下段の合計の欄をごらんいただきたいと思ひます。

一般会計及び六つの特別会計合わせまして、予算額で109億4,448万7,000円、調定額で110億6,606万9,971円、収入済額で107億4,492万7,575円、不納欠損額で93万3,552円、収入未済額で3億2,020万8,844円、支出済額で102億3,241万835円、差引残額5億1,251万6,740円となったところであります。

なお、総括表の右の欄をごらんいただきたいと思ひますが、ここには収支予算対比を記載してございます。

まず、調定額に対する収入未済額の割合でござい

ます。調定対比で、合計の欄で97.10%、予算額に対する収入未済額の割合は、予算対比98.18%、予算額に対する支出済額の割合は、支出予算対比93.49%になったところとございます。

次に、不納欠損額の欄、Dの欄をごらんいただきたいと思ひます。

一般会計では、地方税法等の規定に基づきまして該当する固定資産税滞納繰越分で57万500円を不納欠損処分した金額です。国民健康保険特別会計におきましても、該当する保険税滞納分で5万2,400円を欠損処分したものであります。公共下水道事業特別会計におきましては、該当する下水道使用料7万352円を欠損処分しております。介護保険特別会計におきましては、該当する保険料24万300円を欠損処分したものでございます。

なお、簡易水道事業特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計、後期高齢者医療特別会計に不納欠損額はございませんでした。

次に、収入未済額の欄、Eの欄をごらんいただきたいと思ひます。

まず、一般会計におきまして2億9,882万1,330円、その内訳としては、この表では詳細までは記載してございませませんが、町税として個人住民税と固定資産税、軽自動車税で303万5,098円、町税以外で使用料及び手数料の住宅使用料で113万8,132円、国庫支出金におきましては農業費国庫補助金などで1億460万7,000円、道支出金におきましては耕地費補助金で5,633万円、諸収入におきましては延滞金の1万1,100円、町債におきましては農林業債で1億3,370万円とございます。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、一般被保険者の保険税分314万1,385円が収入未済額となつてございます。

次に、公共下水道事業特別会計におきましては1,703万8,829円、この内訳につきましては、下水道使用料分としての70万3,829円、国庫支出金で823万5,000円、下水道事業債で810万円であります。

次に、介護保険特別会計におきましては、第1号被保険者保険料の現年度分と滞納繰越分で69万9,300円。ラベンダーハイツ事業特別会計におきましては、国庫補助金の施設整備交付金で50万8,000円でありました。簡易水道事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に、収入未済額はありませんでした。

なお、別冊で計算書より少し薄目の冊子になりますが、表紙に、平成30年度各会計主要施策の成果報告書各会計歳入歳出決算書に係る附属調書と記載

しています冊子の80ページから85ページに、各会計収納内訳、収入未納調書、欠損処分調書を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

また、決算書に戻ります。

次に、総括表の2ページ、3ページに記載してごひます差引残額の欄のGの欄について御説明させていただきます。

一般会計及び公共下水道事業特別会計、ラベンダーハイツ事業特別会計には、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額がありますので、その額を差し引いたものが実質収支額になります。

一般会計で御説明をさせていただきます。

決算書の7ページをお開きいただきたいと思ひます。

7ページには、一般会計の実質収支に関する調書とごひます。ここでは、単位を千円単位であらわしてごひますので、先ほどの総括表と見比べますと見づらいかと思ひますが、御了承願いたいと思ひます。

歳入総額が73億9,736万6,000円、歳出総額が70億5,866万1,000円、歳入から歳出を引きまして差引残額3億3,870万5,000円が平成31年、令和元年度繰り越す額となりますが、繰越明許費繰越額が1,471万5,000円ごひますので、平成30年度の単年度としての実質収支額は、繰越明許費繰越額の1,471万5,000円を差し引きますので、3億2,399万円が平成30年度の一般会計の単年度実質収支額となります。

以下、六つの特別会計につきましても一般会計と同様にごひますが、実質収支に関する調書及び事項別明細書は、それぞれ決算書の中に記載してごひますので、後ほどで結構ごひます。ごらんいただきたいと思ひます。

参考までに決算書に記載してごひます各会計それぞれの実質収支に関する調書及び歳入歳出事項別明細書につきましても、地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づきます説明資料としての取り扱ひになりますので、御了承願いたいと思ひます。

次に、財産関係について御説明を申し上げます。

決算書の後ろのほうのページになりますが、377ページ、かなり後ろのほうになります。厚い決算書になりますが、そちらの377ページ、財産に関する調書をごらんいただきたいと思ひます。

平成30年度中におきまます公有財産の移動ごひます。この表の区分ですが、表頭に土地と建物、表側に本庁舎その他行政機関、公共用財産であらわしてごひます。

まず(ア)の行政財産の表ですが、表頭にありまます土地におきましての年度中の増減ごひます。公営住宅の欄に696平米、その他の施設に▲2,619.98平米と記載してごひます。この内訳ごひますが、公営住宅におきましては富良野土地改良区からの用水路敷地の廃止に伴う用地を公営住宅敷地として696平米、寄附していただきました。その他の施設については、富良野土地改良区から用水路敷地の廃止に伴う用地として1,104平米を寄附していただく一方で、東中多世代交流センターの土地の売却によりまして3,723.98平米減少しましたので、これを差し引きまして▲の2,619.98平米の減少となつてごひます。行政財産の土地においては、30年度中におきましてトータル▲1,923.98平米の減少となりました。

次に、行政財産の建物の区分ですが、木造部分におきましては、その他施設として東中多世代交流センターの売却により、建物の面積180.63平米が減少となりました。非木造におきましては、上富良野中学校の倉庫新築で61.1平米と公営住宅南団地4号棟の新築により911.62平米が増加することとなりました。

(イ)の普通財産におきまして、土地の部分の増減はありませんでしたが、建物の部分で木造では教員住宅の用途変更によりその他施設へ509.8平米移動させるとともに、その他施設のうち清富の旧教員住宅除去により61.56平米の減少となつてごひます。

なお、非木造の増減はありませんでした。

結果、全体として土地の面積が▲の1,923.98平米の減少、建物は木造が▲の242.19平米の減少、非木造が972.72平米の増加となつてごひます。

以上が公有財産の土地及び建物の移動内容ごひます。

次に、378ページと379ページをごらんいただきたいと思ひます。

こちらにつきましても、有価証券及び出資による権利につきましてもごひます。有価証券及び出資による権利は前年度と同額で、増減ごひません。

379ページの物品ですが、車両の保有状況を示してごひます。こちらにつきましても保有台数の変更ごひませんでした。

次に、めくつていただきまして、380ページと381ページをごらんいただきたいと思ひます。

基金ですが、平成30年度末で一般会計及び特別会計合わせまして12の基金と、北海道備荒資金組

合基金を保有してございます。

381ページをごらんいただきたいと思います。

少し見づらいたと思いますが、表の右側の下のほうに合計欄がございます。合計欄を2段に分けて区分してございますが、この合計欄23億5,041万9,580円とありますが、この金額は平成31年3月31日現在の基金の保有額でございます。同じく合計欄の23億783万880円とございますのは、平成31年、令和元年の5月31日現在の基金保有額を記載してございます。

なお、北海道備荒資金組合基金につきましては、年度中の増加額が156万5,284円で、取り崩しの額はございませんでした。この組合基金の年度末現在高は、2億2,254万1,551円でございます。

以上が財産に関する状況でございます。

以上、概要説明を申し上げまして、平成30年度各会計歳入歳出決算の認定についての御説明といたします。

御審議を賜り、御承認くださますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

監査委員、今村辰義君。

○監査委員（今村辰義君） 各会計決算審査意見書及び各基金運用状況審査意見について御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、町長から審査に付されました平成30年度上富良野町各会計歳入歳出決算及び平成30年度各基金の運用状況について、令和元年7月31日から8月22日までの実日数5日間、平成30年度上富良野町各会計歳入歳出決算書並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書について、また同審査期間の3日間、平成30年度基金運用報告書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に基づき、決算計数と会計管理者の所管する関係書類及び関係課等から提出された資料との調査照合並びに関係職員の説明を聴取するとともに、例月現金出納検査、定期監査の結果なども参考にし、決算書式の適否及び計数の成否を確かめ、かつ、予算執行状況について審査を実施いたしました。

各会計歳入歳出決算は、ともに法令に準拠し、かつ、前会計年度と同一の基準に従い継続して作成されており、計数も関係書類と符合し正確であり、予算執行状況についても、おおむね適正であると認めました。

また、平成30年度基金運用状況調書、基金現在

高調書及び関係諸帳簿の計数は、各基金の支消額、積立金・利息の額、年度末及び出納閉鎖後の現在額と符合し、適切に運用されていることが認められました。

審査の詳細につきましては、お手元に配付の意見書のとおりであり、審査意見のみ御説明させていただきます。

自主財源の根幹をなす町税収入は、前年度と比較して1,023万2,343円増加しています。一方、一般財源の主要である地方交付税及び交付金等は、前年度比3,755万5,000円減少となっております。

公共事業などに対する国庫支出金は、前年度比1億8,537万7,395円減少、道支出金は前年度比7,962万3,940円増加となっております。

各基金の令和元年5月31日出納閉鎖後の現在額は、総額23億783万880円であり、前年度同期に比べ4,258万8,700円減少しています。これは主に、公共施設整備基金、農業振興基金、国内外交流推進基金、地域福祉基金などの取り崩しによるものであります。

また、財政指標は実質公債費比率、公債費比率で改善が見られますが、依然として経常収支比率は91.3%と標準値80%を超え、財政の硬直化が続いており、収支均衡のとれた財政構造となるよう努力が求められます。

人口減少・少子高齢化対策、社会保障費や扶助費、防災・減災対策などにより、決算規模も大きくなっており、今後の公共施設の老朽化への対応など増大する行政需要に対して、歳出の重点化・効率化・平準化により、収支バランスのとれた予算執行となるよう一層の適正、かつ、効率的な財政の運営に努められたい。

なお、参考として、意見書に各種データなどを記載しましたので、御高覧いただきたいと思います。

以上で、審査意見の報告といたします。

○議長（村上和子君） 次に、企業会計決算の認定について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第8号平成30年度上富良野町企業会計決算の認定の件について、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第8号平成30年度上富良野町企業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

では、初めに病院事業会計の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

平成30年度病院事業会計決算報告書をごらんください。

7ページをお開き願います。

平成30年度上富良野町病院事業会計報告書。

以下、(1)総括事項の概要を御説明申し上げます。

平成30年度の町立病院の運営は、公的医療機関としての使命である町民の福祉向上と健康管理に寄与すべく診療体制の充実を図るため、旭川医科大学や富良野協会病院から専門医の派遣を受けまして、身近な医療機関としての機能を果たすとともに、富良野看護学校1年生の基礎実習病院として看護学生を受け入れ、地域医療の向上に努めてまいりました。

また、併設の介護療養型老人保健施設とともに、住民の医療と介護のニーズの把握に努め、安全で安心な医療の提供と質の高い高齢者福祉の充実を図り、御利用される方々から深く信頼されるよう努めてまいりました。

次に、患者数と利用者数の状況では、入院、入所者数は、一般病床6,821人、介護療養型老人保健施設9,796人となり、合計で1万6,617人となりました。外来患者数は2万4,420人で、入院、入所者数と外来患者数の合計は4万1,037人、前年対比283人の増となりました。

次に、収益的収支についてですが、病院事業の収益総額は8億3,279万9,107円、費用総額で9億74万8,141円となり、この結果、収益的収支は6,794万9,034円の当年度純損失となりました。

なお、収益的収支につきましては、17ページ以降の収益費用明細書との整合性を図るため、消費税を含まない数字となっております。

次に、資本的収支についてですが、収入、支出総額はそれぞれ2,672万1,573円で、収入内訳は、町からの出資金と医事コンピューターシステム更新のための企業債、医療機器整備のための防衛省調整交付金で、支出の内訳は、企業債の償還金と建設改良費で、医事コンピューターシステム更新及び医療機器の整備として、医用テレメーター、ベッドサイドモニター、輸血適合判定器などの更新により、診療体制の整備を実施してまいりました。

また、看護師の人材確保のため、2名分の奨学金の貸し付けを実施いたしました。

続きまして、決算額を申し上げます。戻っていただきまして、1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。

平成30年度上富良野町病院事業決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみ申し上げます。

(1)収益的収入及び支出。

収入。

第1款、病院事業収益、8億3,067万8,878円。

支出。

第1款、病院事業費用、9億1,029万2,716円。

(2)資本的収入及び支出。

収入。

第1款、資本的収入、2,672万1,573円。

支出。

第1款、資本的支出、2,672万1,573円。

3ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、御高覧いただいているものといたしまして、説明を省略させていただきます。

以上、平成30年度病院事業会計決算の概要の説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) 次に、建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) 続きまして、平成30年度水道事業会計決算報告について御説明申し上げます。

まず、水道事業会計の平成30年度決算の概要を申し上げます。

7ページをお開きください。

本事業は、町民が健康な生活を持續していくために必要とされる安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来、46年が経過いたしました。

当年度の決算状況については、収益的収支において、収入1億6,143万5,516円、支出1億2,618万4,050円であり、純利益3,525万1,466円で決算することができました。

なお、収益的収入につきましては、11ページ以降の費用明細書との整合性を図るため、消費税を含まない数字となっておりますので、御承知ください。

次に、資本的収支では、収入4,210万8,748円、支出1億1,357万8,379円で、不足する額7,146万9,631円につきましては、過年度分損益勘定留保資金6,902万8,849円、当年度分損益勘定留保資金244万782円で補填し、事業の推進を図ってまいりました。

本年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と節水意識の高まりや飲料水嗜好の多様化が進み、使用水量は減少傾向にはありますが、受益者負担の原則を堅持するとともに、コンビニ納入など納入方法の利便性を図り、公営企業として健全な

経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等維持管理に万全を期し、安全で安心、良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、決算額を申し上げます。

1 ページ、2 ページをお開きください。

平成30年度上富良野町水道事業会計決算報告。

以下、款ごとの決算額のみを申し上げます。

1、収益的収入及び支出。

収入。

第1款、水道事業収益、1億7,249万8,931円。

支出。

第1款、水道事業費用、1億3,250万3,479円。

2、資本的収入及び支出。

収入。

第1款、資本的収入、4,210万8,748円。

支出。

第1款、資本的支出、1億1,357万8,379円。

さきに概要報告でもお示ししましたが、表下に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,146万9,631円につきましては、過年度分損益勘定留保資金6,902万8,849円、当年度分損益勘定留保資金2,447万7,822円で補填しております。

以下、各計算書、業務明細書等の説明につきましては、御高覧いただいているものとして割愛させていただきます。

以上、説明といたします。

御審議を賜りまして、御認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

監査委員、今村辰義君。

○監査委員（今村辰義君） 企業会計決算審査意見につきまして御報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、町長から審査に付されました地方公営企業会計である平成30年度の病院事業会計決算及び水道事業会計決算について、令和元年7月2日から7月22日までの間で、実日数5日間で審査し、同法第30条第1項の規定に基づき調製された各決算書等が関係法令に正しく準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか、また、決算の計数が証拠書類等に符合しているかを照合し、予算執行の適否について審査いたしました。

審査に付されました各事業会計の決算報告書及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、そ

の計数は現金出納簿、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、各事業会計の計数は正確であると認められました。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、審査意見のみ御説明させていただきます。

決算審査意見書の5ページ、まとめの概要を申し上げます。

病院事業につきましては、町内医院の閉院等により外来患者数はふえているが、入院患者数が減少し、診療報酬改定の影響などもあって医業収入が減少、一方で薬剤師など医療スタッフの充実などにより医業費用は増加しており、依然として厳しい経営環境にあると言えます。介護療養型老人保健施設は、訪問リハビリテーション利用者数は減少、入所者数は増加しており、利用率は95.9%と、依然として高い病床利用率を維持しています。

富良野看護学校1年生の基礎実習臨地病院として、看護学生を積極的に受け入れ、奨学金貸付金を1名から2名に増加してきました。そして医事コンピュータシステム更新や医用テレメータ、ベッドサイドモニター、輸血適合判定機等の医療機器の更新を図るなど、地域医療の向上に努め、医療と高齢者福祉の充実に努められている。

未収金対策については、債権管理条例に基づく債権管理と積極的な徴収に努められたい。

町民の福祉向上と健康管理に寄与する医療機関として、経営環境は厳しい状況が続いている中においても地域医療を守り、今後の地域病床再編などに対応するよう、安心・安全な医療の提供と質の高い高齢者福祉の充実に図り、住民医療サービスの向上と経営の安定、改革に向け、一層の経営努力を図られたい。

続きまして、審査意見書の11ページの概要を申し上げます。

水道事業の経営は、町内人口の減少と町民の節水意識の向上による節水家電・節水トイレ等の普及や飲料水嗜好の多様化が年々進み、有収の給水量が減少してきている中で、上富良野町水道事業経営戦略の投資財政計画に基づく計画的な老朽管の更新など、維持管理や漏水調査による漏水対策を実施するなど、安定した経営と安心・安全な飲料水の供給に努力していることが伺える。

未納者への対応としては、給水停止の効果的な実施、確約書を取ってからの履行確認、直接面談するなどの細かな対応を積極的に実施して、債権管理条例に基づく債権管理と未収金の納付向上に努めている。

引き続き健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の

更新等維持管理に万全を期し、本町水道事業の特徴的利点ともいえる湧水利用と自然流下を最大限に生かし、「低廉で安価」で、かつ、安全な飲料水の供給を図りたい。

なお、参考として、15ページ以降に各種資料などを添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上で、審査意見の報告といたします。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

◎決算特別委員会の設置について

○議長（村上和子君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号平成30年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、議案第8号平成30年度上富良野町企業会計決算の認定については、なお、十分な審議を要するので、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第5 議案第9号

○議長（村上和子君） 日程第5 議案第9号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第9号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が平成29年5月に公布され、令和2年4月1日に施行されることに伴い、その適正な運用を図るために制定するものであります。

当該法律の改正内容は、現行地方公務員法の規定により運用されている臨時非常勤職員制度について、今回、新たに一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の厳格化

を行い、あわせて会計年度任用職員への期末手当の支給を可能とするものであります。

新たに制度化される会計年度任用職員については、改正後の地方公務員法上一般職に適用される各規定が適用されることになることから、会計年度任用職員制度の導入に対応するため、本条例において関係する条例を含め、所要の整備を行う思うものであります。

以下、議案に沿って御説明を申し上げます。

議案第9号をごらんください。

議案第9号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

目的。

第1条、この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条以降につきましては、条文の朗読を省略させていただき、条を追ってその概要のみ説明をさせていただきます。

なお、説明中、フルタイム会計年度任用職員については、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員については、同項第1号に規定する会計年度任用職員、給与条例につきましては、上富良野町職員の給与に関する条例を示しますので、御了解を願います。

まず第2条は、会計年度任用職員に支給する給与として支払うものを規定しており、フルタイム会計年度任用職員については、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当。パートタイム会計年度任用職員につきましては、報酬及び期末手当とするものであります。

第3条から第5条は、フルタイム会計年度任用職員の給料について、適用する給料表、級及び号級の決定方法をそれぞれ規定するものであります。

2ページをお開きください。

第6条は、フルタイム会計年度任用職員の給与の支給方法等について、給与条例の規定を準用するよう規定するものであります。

第7条から第11条は、フルタイム会計年度任用職員に支給する通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当について、それぞれ給与条例を読み替え準用することについて規

定するものであります。

第12条は、フルタイム会計年度任用職員の給与の端数計算について規定するものであります。

第13条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について、任用の定めた6カ月以上のものに対し、給与条例を読み替え準用して支給することとあわせ、その任用期間の通算の方法等を規定するものであります。

なお、支給率については、再任用職員と同率としたところであります。

3ページをごらんください。

第14条は、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法について規定するものであります。

第15条は、フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しない場合の給料の減額について規定するものであります。

第16条は、パートタイム会計年度任用職員の基準報酬額について、月額、日額及び時間給の算定方法を規定するものであります。

4ページをお開きください。

第17条から第20条は、パートタイム会計年度任用職員が命ぜられた特殊勤務、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務について、それぞれ当該勤務に係る報酬の支給及び算定方法を規定するものであります。

5ページをごらんください。

第21条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算について規定するものであります。

第22条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について、任用の定めが6カ月以上のものに対し、給与条例を読み替え準用して支給することとあわせ、その任用期間の通算の方法等を規定するものであります。

なお、支給率については、再任用職員と同率としたところであります。

第23条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法等について規定するものであります。

6ページをお開きください。

第24条は、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出方法について規定するものであります。

第25条は、パートタイム会計年度任用職員のうち報酬が月額又は日額で定められた職員が、その定められた勤務時間中に勤務しない場合の報酬の減額について規定するものであります。

第26条は、パートタイム会計年度任用職員に係る通勤手当について給与条例の例により、費用弁償として支給する旨を規定するものであります。

第27条は、パートタイム会計年度任用職員の公務に係る旅費について、職員の例により費用弁償として支給する旨を規定するものであります。

第28条は、例外規定として、第2条から第27条の規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮しなければならない会計年度任用職員の給与については、その職務の特殊性を考慮し、任命権者が別に定めることができる旨を規定するものであります。

第29条は、会計年度任用職員の給与からの法定外控除について、給与条例を準用する旨を規定するものであります。

第30条は、委任規定として、本条例の必要な事項については、町長が規則で定める旨を規定するものであります。

次に、附則についてであります。附則第1項は、本条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

附則第2項は、制度移行に係る経過措置として、前項の施行日の前日まで任用されていた臨時職員、非常勤嘱託職員が引き続き同じ業務の会計年度任用職員として任用された際、制度移行に伴いその給料額又は報酬額が制度上減額となる場合、その差額を支給することができる旨を規定するものであります。

附則第3項は、現行の上富良野町非常勤嘱託職員及び臨時職員の給与等に関する条例について、本条例の施行に伴い不要となることから、当該条例を廃止するものであります。

附則第4項は、上富良野町職員定数条例について、定数内職員からパートタイム会計年度任用職員を除くため、当該条例の一部を改正するものであります。

附則第5項は、上富良野町職員の分限に関する条例について、会計年度任用職員の休職の考課について読み替え規定を追加するため、当該条例の一部を改正するものであります。

8ページをお開きください。

附則第6項は、上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、会計年度任用職員の勤務時間、条件等については、任命権者が別に定める旨を規定するため、当該条例の一部を改正するものであります。

附則第7項は、上富良野町職員の育児休業等に関する条例について、期末手当を支給する育児休業している職員及び職務復帰後の給与の調整をする育児休業した職員から、会計年度任用職員を除くため、当該条例の一部を改正するものであります。

附則第8項は、上富良野町人事行政の運営状況公表条例について、人事行政の運営状況を公表しなけ

ればならない職員からパートタイム会計年度任用職員を除くため、当該条例の一部を改正するものであります。

附則第9項は、上富良野町職員の給与に関する条例について、会計年度任用職員に支給する給与については、別の条例で定める旨の規定を追加するため、当該条例の一部を改正するものであります。

附則第10項は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、企業職員として会計年度任用職員を加えるため、当該条例の一部を改正するものであります。

9ページをごらんください。

附則第11項は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、その他の非常勤特別職の職員から病院等診療業務委嘱医を除くため、当該条例の一部を改正するものであります。

10ページをごらんください。

別表第1は、会計年度任用職員に適用する給料表を定めるものであります。

別表第2は、会計年度任用職員に適用する職務の給与の基準を定めるものであります。

以上で、議案第9号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 全般についてお伺いしたいというふうに思います。

この条例制定に当たっては、恐らく職員組合等とも話されたかというふうに思いますが、この点どういう状況だったのか、まず1点お伺いします。

それと、二つ目にお伺いしたいのは、この間、総務省においても改正に当たっては、臨時、あるいは非常勤職員の現行の労働条件を後退させてはならないという指摘も、今回の改正に当たってあるかというふうに思いますが、これはそういうような通達、あるいはことが出されているかどうか、確認いたします。

その上でお伺いしたいのですが、例えば、町立病院等のように介護、あるいはラベンダーハイツのように介護現場、あるいはおられる介護士や補助の方だとか介護職員の方おられますが、こういった場合の空白期間、例えば有期雇用の問題なのですが、町立病院の場合は、1カ月介護補助の方でしたら、間

あいて再雇用という形に1カ月、1週間ですね、ちょっと正確ではないと思いますが、なっておりますが、この点、本来であればこれを継続して働いているわけですから、そういう人たちは今回の条例改正に当たって、空白期間は解消されるのかどうか、この点お伺いしておきたいというふうに思っております。

それとあわせて、今回のかかわる総費用というのは大体どのぐらい費用、人件費としてかかってくるのか、費用額についてお伺いしておきたいというふうに思います。

また、それとあわせて、それぞれ各会計においてどのぐらいが、何人がそれぞれ対象になるのか、確認しておきたいというふうに思います。

あわせて、ここでフルタイム等については、育児休暇等というのは該当になるのか、ちょっと再確認しておきたいというふうに思いますが、介護休暇等があるかというふうに思いますが、この点、確認しておきたいと思います。

何よりも今回の改正の中で、前進する部分が当然処遇の改善という点では、非常に改善される部分があります。そういった部分では大いに賛成ではありますが、やはり引き続きこの会計年度任用職員をもって、それで終わりというのではなくて、課題としては引き続き正職員の問題が、常にこの裏にはあるわけであり。こういった会計年度任用職員を、条件を改善された背景の中には働き方改革もありますけれども、同時に従来臨時・パート職員の処遇の改善の悪さと同時に、なかなか通常的に例えばフルタイムで働いて恒常的な任務についているにもかかわらず、なかなか正職員にはつけない。あるいはそういった採用がないという状況の中で、そういったものをある程度改善するという世論に押された、こういった結果になっているかというふうに思いますが、引き続きもう1点確認したいのですが、町立病院の場合、介護補助だとか、老健施設で働く方々がおります。そういった場合というのは、当然、正職員としての待遇を求めているかというふうに思います。声はないかというふうに思いますが、そういった場合のやはり採用枠を設ける必要もあるのではないかというふうに考えておりますが、この点についても再度確認しておきたいというふうに思います。

これらに必要な財政が当然伴いますが、これは国のほうである程度交付税措置だとか、そういったものが適用してくれるのかどうか、この点はどのようになるのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 7番米沢議員からありました会計年度任用職員に関します全部で7点の質問につきまして、私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、1点目のこの制度にかかりますいわゆる職員組合との協議という部分でございますが、こちらにつきましては条例をつくる前に、その素案のたたき台と、こういう仕組みで考えているものということにつきましては、組合のほうと協議をしまして、組合のほうでも理解をいただいたところでございます。

2点目の総務省の通知等のいわゆる労働条件の変更の部分でございますが、こちらにつきましては議員からも御発言がありました。この制度の趣旨等につきまして、それぞれ通知をいただいているところでございますが、先ほどもありましたが、今回のことをもっていわゆる労働条件を切り下げることではないということ、そういうことは法律の目的ではないということ、通知を受けておりますので、当方の条例につきましてもいわゆる切り下げということを目的としたものではないということ、組み立てをしているところでございます。

続きまして、3点目のいわゆる現行制度でいう更新をする際の空白期間というところでございます。当町につきましては、これまでいわゆる7日間ということで運営してきたところでございます。この空白期間はうちだけの問題ではなくて、全国的な問題があって、今回のこの制度改正についてもそういうような実態にはない、運用していることを解消するというので、この制度が、されてございますので、来年4月以降、この会計年度任用職員につきましては、同一年度内につきましては、更新ができることになっておりますので、空白期間というのは設けないということとなっております。

ただ、新しい会計年度任用職員ですので、必ず任期の最後はまず年度の3月31日で1度切れるということを毎年繰り返して、その間につきましては、仮に更新かかる場合につきましては、空白期間は置かないという形になってございます。

続きまして、4番目の今回のこの部分に係ります費用額とあと人数等ということでございますが、まず人数のほうにつきましては、現行で臨時非常勤の方で今お勤めをいただいている方が、おおむね130名程度いらっしゃいますので、この方々が基本は対象なのかなというふうに思っております。こちらにつきましては、制度が、条例が決まった以降に、今、いる人方への制度の説明と次の更新に向けての部分につきまして、説明をしていきたいなというふうに思っております。

今回に関わりますいわゆる費用という部分でございますが、こちらにつきましては実際に新しい給料の決め方になりますので、それが決まってからの実際の金額になります。ただ1点、期末手当を支給するというふうに今回決めますので、その分のそれに関してだけの影響額ということで算出しているところでございますが、単純に30年度予算ベースの中で今回でいきますと、期末手当につきましては年間で1.45というふうに条例決めてございますので、単純にそれで比較をしますと、3,200万円程度は、期末手当分としてふえるかなというふうに見込んでいるところでございます。

続きまして、5番目の育児休暇、育児休業、あるいは介護休暇等の部分でございますが、基本、こちらの部分につきましては、制度上新たな会計年度任用職員につきましては、取得することができるという制度になります。ただ、それに関します給料につきましては、基本は無給という形になりますが、それをもって任用を切るか、切れるということではないということ、制度上は取得ができるようになるということになります。

それと6番目で、続きましてあるのが、いわゆるこれまでありますが、いわゆる正規職員の他への問題についてというところでございます。特に、病院、ハイツ等の今いる方の部分の正規職の拡大についてというところでございますが、こちらにつきましては、これまで回答をさせていただいており、いわゆる事業として運営をしていく中で常勤職員と、あとそういう臨時・非常勤の方の今度でいきますと、会計年度任用職員という制度を使った中で、少し柔軟性を持って事業運営を一方ではやっていかなければならないという部分がございますので、今いる人方を全員正規職員化するというのは、かなり大きな問題なのかなというふうに思っておりますが、ただ、一方では人材確保という部分もありますので、それらの状況を見ながら適切な運営を図っていく必要があるというふうに思っております。

あと、最後に7点目の今回のこの会計年度任用職員につきましては、先ほども言いましたように、単純に期末手当分は相当額がふえるということでございますので、その部分についていわゆる国としての財政措置はどの程度のものかというところでございますが、今の時点で私どものほうに入っている情報といいますか、国で出している来年度予算への向けた取り組みですけれども、国としましては今回のこの件に関しまして、総枠人件費がふえるということについては、国のほうも想定しているところでございます。

ただ、その分の費用については、現行令和2年度概算要求の中では、いわゆる地財計画の中ではその分は見込みますよというふうにししか出ておりません。それに対していわゆるうちの町でいきますと交付税ですね、交付税の総枠の中につきましては、今の時点では算定はしませんと。来年の予算に向けた中で、国の中で整理をするということで、単純に言いますと、今の時点ではその分、ふえた分が国で補填をすると言われている状態にはないということでございますので、私どもとしましては、来年の予算をつくる中では、その分の費用の捻出を現行の予算の中で、一定程度やりくりをしなければならないというふうに、今の時点では押さえているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番金子議員。

○5番（金子益三君） 今、同僚議員のほうから何か質問があったので、重複するところは避けたいと思うのですが、今回の改定に当たって介護職員だったりとか、それから看護職員等々の部分でいわゆる非常勤から新しい会計年度に変わるという中で、各種手当、特に期末手当が支給されるということで、その部分で例えばパートの中においても、それが支給、今回もされるというのであれば、いわゆる扶養に入っている範囲を超えてしまうようなことの影響がある職員が出ることも想定されて、それで例えば勤務時間等の調整が必要になったりとかということというのは、今回は想定していないのでしょうか。もしそういうことが生じることによって、勤務体系がある程度変わっていくことというのが想定されるのかを、町のほうでは考えているのかということと、もう1点なのですが、この会計年度任用職員の条例ができるということになりますと、基本、普通の通常のプロパーの職員との差がほとんどなくなるというか、その給与体系、勤務体系についての差がなくなるということで、一般の普通の職員との例えば責任の度合いだったりとか、働くべく職種の内容等について何か差が生じることは考えられるのかということと、あと、この働き方改革等によって、非常勤の職員の方が処遇が改善されるということは、好ましいことであるというふうにも私も考えているのですが、そういうふうになるとちょっと長期的な部分で考えると、職員定数のバランス等々というのは、今後影響してくるのかどうかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 金子議員からありまし

た3点の部分につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず一つ目が、扶養の関係の部分でございますが、確かに今回の部分でいきますと、同じような働き方をすると、多分、年収でふえるかなというふうに思っておりますが、この扶養の範囲の中での働き方という部分につきましては、これから実際にそれぞれの人が継続して働く場合について、もしかすると扶養の範囲内であるということで、勤務時間等々の調整があるのかな。今、働いている以下の勤務時間の部分でしか働きませんとかという話が出てくるのかなというふうに思っておりますが、この条例をつくるに当たっては、そういう部分は考慮しておりません。あくまでルールとしてつくっておりますので、あとは実際にこの制度を使って、どの程度の勤務条件でやるのかという部分につきましては、個別の対応になるのかなというふうに思っております。

次、2番目のいわゆる給与水準としては別でございますが、いわゆる待遇としての部分でいきますと、通常の職員と余り差がなくなるというところでございますが、ただ、実際の給与水準として職員と同じ給与水準かというふうになりますと、給与水準としては今のものから少し上回る程度ということで、金額面ではかなりの差が出てくるところでございます。

この関係につきましては、いわゆる職員につきましては任期が定めがないということでもございまして、一定程度経験も積みまして、あと責任も職員につきましては問いますので、そこら辺の責任の度合い等々の部分で、その分で変な話ですが、職員の給料までは引き上げない、その差が責任の部分の違いですよというふうにして組み立てをしております。

3番目の定数の関係でございますが、今回の会計年度任用職員に当たりまして、フルタイムとパートタイムということで2種類の実際にはなっております。このうちフルタイム会計年度任用職員につきましては、定数内職員という形になりますので、こちらについては今どうするかということで、これから協議を進めていって、どうしてもフルタイムの会計年度任用職員が必要な部分の定数につきましては、現行の多分、定数条例だけでは賄いきれませんので、それがそうなった場合につきましては、来年の、12月の4定か、あるいは来年年明けの1定か、いわゆる定数条例の改正も必要になるのかなというふうに思っておりますが、ただ、現時点では多くの方が一応パートタイムのほうでの雇用ということで想定をしております。

ただ、それはこれから各種職場の実態等々調整を

しながら決めていきたいというふうには思っておりますが、もしフルタイムの方につきましては、定数内職員として扱うということで御理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第9号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、10時35分でございます。

午前10時18分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（村上和子君） 会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第10号

○議長（村上和子君） 日程第6 議案第10号上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北越克彦君） ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和元年11月5日から住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が施行され、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることから、旧氏による印鑑登録を行うことができるよう上富良野町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

以下、議案を朗読し御説明申し上げます。

議案第10号上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例。

上富良野町印鑑条例の一部改正。

上富良野町印鑑条例（昭和59年上富良野町条例第24号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます。主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

第2条は、文言の整理でございます。

第3条は、登録印鑑について、登録できない印鑑の規定について旧氏を加える規定を整備するものであります。

第6条は、印鑑登録原票の登録事項に加える規定を整備するものであります。

第14条は、印鑑登録の抹消事項の氏の変更があったときに含める規定を整備するものであります。

第15条は、印鑑登録証明書の事項に旧氏を加える規定を整備するものであります。

附則。この条例は、令和元年11月5日から施行する。

以上をもちまして、議案第10号上富良野町印鑑条例等の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第10号上富良野町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第11号

○議長（村上和子君） 日程第7 議案第11号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第11号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案の要旨を御説明させていただきます。

本条例改正につきましては、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法の一部が改正され、令和元年10月1日から施行されますことから、法令を

引用している用語等の整理と子供のための教育・保育給付の利用者負担について、対象者を区分し、保護者の経済的負担の軽減につきまして条例を改正するものであります。

条例改正の主な内容につきましては、まず1点目は、法律改正に伴う用語の整備であります。

2点目は、保護者に対する経済的負担の軽減について、追記するものであります。

3点目は、3歳から小学校就学前までの児童に対する幼児教育・保育給付の利用料等を無償化するため、支給対象者の要件について、支給認定子どもに対し、満3歳以上教育・保育認定子どもと特定満3歳以上保育認定子ども、満3歳未満保育認定子どもを追加するものであります。

4点目は、利用料を負担する対象者について、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者、満3歳未満保育認定子どもにかかわる教育・保育給付認定保護者に限るに改めるものでございます。

5点目は、食事の提供に要する費用の取り扱いについて、給食費のうち副食費について無償となる対象者について、小学校就学前子どもに対して満3歳以上教育・保育給付認定保護者が市町村民税所得割合算額7万7,101円未満と同一世帯に3人以上の子供、満3歳未満に改正するものであります。

施行期日につきましては、令和元年10月1日から施行するものであります。

以上をもちまして、議案第11号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 先日の一般質問でも質問させていただきました。多くの課題が残るということが、調べれば調べるほど感じたというのが私の印象です。

まず確認いたしますが、今回の確かに3歳以上5歳までの保育料の無償化という点では、一歩前進した部分があります。しかし、同時に3歳未満児については、引き続き有償という形になっているという問題があります。この点について、本来、国が示した待機児童をなくす、あるいは子育ての負担を軽減する、政策としては多方面のいろいろ政策がわからなければ改善されませんが、どちらにしてもやはりこういった負担が残るという問題と合わせて、給食

の副食費ですね、これが負担が残るという点で、非常に問題だというふうに思います。この点について、町はどのように考えているのか伺います。

二つ目には、同時に、本来、副食費等については、これは制度の中で、子供たちの食育を育てるといふその点からいけば、当然、国が負担しなければならないにもかかわらず、個人負担に求めるという形になってきております。

そういった点で、それにかわって自治体がきちっと、最低でも所得に応じた副食費の軽減策を提示すべきだというふうに思いますが、今回、こういったものについては提示されていないという点では、非常に残念であります。この点について町としてどのように検討されて、こういった結果になったのか、確認しておきたいというふうに思います。

また、同時に、所得の段階において負担割合というのが例えば500万円の人で4,500円負担するのと、副食費、300万円の人で4,500円負担するということになれば、当然、負担の割合も所得の少ない人ほど負担割合が高くなるという、そういった状況も当然考えられる要素でありますので、そういうものも含めて私は今回の条例改正に合わせ、副食費等の条例改正も当然あってはよかったですのではないかとこのように思いますが、確認いたします。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の3歳以上のお子様については無償化ということですが、3歳未満のお子様については有償となっている点でございますが、これにつきましては3歳未満のお子さんについても所得の低い方については、これまで同様無償化となりますので、所得のある方については、それなりの所得に応じた負担ということで、現行制度の継続になると思われまます。

ただ、副食費につきましては、今回、保育料これまで同様、国が算定した公定価格の中に保育料と、これまでは給食費等の算定についても実は含まれておりまして、その部分が今回無償化になりまして、保育料の部分と給食費ということで、今回区分をされたということになってございます。

これまで保育料の一部には給食費も含まれておりましたので、それについては所管委員会の資料においても御説明をさせていただいていると思っておりますが、収入の少ない方につきましては、これまで同様、副食費についても無償ということになっておりますので、3点目の米沢議員からの御発言ありました500万円以上の収入のある方については、副食

費として4,500円を御負担していただくこととなりますが、300万円以下の方については、国が示している360万円収入の方、町で言いますと7万1,001円未満の方につきましては、副食費も無償化となりますので、約360万円収入の以下については、これまで同様、副食費についても無償化となりますので、それについては低所得者対策ということで、国も町も来年度以降は財源を持って、皆様の軽減策には当たれるのかというふうに判断しているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 私が言いたいのは、360万円以上超えた人は、例で300万円という設定されましたが、そういった負担感というのが、この中で当然出てくるわけです。

もう一つは、やはり本来こういった部分については、やはり公定価格の中できちりと含まれた中で自己負担はなくすると。確かに3未満については、一定程度の負担軽減策はあります。ありますし、そういった部分では改善の部分もありますが、しかし、一方で無償化を、給食費の負担を、副食費の負担をしなければならぬというこの現実があるわけですから、そういった部分について自治体としてどう考えているのかということで、これは従来どおり負担してもらったから、それは現行制度でいっているのだというようなお答えだというふうに思いますが、本来、これは公がきちりと負担して、軽減策をとるということが前提だと思いますが、確認いたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、副食費につきましては、昨日の一般質問の中でも米沢議員のほうから御質問をいただいて、町長のほうからも御答弁させていただいたとおりかというふうに思います。

これまでの公定価格の中でも360万円以上のうちの町で言えば4の4階層以上の方のところについては、ちょうど1階層から保育料というのは、だんだんこういうふうにながっていきっていると思いますけれども、4の4階層以上につきましては、給食費を一定の額を公定価格の中にもともと算入をされております。

そういうことから、当然、家庭にいても学校の給食費もそうですけれども、保育園とか認定こども園にあっても食事の部分については、それは食べる部分については皆さんから御負担していただくというのが、これまでの公定価格の考え方も同一でありますので、引き続きそれ以降の保育料の部分につい

ては無償化になりますけれども、口に入れる物についてはそれぞれ御負担していただくということが町の考え方ということで、その部分についての軽減措置等については現時点では、そういうものは考えていないということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第11号上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第12号

○議長（村上和子君） 日程第8 議案第12号上富良野町森林環境譲与税基金条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

農業振興課長。

○農業振興課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町森林環境譲与税基金条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月1日に施行され、都道府県及び市町村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、森林環境譲与税が国から交付されますが、交付された森林環境譲与税を単年度で全額執行しない場合は基金に積み立てし、後年度の事業に要する経費に充てることができるため、本基金条例を制定しようとするものであります。

以下、議案を朗読し御説明申し上げます。

議案第12号上富良野町森林環境譲与税基金条例。

設置。

第1条、上富良野町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、上富良野町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

積立。

第2条、基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める額とする。

管理。

第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

第2項、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

運用益金の処理。

第4条、基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

繰替運用。

第5条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金の属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

処分。

第6条、町長は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項各号に規定する施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金の全部又は一部を処分することができる。

基金に属する現金の保全。

第7条、町長は、第3条第1項の規定により基金に属する現金を預金として保管している場合において、当該預金を受け入れている金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に対する本町の債務との相殺をすることができる。

町長への委任。

第8条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第12号上富良野町森林環境譲与税基金条例の説明といたします。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第12号上富良野町森林環境譲与税基金条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第9 議案第1号平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第1号平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、本年度の普通交付税算定が既決予算を上回る額で確定したところであり、あわせて関連する地方特例交付金及び臨時財政対策債の発行額が確定したことから、それぞれ所要額の補正をお願いするものであります。

2点目は、今年度事業として更新を予定しておりました役場庁舎温風暖房機・温水ボイラー更新事業及び保健福祉総合センター電話交換機更新事業に係る契約金額が確定したことから、当初予算において議決をいただいております債務負担行為の限度額の変更を行うものであります。

3点目は、現在実施している道営経営体育成基盤整備事業において、それぞれ工種変更等事業量の変更に伴い、地方債限度額の変更及び所要の補正をお願いするものであります。

4点目は、現在実施している道営草地畜産基盤整備事業において事業の適債性が認められたことから、地方債の追加及び財源調整の補正をお願いするものであります。

5点目は、前年度の自立支援給付費、障がい児入所給付費、障がい者医療費、地域生活支援事業費及び教育・保育費に係る精算に伴い、国・道への返還金について、それぞれ所要の補正をお願いするものであります。

6点目は、来年度予定されているマイナンバーを利用した妊婦検診、乳幼児健診の情報連携開始に備え、現在、運用しております健康管理システムについて改修をする必要があることから、所要の補正をお願いするものであります。

7点目は、北海道及びJR沿線市町村で行う臨時的支援策に伴い、当該経費に関する上富良野町の負担分について、北海道鉄道利用促進環境整備交付金市町村支援金として、所要の補正をお願いするものであります。

8点目は、役場庁舎3階トイレの改善、一部会議室等の造作が必要となることから、役場庁舎3階トイレの洋式化等に要する費用について、所要の補正をお願いするものであります。

9点目は、本年10月からの3歳児から就学前児童に係る幼児教育・保育費の無償化事業が始まることから、歳入及び歳出について、所要の補正をお願いするものであります。

10点目は、今年度から新たに交付される森林環境譲与税交付金について、新たに歳入予算に計上するとともに、その用途目的については限定されていることから、一部既決予算に充当するほか、後年度への事業費充当のため、さきに議決をいただきました目的基金に積み立てるよう、所要の補正をお願いするものであります。

11点目は、現在実施している島津第二地区道営農業水利施設保全合理化事業に伴い、島津公園内の支障木伐採が求められているところであり、支障木伐採に伴う立木補償費が町に交付されることから、その立木補償費を活用し、支障木伐採のほか島津公園内の老朽化が激しい一部施設について改修対応を行うため、所要の補正をお願いするものであります。

12点目は、ふるさと応援寄附について、6月補正予算に計上したものを以降に、これまで町に寄せられました寄附について、歳入予算に計上するとともに、寄附者の意向に沿いまして、それぞれ目的基金への積立等歳出予算に計上するため、所要の補正をお願いするものであります。

以上、申し上げた内容を主要要素とするとともに、他の既決予算についても一部事業内容の変更に伴う補正を行い、財源調整を行った上で、財源的に余剰と認められる部分につきましては、予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号をごらんください。

議案第1号平成31年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)。

平成31年度上富良野町の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億751万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,693万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましても、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2款地方譲与税、500万円。

8款自動車取得税交付金、300万円。

9款地方特例交付金、473万1,000円の減。

10款地方交付税、7,919万4,000円。

14款国庫支出金、2,921万1,000円。

15款道支出金、400万9,000円。

17款寄附金、1,083万4,000円。

18款繰入金、950万円の減。

20款諸収入、466万9,000円。

21款町債、1,417万5,000円の減。

歳入合計、1億751万1,000円。

2ページをお開きください。

2、歳出。

2款総務費、1,542万7,000円。

3款民生費、4,426万7,000円。

4款衛生費、582万1,000円。

6款農林業費、1,358万1,000円。

7款商工費、100万円。

8款土木費、341万1,000円。

11款給与費、ゼロ円。

12款予備費、2,400万4,000円。

歳出合計、1億751万1,000円。

次に、3ページ。第2表、債務負担行為補正についてであります。庁舎温風暖房機・温水ボイラー更新事業及び保健福祉総合センター電話交換機等更新事業については、契約金額が確定したことから、その限度額を変更するものであります。

第3表、地方債補正についてであります。富良野広域連合申内牧場で実施しております道営草地畜産基盤整備事業について、適債性が認められたことから、地方債の限度額を設定するものであります。

臨時財政対策債につきましては、発行額が確定したことに伴います限度額の変更をするものであります。

経営体育成基盤整備事業については、工種変更に伴う事業費の補正に合わせて地方債の限度額を変更するものであります。

以上で、議案第1号平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） まず、27ページの企画費で、北海道鉄道利用促進の環境整備の交付金という支援金が、今回も計上されております。そこでお伺いしたいのですが、これは2年間にわたって8線区区間の利便性など利用の促進を図るという制度で、各自治体が2年間負担するという形になっているかというふうに思いますが、この点確認したいのですが、今回、130万円ですか、計上されておりますが、また来年度についても引き続きこの金額が計上されるのかどうか確認いたします。

それともう1点なのですが、この間の町の説明ですと、あくまでも利用促進のための経費だという形の説明でありました。しかし、今後、財政難が一層厳しくなるという状況も当然、今の現状ニュース等見ましたら考えられます。そうしますと、また、新たに財政の負担の発生が当然出てくるのかなというふうに思いますが、この点はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

二つ目に、何よりもこの間JR北海道、新幹線等導入しまして、それにかかわる赤字が相当ふえていくという状況になっております。そうしますと、当然、そういうものも含めた中での財政負担が求められる可能性も出てきます。同時に、北海道においても国においても一定的な財政支援が行われておりますが、引き続き国・道においてこういった赤字解消、あるいはJR北海道等において財政再建のきちとした協議会等において道筋というか、そういったものが提示されているのかどうか、この点確認しておきたいというふうに思います。

もう1点は、この、各住民会やってという形で、町長から、「JR富良野線利用促進についてお願い」という形の文書が送られております。そこには住民会等において、町内会等においては、もしも利用される場合は積極的にJRを活用していただきたいということの文書であります。

きょうの北海道新聞なんかでは、旭川市が実際利用を促進するための住民が利用するために補助政策を打ち出しました。上富良野町は具体的な促進とい

う形では、そういった支援策がありませんが、今後、こういった問題について具体的な何か支援策を講じられるのかどうか、お伺いいたします。

さらに、今回その文書の中に、こういった利用促進を使ってかどうかわかりませんが、新たな軌道車両をこういう形で走らせたいということで、こういったような文書も書かれておりますが、果たしてこういった部分だけで問題の本質を解決できるようなものではないというふうに思いますが、この点確認しておきます。

そういうことも含めて、私は何を言いたいということなのですが、要するにこのままでは、さらに財政負担を求められるということです。本来であれば、やはり協議会で言いましたが、四国においては今までの財政のあり方を見直してほしいということで、新たな財政支援を四国では全体で、県が求めるというふうな動きも出てきております。

そういう意味では、これから財政難ということで、さらに鉄道が分離され、遮断されていけば、ネットワークもできなくなるわけですから、そういう意味では血の通った循環型の観光を求めようとしても一部遮断されてしまえば、そこで終わってしまうというそういう危険性もあるわけですから、抜本的に今の財政支援のあり方をいまいち考え直す必要があるというふうに思いますので、国に対して新たな財政支援を求める、そういう機運を自治体ももっていきながら必要があるのではないかとこのように思いますが、この点も確認しておきたいというふうに思います。

本来、JR北海道も含めて、国が抜本的な対策をとらない限りは、この問題を解決することはできません。幾ら地方自治体、あるいは赤字路線を抱えた8区間の維持困難路線の自治体が財政支援したとしても、焼け石に水になるという可能性がありますので、確認しておきたいと思えます。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻 剛君） ただいま、7番米沢議員のほうからありましたJR支援に関する補正予算に関する御質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の130万円計上させていただいておりますけれども、来年度はどうなるのかという御質問ですけれども、考え方的には同一でございますので、来年も同じような形で同額を交付金として支出するというようなことになろうかというふうに思っております。

次、2点目でございますけれども、今後JRの経営も一層厳しくなっていく中で、新たな負担が発生するのではないかとこのように御発言でございま

た。当然、経営的には厳しくなるのだろうというふうには思いますけれども、今後、新たな負担が発生すると。今、議論して、やっと今回の形になりましたけれども、そのほかの事由によって、例えばJRの経営本体の支援でありますとか、そういうようなことを前提としたものについては、今後もやはり行うことはできないと。やはり利用者の利便性の促進ですとか、定時性の向上ですとか、そういうものに限っての支援、これを前提とした支援ということで、今後も基本的にはその考え方には変わりはないということで、御理解をいただきたいと思います。

あと、3点目のJR北海道のいろいろ新幹線等にも取り組んでいるということの赤字になっているのではないかというような御心配のもとに、地方負担のみならず今後やっぱり基本的には国において、財政支援等を図っていくべきではないかという御質問だったというふうに思いますけれども、もちろんこちらのほうにつきましても沿線はもとより、北海道一丸となって国のほうにJRの存続に向けた財政支援に向けては、要望を強く行っているところでございまして、今回の2カ年にわたる支援も当然そこにつなぐためのものとして解してございますので、こちらのほうにつきましても、オール北海道としてますますその要望をしっかりと、国の責任においてJR北海道の存続についてはしっかりと対応できるように、対応するように要請をかけていきたいというふうに考えております。

次に、4点目の住民会長さん宛での利用促進のお願いでございますけれども、こちらのほうにつきましても、今回呼びかけだけということになってございますけれども、今後、JRの富良野線連絡協議会等の沿線自治体とも連絡調整とりながら、協力体制をとりながら独自といいますか、それぞれの沿線の特色を出したというような支援策はないかというのを模索しながら、施策に取り組んでまいりたいというふうに思います。

あと、5点目の新たな軌道車両を走らせるということで、これは根本的な解決にはならないのではないかというような御指摘でございます。現在、宗谷線のほうで、そういう観光列車的なものが走ってございまして、10月には上富良野駅と美瑛駅が、ことして開業120年ということもあります。また、来年、富良野線全線開通の120周年ということのイベントとして、10月14日に新たな車両が上富良野にも走るようになってございます。本当にその列車が走ったからといって、どれだけ集客力が上がるのだというようなこともございますけれども、そういうような話題性の提供でありますとか、そういうところからぜひJR利用への足がかりにし

たいということでございますので、こういうような活動の一つ一つ丁寧に取り組んでいく、沿線も協力して取り組んでいくということを基本として考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 7番米沢議員の今後もそれぞれ地方のほうに財政支援が求められるのではないかというような御心配の御発言であります。

議員御発言のように、JR北海道の経営状態というのは極めて厳しい状況ということは、議員とともに認識を共にしているところでありまして、そのようなことから今、北海道全体通じてそれぞれの各路線でも協議会をつくりながら、各路線路線の集客や利用の促進を含めたアクションプラン等、それぞれまとめ取り組んでいるところであります。

2年間の緊急的な取り組みになりますので、こういうものを通じて今、国鉄清算事業団の債務の処理に関する法律が期限を迎えますので、この法律の延長含めてしっかりと100%、国が株式を保有している会社でありますので、責任ある対応を国に求めていくことが、我々の基本的なスタンスということで理解しておりますので、北海道知事が中心になって、こういうものもしっかり取り組んでいかなければならないということで、私たちが抱える路線の中の1自治体でありますので、しっかりとスクラムを組んで、そういう要請にも当たってまいりたいというふうに思っております。

そのようなことから、先般の全員協議会におきましても、町長のほうからもそれぞれの議会においてもそういった行動、足並みをそろえていただければ大変心強い力になりますので、あわせてそういうことも議会にも御協力をお願いしたいというふうに思うところであります。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 個別の支援なのですが、この件についてちょっと明確な答弁なかったかというふうに思いますので、どういうふうにされるのかというところです。

もう1点確認いたしますが、恐らくこれは何回も言いますが、いわゆる民営化したときの基金を運用しながら、赤字を今まで埋めてきたという状況になっております。北海道についてはですね。そういう中で低金利で、運用資金がなかなか思うように回らないのと、利用客も減るという状況の中で推移してきているわけです。

この間、国・道に至っても引き続き、言葉では支援は何らかの形ですというふうな一部支援をしてきておりますが、しかし、根本的には各JRが責任をとらなければならない方向に進むということが、

今、現実として起きているという状況を考えれば、この負担のあり方というのは、まさに地方自治体に消費税の値上げとともに運賃も上がるという状況の中で、地方に一方的には言いませんが、負担を求めながら赤字の一部を補填してもらおうという手法でしかないというふうに思っています。

私は、根本的に問題を解決するというのであれば、国だとか、JR北海道の経営改善の努力がない限りは至らないというふうに思いますので、この点もう1度、こういった予算のつけ方については問題があるというふうないうふうに考えていますので、確認いたします。

JRの、もしも仮にバス転換、あるいは路線が遮断されるということになれば、上富良野町の映画を進める会とか、いろいろ企画観光やっておりますが、27ページに書いてありますが、泥流地帯の映画化を進める会というものがあまして、今回の予算の中にも進める会の当たっての予算が計上されておりますが、ここで確認いたします。もう一つ確認いたしますが、この予算というのは東京、あるいは旅費、機運醸成の予算という形になっておりますので、こういう状況の中で今後、映画化に当たってはどのような状況で進められているのか、映画制作に当たっての協議、調整活動……。

○議長（村上和子君） 再質問とちょっと違ったかなと思うのですけれども。

副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 7番米沢議員のJRの支援に対する再質問にお答えをさせていただきます。

JR北海道に対する懸念といいますか、心配については、道民総意の心配事だろうというふうに思っています。そのようなことから、先ほど答弁しましたように、北海道においても北海道が中心になって国にしっかりその対応を求めていくということは、極めて重要なことでありますので、私たちもそれぞれ各自治体も足並みをそろえて、そういうものに力を発揮していきたいというふうに思います。

交通網ですから、ぶつぶつぶつぶ途切れているようなことであれば、物流、それから人の流れも途絶えてしまいますので、そういうことがないようにしっかりと引き続き路線の維持に向けて、私たちも北海道とともに力を発揮してまいりたいというふうに考えております。

そのようなことから、そういうものをしっかりと国に訴えていくためにも2年間の緊急支援ということで、地方の頑張りを見せていくことも重要なことということで、それぞれ北海道を中心に判断したところでありまして、今回、緊急的・臨時的な2年間の措置ということで、2年間で4億円の支援という

ものが北海道の段階で、各沿線の自治体も理解した中で今回の予算措置になっているということで、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ちょっとお許しを得れるかどうかわかりませんが、27ページの泥流地帯の映画化を進めるという点で、非常に上富良野町の将来にわたる大事な予算が計上されまして、先ほどちょっと言い忘れたものですから、許可が得られれば質問したいというふうに思いますが、この点よろしいでしょうか。よろしいですか。

○議長（村上和子君） はい。

○7番（米沢義英君） わかりました。では、27ページの泥流地帯の映画化を進める会の負担の問題なのですが、現況どのように進んでいるのかということで、なかなか見えてこないという現状ありますので、この点、今回の予算の中では映画を制作するための協議・調整活動、あるいは監督の招聘活動、機運醸成の活動という形の中の予算が組まれております。東京については調整活動、これという形で48万円、制作者・監督招聘活動ということで32万円、機運を醸成するというので8万円という形になっておりますが、現在のこの進捗状況も合わせて具体的にいつ、何月ごろ、どのようにこういう調整を行おうとしているのか、この点、確認しておきたいと思えます。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻 剛君） 7番米沢議員からありました泥流地帯映画化を進める会の負担の補正に関する御質問にお答えをさせていただきます。

現在、映画化に向けてどのような状況で進んでいるかということでございます。

それで、今、議員のほうからもありましたように、制作会社との協議・調整ということにつきましては、6月の補正で予算をつけていただきましたロケツーリズム協議会の負担金、それ以降、ロケツーリズム協議会を介しまして、さまざまな制作会社、プロダクションと接触する機会もございまして、その中から、うちの町で取り組もうとしている映画化について、大変興味を示していただいた制作に関係する企業、事業所がありまして、そちらのほうと今後具体的な制作の協定に向けた調整等が必要になるということで、それに関する調整費用ということで計上させていただいております。

また、並行的にそちらのほう進めると同時に、そちらの制作側のほうで抱えていると言ったらおかしいのですけれども、つながりのある監督さんがいらっしゃるしまして、その方がロケハンに来られるということもございまして、こちらについては10月

の上旬に来るといふことで日程は決まっておりますけれども、そういう監督さんの招聘費用といふことで計上させていただいております。

状況的にはそういう状況でございます、あと、会としての機運醸成事業につきましても継続した中で行っているといふことで、今後、さらに町民の皆様様に理解を広めていくため、取り組みを広げていくためのフォーラム等の開催といふことで、今、会のほうでも動いているといふ状況でございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第1号平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号

○議長（村上和子君） 日程第10 議案第2号平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第2号平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、介護報酬改定及び消費税改定に伴う区分支給限度額引き上げに係る介護保険事務処理システムについて改修が必要なことから、国庫補助金と一般会計から繰り入れにより整備するものであります。

2点目は、平成30年度の介護給付費実績に伴い、社会保険診療報酬支払基金から74万9,000円追加交付を受けることにより、保険給付に充当し、一般財源からその他財源に組み替えをするものであります。

3点目は、歳出におきまして、平成30年度介護給付費実績に伴う精算により、道費278万7,000円を返還するものであります。

なお、収支の差額203万8,000円につきま

しては、予備費で調整したところであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第2号平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成31年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,229万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開き願います。

第1表につきましては、議決項目であります款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金、33万円。

5款支払基金交付金、74万9,000円。

7款繰入金、33万円。

歳入合計140万9,000円。

2、歳出。

1款総務費、66万円。

2款保険給付費、ゼロ円。

6款諸支出金、278万7,000円。

7款予備費、203万8,000円の減。

歳出合計、140万9,000円。

2ページ目以降の事項別明細書につきましては、既に御高覧いただいておりますことで説明は省略させていただきますので、御了承願います。

以上、議案第2号平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第2号平成31年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号

○議長（村上和子君） 日程第11 議案第3号平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第3号平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきまして、寄附採納に伴う繰入金
の補正及び実務者研修等支援事業の採択に伴う道支出金の補正であります。

次に、歳出につきまして、1点目は実務者研修等支援事業に係る介護士賃金の所要額の補正であります。

2点目は、介護用備品購入の補正で、寄附採納の繰入金により整備するものであります。

なお、収支差額については、予備費を充てることで補正予算を調整するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）。

平成31年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,368万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

6款繰入金、10万円。

9款道支出金、6万9,000円。

歳入合計、16万9,000円。

2、歳出。

2款サービス事業費、17万円。

6款予備費、1,000円の減。

歳出合計、16万9,000円。

以上で、議案第3号平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第3号平成31年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第4号

○議長（村上和子君） 日程第12 議案第4号平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第4号平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、まず歳入につきましては、1点目は社会资本整備総合交付金事業の精査に伴います国庫支出金の減額補正と、2点目は一般会計繰入金
の増額補正と、3点目は平成30年度消費税確定申告に伴います諸収入の増額補正となっております。

次に、歳出につきましては、1点目は汚水処理区域の拡張に伴います水洗化等の補助金の増額補正と、2点目は公共下水道新設事業の精査に伴います建設事業費の減額補正と、3点目は公設枅新設に伴います下水道管布設工事の増額補正となり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第4号平成31年度上富良野町公共下水道事

業特別会計補正予算（第2号）。

平成31年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ241万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ3億6,334万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

3款国庫支出金、262万7,000円の減。

4款繰入金、6万1,000円の増。

6款諸収入、15万2,000円の増。

歳入合計、241万4,000円の減となります。

2、歳出。

1款下水道事業費、241万4,000円の減。

2款公債費、ゼロ円。

歳出合計、241万4,000円の減となります。

2ページ以降の事項別明細書につきましては、省略させていただきます。

以上、議決項目のみを御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第4号平成31年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号

○議長（村上和子君） 日程第13 議案第5号平

成31年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第5号平成31年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

補正の内容ですが、ラベンダーの里のふるさと応援寄附を4件の方、19万円を賜りましたので、一般会計よりの出資金を受けまして、建設改良費什器備品の整備に充てるため、同額の増額補正をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第5号平成31年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、平成31年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、19万円。

第1項出資金、19万円。

支出。

第1款資本的支出、19万円。

第2項建設改良費、19万円。

1ページ、2ページについては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第5号平成31年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）の御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第15号教育委員会委員の任命については、原案のとおり任命について同意することに決定しました。

次に、議案第16号を採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第16号教育委員会委員の任命については、原案のとおり任命について同意することに決定いたしました。

◎日程第18 選挙第1号

○議長(村上和子君) 日程第18 選挙第1号選挙管理委員及び補充員選挙について、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第182条第1項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名をすることといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

まず、選挙管理委員には、奥田哲也さん、高橋美和子さん、中澤恵久子さん、松本隆二さん、補充員には、藤森淳さん、大道俊夫さん、添田ありささん、四釜啓美さんを指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員及び補充員の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました選挙管理委員に、奥田哲也さん、高橋美和子さん、中澤恵久子さん、松本隆二さん、補充員には、藤森淳さん、大道俊夫さん、添田ありささん、四釜啓美さんが、それぞれ当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序につきましては、ただいま議長が指名しました順序にいたしたいと思っております。これに御異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

以上、当選人には、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

◎日程第19 発議案第1号

○議長(村上和子君) 日程第19 発議案第1号町内行政調査実施に関する決議についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

4番中瀬実君。

○4番(中瀬 実君) ただいま上程されました発議案第1号町内行政調査実施に関する決議について、説明をさせていただきます。

発議案第1号町内行政調査実施に関する決議について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和元年9月25日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中瀬実。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

町内行政調査実施に関する決議。

本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。

記。

1、実施の期日、議決の日以降において、1日以内とする。

2、実施の目的、町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動に資するため。

3、調査事項及び方法。

(1) 町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。

(2) 全議員による合同調査とし、特に意見を付すものについては、各常任委員会の所管事務調査として、それぞれ行うものとする。

(3) 本件は、議会閉会中において調査を行うものとする。

以上、説明といたします。

○議長(村上和子君) これをもって趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(四釜啓美君) なければ討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、発議案第1号町内行政調査実施に関する決議については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議案第2号

○議長(村上和子君) 日程第20 発議案第2号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) 発議案第2号議員派遣について、説明をさせていただきます。

発議案第2号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和元年9月25日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、米沢義英。

賛成者、上富良野町議会議員、中瀬実。同じく、佐川典子。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。記。

1、富良野沿線市町村議会議員研修会。

(1) 目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、占冠村。

(3) 期間、令和元年10月11日、1日間。

(4) 派遣議員、全議員14名。

2、上川町村議会議長会主催の議員研修会。

(1) 目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、美瑛町。

(3) 期間、令和元年10月29日、1日間。

(4) 派遣議員、全議員14名。

提案理由の説明とさせていただきます。

御審議よろしく申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は

御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、発議案第2号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議案第3号

○議長(村上和子君) 日程第21 発議案第3号議会懇談会実施に関する決議についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) 発議案第3号議会懇談会実施に関する決議について、提案理由を説明させていただきます。

発議案第3号議会懇談会実施に関する決議について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年9月25日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、米沢義英。

賛成者、上富良野町議会議員、中瀬実。同じく、佐川典子。

議会懇談会実施に関する決議。

本議会は、次により議会懇談会を実施する。

記。

1、実施の期日、議決の日以降において、3日以内とする。

2、実施の目的、議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動について町民と直接意見交換をするため。

3、実施方法、(1) 町内の公共施設で開催する。

(2) 全議員による懇談会とする。

(3) 本件は、議会閉会中において開催するものとする。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(村上和子君) これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第3号議会懇談会実施に関する決議については、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議案第4号

○議長（村上和子君） 日程第22 発議案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 発議案第4号について説明をさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和元年9月25日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中瀬実。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

趣旨について説明させていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国において、次の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ

安定的に確保すること。

2、森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

審議いただき、お認めいただけるようよろしくお願いたします。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議案第5号

○議長（村上和子君） 日程第23 発議案第5号 特別支援学校の設置基準の策定、及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

2番佐川典子君。

○2番（佐川典子君） ただいま上程されました発議案第5号特別支援学校の設置基準の策定、及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見につきましては、その内容などを以下、朗読をもって発議の趣旨説明とさせていただきます。

発議案第5号特別支援学校の設置基準の策定、及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見

について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和元年9月25日提出。

上富良野町議会議員、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、佐川典子。

賛成者、上富良野町議会議員、中瀬実。

裏面をごらんください。

特別支援学校の設置基準の策定、及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書。

全国的に特別支援学校の児童・生徒の増加が進み、在籍者数は平成20年度の11万2,334人から平成30年度には14万3,379人と、10年間で3万1,045人ふえている。一方、学校数は平成20年度が1,026校で、平成30年度が1,141校と115校ふえただけで、在籍数の増加に見合った学校建設が進んでいない。150人を想定した規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの平等に学ぶ権利が奪われている。

幼稚園から小・中学校、高校、大学、専門学校の全てにある「設置基準」が特別支援学校だけになんことが問題と考える。

また、全国的に特別支援学級に籍を置く児童・生徒が増加傾向にあり、学校基本調査によれば、小・中学校合わせて平成20年度12万4,166人から、平成30年度25万5,520人と2.1倍になっている。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差がある。

さらに8人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、既に限界を超え、特別支援学級の学級編制標準は1学級8名のまま変わっていない。これについても引き下げることが必要と考える。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、特別支援学校の設置基準を策定すること。

2、特別支援学級の学級編制標準を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日。

北海道空知郡上富良野町議会議員、村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上でございます。

御審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第5号特別支援学校の設置基準の策定、及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議案第6号

○議長（村上和子君） 日程第24 発議案第6号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

2番佐川典子君。

○2番（佐川典子君） ただいま上程されました発議案第6号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見につきましては、その内容などを以下、朗読をもって発議の趣旨説明とさせていただきます。

発議案第6号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和元年9月25日提出。

上富良野町議会議員、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、佐川典子。

賛成者、上富良野町議会議員、中瀬実。

裏面をごらんください。

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書。

北海道教育委員会は平成30年3月に「これからの高校づくりに関する指針」（以下、「指針」）を発表した。「指針」は「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とし、3学級以下は、原則統廃合の対象としている。今後もこの「指針」によって高校統廃

合が行われれば、実に95校が統廃合の対象となり、道立高校の約48%の存続が脅かされることになる。

小規模校では、困難さを抱えている生徒にも目が行き届き、一人ひとりの子どもたちに寄り添った教育をすることや、地域の特色を生かした教育課程を編成することができる。しかしながら、こうした利点に目を向けずに「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とする高校統廃合を進めた結果、高校のない地域では遠距離通学を強いられる生徒を多く生み出したことなどから、「機械的に高校をなくさないでほしい」という声が多方面から出されている。

長野県では、学校種や地域の実情を考慮した学校配置の基準を設定している自治体もあるが、北海道は全道一律の基準で統廃合を進めようとしている。北海道の広域性を考え、道独自に少人数学級を高校で実施し、子どもたちや保護者・地域住民の声を聞きながら学校づくりを進めることこそが大切であり、それが北海道の喫緊の課題である地方創生にもつながっていくと考える。

いま求められているのは、地域の学校を存続させ、地域の高校としての機能を果たせる施策の実現である。

よって、北海道及び北海道教育委員会においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、北海道及び北海道教育委員会は独自に少人数学級を高校で実施し、機械的な高校統廃合を行わないこと。

2、北海道及び北海道教育委員会は、地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とするとして「これからの高校づくりに関する指針」を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日。

北海道空知郡上富良野町議会議長、村上和子。

提出先、北海道議会議長、北海道知事、北海道教育委員会教育長。

以上でございます。

御審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（村上和子君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第6号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 閉会中の継続調査申し出について

○議長（村上和子君） 日程第25 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和元年第3回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 1時41分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和元年 9 月 26 日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署名議員 高 松 克 年

署名議員 中 瀬 実